

VII. 安全確保措置（防止措置）

1. 総則

法第6条、第20条第1項第4号イ及び第25条

（犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置）

第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（認定の基準等）

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育、保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。

一～三 （略）

四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程（以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合すること。

イ 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置（第二十六条第七項において「防止措置」という。）

ロ・ハ （略）

五・六 （略）

2 （略）

（児童対象性暴力等対処規程の遵守義務）

第二十五条 認定事業者等は、児童対象性暴力等対処規程を遵守しなければならない。

○ 対象事業者は、犯罪事実確認の結果や、児童等との面談・相談の結果その他の事情を踏まえ、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれ（以下「おそれ」という。）があると認めるときは、その者を対象業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置（以下「防止措置」という。）を講じなければならない（法第6条並びに第20条第1項第4号イ及び第25条）。

○ 本章では、防止措置の内容、防止措置を講じる際の留意点等について示す。

2. 犯罪事実確認の結果等を踏まえて講すべき措置（法第6条関係）

（1）児童対象性暴力等が行われる「おそれがあると認めるとき」の解釈

- 法第6条及び法第20条第1項第4号イの「おそれがあると認める」ケース及びその考え方は次の表のとおり。

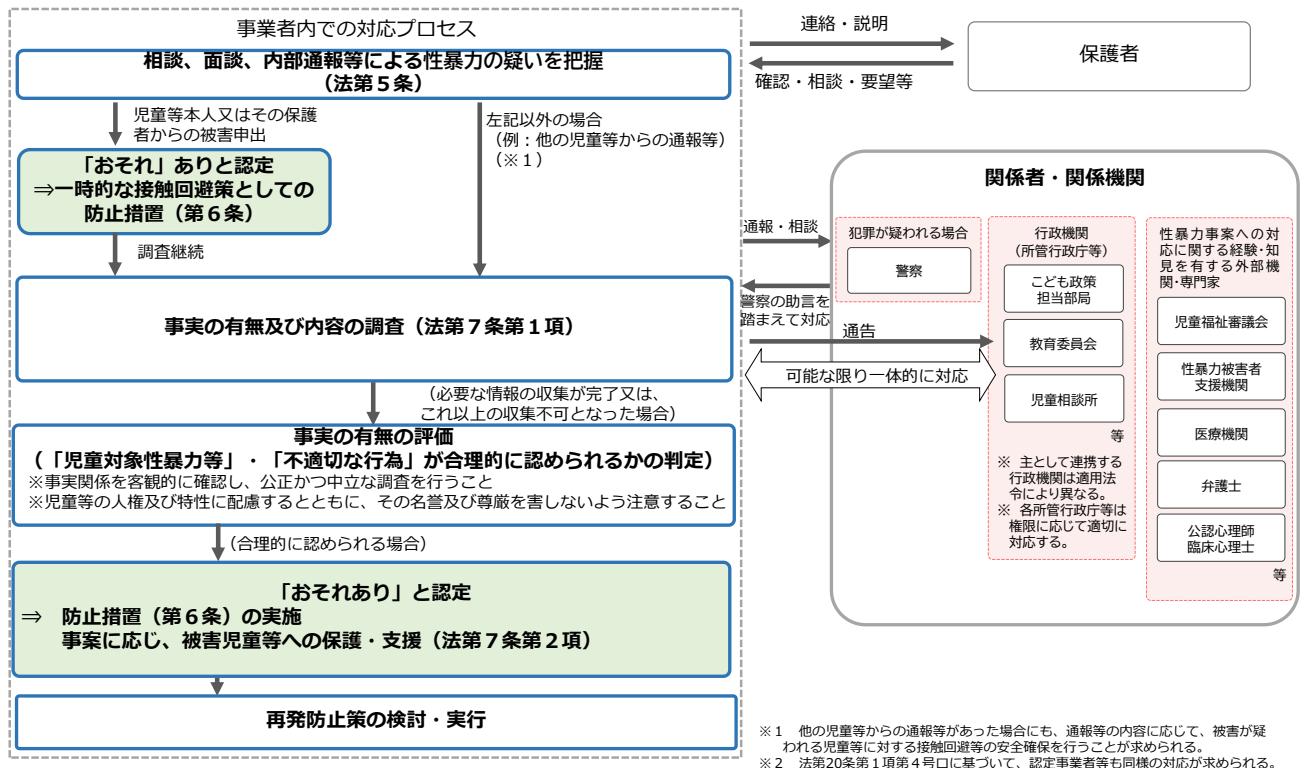
図表 64 おそれの内容及び考え方

「おそれ」の内容	考え方
(ア) 特定性犯罪事実該当者であった場合	事業者は、犯罪事実確認の結果その他の事情を踏まえて「おそれ」の有無を判断するところ、特定性犯罪の確認対象期間が、過去のエビデンスから性犯罪の再犯リスクが特定性犯罪の前科を有しない者と比べて高い期間として設定されているものであること等を踏まえると、特定性犯罪事実該当者であるにもかかわらず「おそれがない」と判断し得るだけの「その他の事情」があることは想定しがたい。このため、通常、事業者は、特定性犯罪事実該当者であったことをもって「おそれ」があると認める。
(イ) 在籍する児童等やその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	在籍する児童等本人又はその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合には、性暴力の被害が引き続き発生している可能性があることから、「おそれ」があると認める（被害があつたことを前提とするものではなく、必要な事実確認ができるまでの暫定的な対応）。
(ウ) 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合は、被害児童等への更なる性暴力等や、他の児童等への被害拡大が生じ得ることから、「おそれ」があると認める。
(エ) 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合	不適切な行為は、当該行為そのものは性暴力等には該当しないが、継続・発展することにより性暴力等につながり得る行為であるため、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合は、「おそれ」があると認める。

（2）児童対象性暴力等が行われる「おそれ」の判断プロセス

- おそれの判断プロセスの概要は次の図のとおり。各プロセスにおける詳細な留意点等については、「V. 3. 児童対象性暴力等を把握するための措置（法第5条、第20条第1項第2号及び第3号関係）」を参照。

図表 65 「おそれ」の判断プロセス



（3）児童対象性暴力等が行われる「おそれ」に応じた防止措置の内容

- 「おそれ」の内容に応じて講じるべき防止措置の内容は、次の表のとおり。

図表 66 おそれに応じた防止措置の内容

「おそれ」の内容	防止措置の内容
(ア) 特定性犯罪事実該当者であった場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該教員等を対象業務に従事させない。 (例:新規採用の場合は内定取消し等、現職者（※）の場合は対象業務以外への配置転換等)
(イ) 在籍する児童等やその保護者から、特定の教員等による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合	<ul style="list-style-type: none"> 被害拡大防止のため、被害が疑われる児童等と加害が疑われる教員等の接触の回避を行う。 (例:一時的に対象業務から外し、自宅待機や別業務に従事させるなど)
(ウ) 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該教員等を対象業務に従事させない。 (例:懲戒事由に該当する場合には、就業規則に沿った対応を行うとともに、防止措置として不十分である場合には、対象業務以外への配置転換等を講じるなど)
(エ) 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適	<ul style="list-style-type: none"> 重大な不適切な行為である場合には、(ウ)に準じた対応を行う。 初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは、当該行為を繰

「おそれ」の内容	防止措置の内容
切な行為が行われたと合理的に判断される場合	り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことも考えられるが、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、(ウ)に準じてより厳格な対応を行うことが考えられる。

※ 現職者とは次に掲げる者をいう ((4)において同じ。)。

- ・ 施行時現職者
- ・ 法の施行の際に、学校設置者等又は施設等運営者において対象業務以外の業務に従事していたが配置転換等により対象業務に従事することとなった者
- ・ 認定時現職者
- ・ 認定等の際に、認定事業者等において対象業務以外の業務に従事していたが配置転換等により対象業務に従事することとなった者

(4) 労働法制等を踏まえた留意点

(雇用管理上の措置とその留意点)

○ 対象事業者が、防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、労働契約法等の労働関係法令等を遵守した対応が求められる。

防止措置として講じることが想定される雇用管理上の措置ごとの労働法制等を踏まえた留意点は、次の表のとおり。

図表 67 労働法制等を踏まえた留意点

雇用管理上の措置	留意点
配置転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判例では、「就業規則に業務上の都合により労働者に転勤や配置転換を命ずることができる旨の定めがあり、勤務地や職種を限定する合意がない場合には、企業は労働者の同意なしに転勤や配置転換を命じることができる」とされている。 ・ このため、雇用契約上、明示又は黙示に、勤務地限定合意や職種限定合意がある場合には、同意が必要となる（その場合、同意のない配置転換は雇用契約上の根拠を欠くものとして無効）とされている。
内定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 判例では、内定取消しの有効性について、「採用内定通知書等に記載された採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる」としている。 ・ 内定取消事由として、「重要な経歴の詐称」を定めることは、一般的になされている。
懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約法第15条では、「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観

	<p>的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」とされている³²。</p> <ul style="list-style-type: none"> 判例上、懲戒処分は、懲戒種別と懲戒事由を就業規則に定め、その就業規則を周知している場合に行うことができる。懲戒事由として、「重要な経歴の詐称」や「刑罰法規に該当する場合・企業秩序を乱した場合」等を定めることは、一般的になされている。 一方、懲戒事由に該当する場合であっても、懲戒解雇の有効性が認められるかについては、最終的に司法において、個別の事案に応じて、社会通念上の相当性に照らして判断される。
普通解雇	<ul style="list-style-type: none"> 労働契約法第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」とされており、最終的に司法において判断される³²。 解雇事由としては、一般には、企業秩序違反や適格性の欠如等がある。

- これを踏まえた、「おそれ」の内容に応じた防止措置の内容ごとの詳細な留意点は、次の①から⑤までのとおりである。

なお、留意点と併せて、参考となる裁判例についても順次示すが、これらの裁判例には、性暴力等以外の事由（成績不良等）を理由とした雇用管理上の措置に関するものも含まれるため、性暴力等を理由とした雇用管理上の措置や、法に基づく防止措置として講じた雇用管理上の措置の有効性が司法の場で争われた場合に、必ずしも当該判例等が直接的な先例となるものではない。

① 特定性犯罪事実該当者である場合

- 特定性犯罪事実該当者については、おそれがあるとの判断の下、原則、対象業務に従事させないことが求められる。このため、当該特定性犯罪事実該当者が新規採用の内定者の場合には、内定取消し等を行うことが考えられるほか、現職者である場合には、対象業務以外への配置転換の措置を講じること等が考えられる（そのほかに、対象業務従事者自らの意思により、内定辞退や退職等の対象業務に従事しないことを選択することも想定され得る。）。
- 特定性犯罪事実該当者が内定者である場合及び現職者である場合のそれぞれの場合について、事業者が留意すべき点を示す。

³² 労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）
(出向)

第十四条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

(懲戒)

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

(解雇)

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

(契約期間中の解雇等)

第十七条 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下この章において「有期労働契約」という。）について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。

2 (略)

ア 新規採用者（内定者）の場合の対応

- 判例（裁判例①）では、採用内定の法的性質は事案により異なるとしつつ、採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示をすることが予定されていない事案において、採用内定通知により、始期付の解約権を留保した労働契約が成立するとされている。
- また、同判例では、この解約権の行使としての内定取消しについては、「採用内定通知書等に記載された採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られる」とされている。
- この点、例えば、採用選考過程における経歴詐称を理由とした内定取消しの有効性が認められた事例（裁判例②）がある一方で、内定通知前に経歴調査を行っておらず内定後の調査で判明した事情等を主たる理由として行われた内定取消しについて無効と判断された事例（裁判例③）もある。
- これらを踏まえると、内定者が特定性犯罪事実該当者である場合の対応として、内定取消事由として「重要な経歴の詐称」等が定められている場合であって、採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していたにもかかわらず、虚偽申告又は黙秘があり、採用内定後の犯罪事実確認によって特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合には、当該内定取消事由に該当するものと考えられる。
- 一方、採用選考過程において明示的に特定性犯罪前科の有無を確認していなかった場合は、内定後に法に基づく犯罪事実確認によって特定性犯罪事実該当者であることが分かったとしても、「採用内定当時知ることができず、また、知ることが期待できないような事実」に当たらず、当該事実のみを理由として直ちに内定取消しをすることについて、合理性・相当性が認められるとは考えにくい。
この場合においては、対象業務以外の職での採用の可能性なども検討した上で（※）、採用困難な場合に、内定取消しを検討することになると考えられる。
- ※ 内定時に労働条件として職務・勤務地等が限定されている場合、それ以外の職務・勤務地等で採用することは、労働条件の変更に当たるため、内定者の同意が必要となる。
- したがって、事業者においては、採用選考過程において次の（一）から（三）までの対応をとることが適当である。なお、募集要項、内定通知書、誓約書等については、資料編別紙3・4において参考例を示しているため必要に応じて参考とすること。
(一) 内定通知書等に内定取消し事由として「重要な経歴の詐称」を定めて説明しておくこと

- (二) 採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科が無いことを明示すること
 (三) 誓約書、履歴書等を通して、特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認すること

図表 68 内定取消しに係る裁判例

裁判例①：内定の取消事由として認められるものについて判示された事例	
大日本印刷事件 (最二小判昭和54年7月20日)	大学卒業予定の学生に対する採用内定の取消しの有効性が争われた事案で、採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られると解するのが相当とされた。
裁判例②：採用過程における経歴詐称を理由として内定取消しの有効性を認めた事例	
アクセンチュア事件 (東京高判令和6年12月27日)	中途採用の選考において、応募時の履歴書等における虚偽申告（過去に働いていた会社との間の短期間での雇用契約関係の解消やこれに伴う紛争を秘匿する意図で、履歴書等に当該雇用関係を故意に記載しなかったもの）について、企業は採用内定当時は知ることができなかつた事実であって、虚偽申告の動機、秘匿した事項、秘匿の方法や態様などを考慮し、企業の運営に当たり円滑な相互信頼関係を維持できる性格を欠き、企業内にとどめおくことができないほどの不正義性が認められるため、内定取消しは客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認できるとして、有効とした事例。 (雇用契約書に「オファー撤回条件」として会社による経歴調査を問題なく完了させることが規定されていることから、当該経歴調査により経歴詐称が判明した場合の雇用契約の解約権が留保されたものと解された。)
裁判例③：内定後の経歴調査により判明した事情を主な理由とした内定取消しを無効とした事例	
ドリームエクスチェンジ事件 (東京地判令和元年8月7日)	中途採用の選考において、採用内定通知後に労働者の同意を得て実施したバックグラウンド調査により判明した事情（過去の就業先における業務能力に係る評価）等を主たる理由として使用者がした採用内定取消しについて、採用内定通知前に調査を実施していなかつた（人材紹介会社において既に実施されたものと誤信したことから、内定通知後のバックグラウンド調査で判明した事情は、採用内定当時知ることができず、また、知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取り消すことが解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるとはいえないとして、違法とした事例。

イ 新規採用者（試用期間中）の場合の対応

- いとま特例が適用されることにより、対象業務に従事させた後に犯罪事実確認を行う場合があるため、就業規則に定められた試用期間中に犯罪事実確認を行い、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになる場合が生じることが想定される。
- 判例（裁判例④）では、試用期間を設けた雇用契約は、解約権を留保した雇用契約（契約締結と同時に雇用の効力が確定するが、試用期間中不適格であると認めたときは雇用契約を解約し得るという特約のある雇用契約）であるとされており、当該解約権の留保は、後日における調査（※）や観察に基づく最終決定を留保する趣旨で設定されるものと解されている。
- また、当該留保解約権に基づく解雇は、通常の解雇よりも広い範囲における解雇の自由が認められるとする一方、試用期間中の労働者が他の事業者への就職機会を放棄していること等を踏まえると、留保解約権の行使は、解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存在し社会通念上相当として是認され得る場合にのみ許されるとされている。
- この点、例えば、採用選考過程における経歴詐称を理由とした試用期間中の解約権行使（試用期間後の本採用拒否）が有効と判断された裁判例（裁判例⑤）がある。
※ なお、有期労働契約の場合は、試用期間中の留保解約権の行使についても労働契約法第17条第1項の「やむを得ない事由」が必要であると示した裁判例（裁判例⑥）がある。
- これらを踏まえると、試用期間中に特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合の対応として、就業規則に試用期間中の解約事由や懲戒事由として「重要な経歴の詐称等」が定められている場合であって、採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していたにもかかわらず、虚偽申告又は黙秘があり、試用期間中の犯罪事実確認により特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合には、当該事由に該当するものと考えられる。
- したがって、事業者においては、次の（一）から（三）までの対応をとることが適当である。なお、就業規則については、資料編別紙5において参考例を示しているため必要に応じて参考とすること。
 - （一）就業規則に試用期間中の解約事由又は懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めて説明しておくこと
 - （二）採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科が無いことを明示すること
 - （三）誓約書、履歴書等を通して、特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認すること
- なお、留保解約権に基づく解雇の他、対象業務以外の業務に従事することとして雇用継続することも考えられる。ただし、明示又は黙示に勤務地限定合意や職種限定合意がある場合、

それ以外の勤務地・職種で雇用継続することは、労働条件の変更に当たるため、従事者本人の同意が必要となる。

図表 69 試用期間における解雇に係る裁判例

裁判例④：試用期間における解約権の考え方について判示された事例	
三菱樹脂事件 (最大判昭和48年12月12日)	労働者が採用試験の際に、面接試験で虚偽的回答（学生運動への関与の有無等）をしたため、企業が試用期間の満了に当たり本採用を拒否したことについて、裁判所は雇入れの拒否を認めた事案。 ①試用期間中の解約権留保を、採用決定の当初にはそのものの資質・性格・能力などの適格性の有無に関連する事項につき資料を十分に収集することができないため、「後日における調査や観察に基づく最終的決定を留保する趣旨でされるもの」と把握し、②このような留保解約権に基づく解雇は通常の解雇よりも広い範囲において解雇の自由が認められてしかるべきとしつつ、③留保解約権の行使も、その趣旨・目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当としては認められる場合にのみ許される、と判示した。
裁判例⑤：経歴詐称を理由とした試用期間における解雇（本採用拒否）の有効性が認められた事例	
アクサ生命保険ほか事件 (東京地判平成21年8月31日)	生命保険会社の従業員が、試用期間中に経歴詐称を理由として解雇（本採用拒否）された事案について、別件の解雇等をめぐり係争中である以前勤務していた会社への就労及び解雇の事実を明らかにしなかったことは、会社が原告の採否を検討する重要な事実への手掛かりを意図的に隠したものとして、その主要部分において「経歴詐称」と評価するのが相当として、当該解雇を有効とした事例。
裁判例⑥：有期労働契約の試用期間における解約権の行使について、直ちに雇用を終了せざるを得ないような特別の重大な事由が存在することが必要であるとされた事例	
リーディング証券事件 (東京地判平成25年1月31日)	証券会社に雇用期間1年間の契約で採用され、試用期間中に能力不足等を理由に留保解約権の行使により解雇された事案について、有期労働契約における留保解約権の行使は、使用者が、採用決定後の調査により、または試用中の勤務状態等により、当初知ることができず、また知ることが期待できないような事実を知るに至った場合において、そのような事実に照らし、①その者を引き続き当該企業に雇用しておくことが適当でないと判断することが、解約権留保の趣旨、目的に従事して、客観的に相当であること（労働契約法第16条）に加え、②やむを得ない事由（労働契約法第17条第1項）として雇用期間の満了を待つことなく直ちに雇用を終了せざるを得ないような特別の重大な事由が存在するものと認められる場合に限り有効となると示した事例。

ウ 現職者の場合の対応

- 現職者についても、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合には、防止措置として、原則、対象業務に従事させないことが必要となるが、現職者は、採用選考過程において特定性犯罪前科の有無について確認していない場合があることが想定される。

また、内定者や試用期間中の者に比べ、現職者の解雇の有効性はより厳格に解される。

これらを踏まえ、防止措置として配置転換、懲戒等の措置を行うに当たっては、次の（ア）及び（イ）に留意しつつ対応を行う必要がある。

（ア）配置転換等

○ 配置転換については、就業規則に業務上の都合により労働者に転勤や配置転換を命ずることができる旨の定めがあり、勤務地や職種を限定する合意がない場合には、事業者は労働者の同意なしに転勤や配置転換を命じることができる。

ただし、業務上の必要性がない場合や、業務上の必要性がある場合であっても不当な動機・目的による場合、労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく越える不利益を負わせるものであるときなどには権利濫用として無効となるとされている（裁判例⑦）。

○ 法に基づく防止措置を講じるために、特定性犯罪事実該当者である対象業務従事者をどこもと接しない業務に配置転換をしなければならない場合、当該配置転換は、一般に、上述の「業務上の必要性」は認められるものと考えられ、「不当な動機・目的による場合、労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく越える不利益を負わせるものである」などの事情が無い場合は、権利濫用となる事由には該当しないものと考えられる。

○ 一方、勤務地限定合意や職種限定合意が明示又は黙示にあるときは、当該合意に反する配置転換を行うに当たっては従事者本人の個別的同意が必要である（裁判例⑧）。

また、配置転換に伴い処遇等の変更が生じ、労働条件の変更に該当する場合においても、原則従事者本人の個別的同意が必要となる。

○ したがって、事業者においては、トラブル防止のために、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合には、対象業務に従事させることができないことをあらかじめ周知するとともに、配置転換を検討する際には、その従事者に係る労働条件を踏まえ、必要に応じて個別的同意を得ることが求められる。

○ なお、配置転換の他、雇用維持を目的とした出向や転籍を検討することも考えられるが、その場合は、それぞれ次のような点に留意して対応する必要がある。

（一）出向

就業規則等により出向命令権が労働契約の内容になっていることが必要である。その際は、単に出向を命ずる旨の規定では足りず、出向の定義、出向期間、出向中の社員の

地位、賃金その他処遇等に関して出向労働者の利益に配慮した詳細な規定を定める必要がある（裁判例⑨）。

また、配置転換の場合と異なり労務提供の相手方の変更を伴うため、労働条件が大幅に下がる出向や復帰が予定されない出向には、それを行わなければならない企業経営上の事情が認められない限り、権利濫用として無効になる（裁判例⑨）。

（二）転籍

裁判例（裁判例⑩）では、転籍は使用者の包括的個人権に基づき一方的に行うことはできず、労働者の個別的同意が必要とされている。

図表 70 配置転換、出向及び転籍に係る裁判例

裁判例⑦：転勤命令について、権利の濫用に当たるかどうかの判断基準を示した事例	
東亜ペイント事件 (最二小判昭和61年7月14日)	転勤命令について、業務上の必要性がない場合、業務上の必要性がある場合であっても他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき、労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情がある場合でない限りは、権利の濫用になるものではないとした上で、本件の営業担当者に対する神戸から名古屋への転勤命令拒否を理由とする懲戒解雇につき、本件における単身赴任となる生活上の不利益は、転勤に伴い通常甘受すべき程度のもので、本件転勤命令は権利濫用にあたらないとされた事例。
裁判例⑧：職種限定・業務限定の合意がある場合の配置転換命令は個別的同意が必要であることを示した事例	
滋賀県社会福祉協議会事件 (最二小判令和6年4月26日)	労働者と使用者との間に当該労働者の職種や業務内容を特定のものに限定する旨の合意がある場合には、使用者は、当該労働者に対し、その個別的同意なしに当該合意に反する配置転換を命ずる権限を有しないと解されるとした上で、福祉用具についての改造等の開発の業務限定合意があった者に対して、福祉用具改造の需要が減少したことを理由に労働者の同意なく行った総務課施設管理担当への配置転換命令は無効とされた事例。
裁判例⑨：就業規則等に社外勤務条項があることや社外勤務協定に処遇等に配慮した規定があるという事情の下では個別的同意なしに出向命令を発令できるとした事例	
新日本製鐵事件 (最二小判平成15年4月18日)	会社（出向元）がその労働者に対し、協力会社への業務委託に伴い当該協力会社への出向を命じたが、一部の労働者が出向命令に同意しなかったことについて、裁判所は出向命令を有効と認めた事例。就業規則や労働協約に社外勤務条項があること、社外勤務協定において、社外勤務の定義、出向期間、出向中の社員の地位、処遇等について出向労働者の利益に配慮した詳細な規定が設けられていること等の事情の下においては、労働者の個別的同意なしに出向命令を発令することができると判断された。出向措置を講ずる必要があったこと、出向措置の対象となる者

	の人事選考基準には合理性があったこと、業務内容や勤務場所には何らの変更はなく、社外勤務協定による出向中の社員の地位、待遇等に関する規定等を勘案すれば、労働者がその生活関係、労働条件等において著しい不利益を受けるものとはいえず、出向命令に至る手続に不相当な点もないことから出向命令が権利の濫用に当たるということはできないと判断された。
	裁判例⑩：転籍は使用者の包括的個人権に基づき一方的に行うことはできず、労働者の同意が必要とした事例
三和機材事件 (東京地判平成 7年12月25日)	<p>転籍命令を拒否した労働者を懲戒解雇したことについて、裁判所は懲戒解雇を無効とした事例。</p> <p>転籍命令は、当該労働者との間の労働契約関係を終了させ、新たに転籍先の企業との間に労働契約関係を設定するものであるから、いかに転籍元の企業の再建のために業務上必要であるからといって、特段の事情のない限り、原告の意思に反してその効力が生ずる理由はなく、原告の同意があつてはじめて本件転籍命令の効力が生ずるものというべきとした上で、当該労働者の転籍出向命令拒否が信義則違反・権利濫用に当たるとする事情があるとはいえず、懲戒解雇は、解雇権を濫用してなされたものとして無効であるとされた。</p>

(イ) 解雇

(採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を確認していた場合)

- 採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していたにもかかわらず、虚偽申告又は黙秘があり、法施行後（認定事業者等にあっては認定等の後）に特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった現職者については、重要な経歴の詐称等を理由とした懲戒処分等を行うことが考えられる。
- 懲戒解雇は、
 - ・ 問題となる行為が懲戒事由に該当するか否かや、
 - ・ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利濫用として無効とする旨の労働契約法の規定（同法第15条）等に基づき、最終的には司法において、個別事案ごとに合理性・相当性が判断されることとなる。
- この点、経歴詐称による解雇についての裁判例では、採用選考過程等において、重要な経歴に関する虚偽申告等があったか否か、業務の性質、経歴の性質等を踏まえて、判断がなされている。

- 例えば、採用選考過程において経歴を秘匿したことが、就業規則上の懲戒事由として定められた「……経歴をいつわり……雇入れられたとき」に該当するとして、懲戒解雇を有効とした判例（裁判例⑪）がある。

また、採否の決定の判断に重大な影響を及ぼす経歴に関する詐称で、かつ企業の種類、性格に照らして労使の信頼関係、企業秩序等に重大な影響を与えるものであれば、たとえ、具体的な企業秩序違反の結果が発生しなくともそれに準ずるものとして、懲戒解雇の事由になり得るとした裁判例（裁判例⑪）もある。

- 一方、普通解雇の事案であるが、告知すれば採用されないことが予測される事項について、労働者側から自発的に告知する義務はないとして、採用後にその事実が発覚したしても職務不適格その他就業規則上の普通解雇事由に該当しないとした裁判例（裁判例⑫）もあることから、採用選考過程において事業者から明示的に経歴を確認することは重要である。
- これらを踏まえると、現職者が特定性犯罪事実該当者である場合の対応として、懲戒事由として「重要な経歴の詐称」等が定められている場合であって、採用選考過程において、特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していたにもかかわらず、虚偽申告又は黙秘があり、採用後の犯罪事実確認により特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合には、懲戒事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられる。
- 事業者においては、施行時・認定時までに新たに採用する者については、採用選考過程において次の（一）及び（二）の対応をとることが適当である。なお、募集要項、誓約書等については、資料編別紙3・4において参考例を示しているため必要に応じて参考すること。
 - （一）採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科が無いことを明示すること
 - （二）誓約書、履歴書等を通して、特定性犯罪前科の有無を書面等で明示的に確認すること

（採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を確認していなかった場合）

- 採用選考過程において明示的に特定性犯罪前科等を確認していなかった場合については、採用後の犯罪事実確認により特定性犯罪事実該当者であることが明らかになったとしても、当該事実のみを理由として直ちに解雇することについて、合理性・相当性が認められるとは考えにくい。
- したがって、採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していない者については、
 - ・ 法施行前（認定事業者等にあっては認定等を受ける前）に、特定性犯罪事実該当者については対象業務に従事させられないことを周知・伝達しておくとともに、

- ・ まずは配置転換や業務範囲の限定により対象業務に従事させないよう検討することが考えられる。
- 配置転換等の留意点については、「(ア) 配置転換等」に記載したとおりである。
- 仮に、配置転換等の措置を講じることを十分に検討したが、事業所の規模や業務内容から、法に基づく防止措置を履行するためには解雇以外の選択肢が取り得ないという事情の下で普通解雇を行い、当該普通解雇の有効性が司法の場で争われる場合、
 - ・ 事業者に児童対象性暴力等の防止等の責務があることを明らかにし、そのために必要な措置を講じることにより児童等の心身の健全な発達に寄与することを立法の趣旨とする、この法に基づく防止措置として行ったものであるという前提の下では、
 - ・ 当該事情があったと認められる場合に、当該事情は普通解雇の有効性の判断に当たって重要な要素として考慮され得るが、
 - ・ 最終的には司法の場において、個別の事案ごとに具体的な事実関係に基づいて客観的合理性・社会的相当性の観点から判断されることとなる。
- なお、配置転換等の検討に加えて、当該検討の状況等も踏まえて従事者本人の意向を丁寧に確認することや、必要に応じて可能な範囲で再就職に係る支援を行うことなども、防止措置を円滑に講じるための方策として考えられる。

図表 71 経歴詐称を理由とした懲戒解雇に係る裁判例

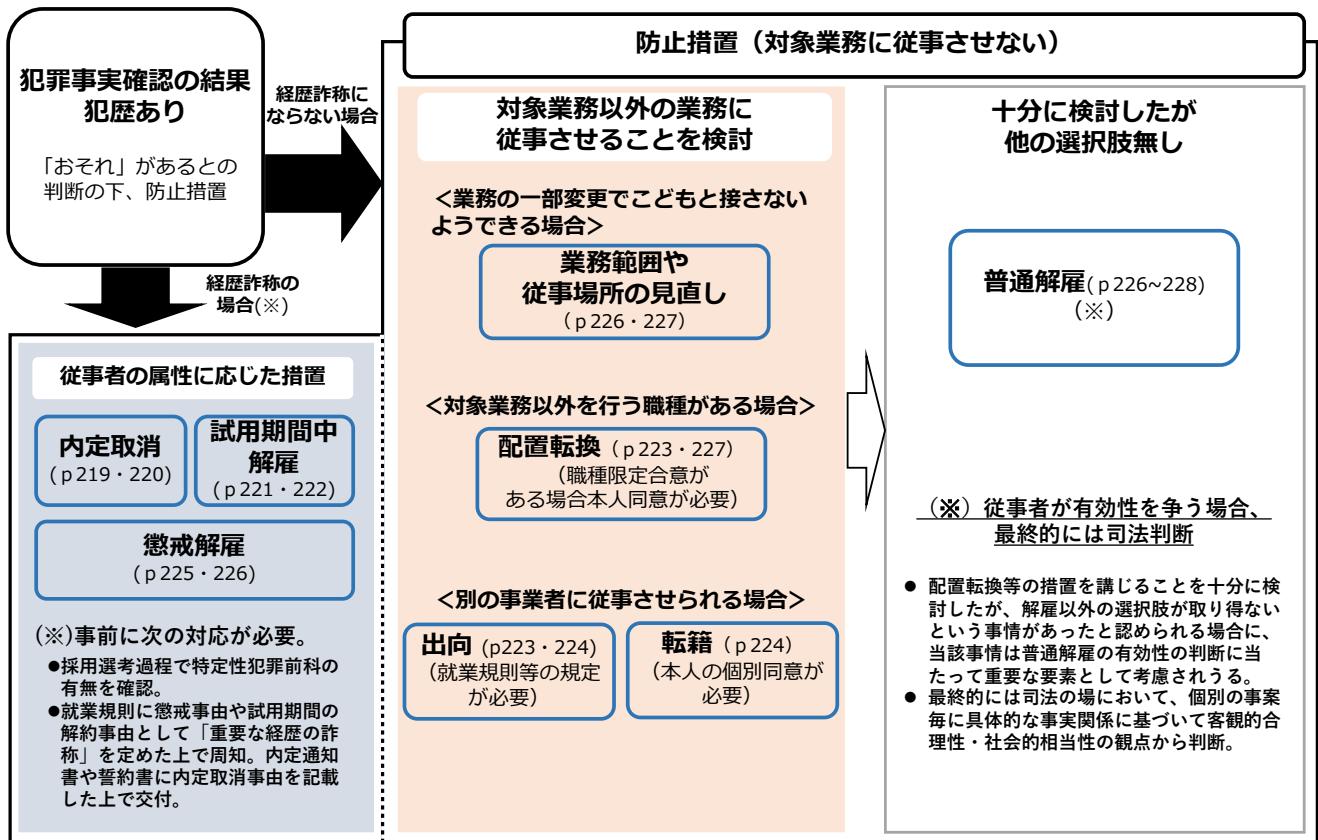
裁判例⑪：「重要な経歴の詐称」が懲戒事由に該当するとして懲戒解雇の有効性を認めた事例	
炭研精工事件 (最一小判平成3年9月19日)	無断欠勤、経歴詐称、禁錮以上の刑に処せられたこと、無許可ビラ配布を理由とする懲戒解雇につき、経歴詐称と禁錮以上の刑に処せられたことの二点について懲戒解雇事由該当性を肯定し、懲戒解雇を有効とした。
弁天交通事件 (名古屋高判昭和51年12月23日)	タクシー乗務員の経験者を採用しない方針を取っているタクシー会社において、面接時に前職（タクシー乗務員）を秘匿し、同会社を懲戒解雇された事実を隠蔽して採用された者が解雇された事案について、採否の決定の判断に重大な影響を及ぼす経歴に関する詐称で、かつ当該企業の種類、性格に照らして労使の信頼関係、企業秩序等に重大な影響を与えるものであれば、たとえ、具体的な企業秩序違反の結果が発生しなくともそれに準ずるものとして、懲戒解雇の事由になり得るとして、懲戒解雇を有効とした。
裁判例⑫：採用後に判明した事実が経歴詐称等には該当しないとして解雇が無効とされた事例	
学校法人尚美学園事件	採用面接において、以前の勤務先においてパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントを行ったとして問題とされた事実を告知しなかったことを理由とする

(東京地判平成24年1月27日)	普通解雇について、告知すれば採用されないことが予測される事項について、労働者側から自発的に告知する義務はないとした上で、当該事実の不告知のみをもって信義則に反するとはいはず、また、採用後に当該事実が発覚し、同人及び同大学の社会的評価が低下したとしても、それは採用以前から存在した可能性が現実化したもので、同大学が当該事実を看過し又は問題にすることなく採用した以上、職務不適格その他就業規則上の普通解雇事由に当たるとはいえないとして、無効とした事例。
------------------	--

(雇用管理上の措置を講じるまでの対応)

- 特定性犯罪事実該当者について、おそれがあるとの判断の下、防止措置を講じるに当たっては、雇用管理上の措置を行う前に、特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報を得るために対象業務従事者本人と面談の場を設けることや、配置転換を行うために転換先の検討等の調整を行うこと等が想定され、一定の準備期間を要する場合があると考えられる。
- この場合においても、事業者が防止措置を講じる義務は当該従事者が特定性犯罪事実該当者であることが明らかとなりおそれがあると認めた時点から生じることや、特定性犯罪の確認対象期間が過去のエビデンスから性犯罪の再犯リスクが特定性犯罪の前科を有しない者と比べて高い期間として設定されているものであること等を踏まえると、準備期間を理由としてこどもとの接触を回避しないことは適当ではない。
- このため、配置転換等の確定的な措置を講じるまでの暫定的な対応としても、対象業務以外の業務に従事させることの他、自宅待機命令を発し自宅待機させること等により、こどもと接する業務に従事させないことが必要である。
なお、自宅待機命令については、業務上の必要性がない場合や不当な動機・目的がある場合は無効となるとする裁判例があるが、法に基づく防止措置を講じる義務が生じている以上、業務命令権の一環として、自宅待機命令を行うことは、一般に可能であると考えられる。
- 上述の特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の雇用管理上の措置を改めて整理すると、次の図のとおりである（各措置の留意点の詳細については、上掲の該当箇所（図中に示すページ番号）を参照）。

図表 72 特定性犯罪事実該当者について防止措置を講じる場合の対応



② 在籍する児童等やその保護者から特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合

- 在籍する児童等やその保護者から特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申出があった場合、当該従事者については、おそれがあるとの判断の下、児童等と当該従事者との接触の回避（一時的な自宅待機命令、対象業務以外の業務に従事させる等）を行うことが必要である。
- 緊急性が高く速やかな対応が求められる一方で、事実の有無や内容等についての事実確認を行う前の段階であり、確認の結果によっては、事実がない場合も考えられるため、労働者保護の観点からは、事実確認が未了であるにもかかわらず、事実があることを前提とした懲戒等の処分や、確定的な配置転換等の労働者の地位に変更を生じさせるような対応をとることはあつてはならない。
- この点、自宅待機命令については、業務上の必要性がない場合や不当な動機・目的がある場合は無効となるとする裁判例があるが、法に基づく防止措置を講じる義務が生じている以上、業務命令権の一環として、自宅待機命令を行うことは、一般に可能であると考えられる（再掲）。

- 一方、裁判例（裁判例⑬・⑭）においては、自宅待機命令の期間の適法性については、事案に応じて判断されている。
- したがって、在籍する児童等やその保護者から児童対象性暴力等の被害の申出があった場合、事業者においては、必要な事実確認ができるまでの間の暫定的な措置として、被害が疑われる児童等と当該従事者との接触を防止するための対応を行った上で、速やかに事実確認を行い、確認結果に基づく適切な対応を行うことが必要である。

図表 73 長期間の自宅待機命令の有効性に係る裁判例

裁判例⑬：長期間の自宅待機命令について違法とされた事例	
ノースウェスト航空事件（千葉地判 平成5年9月24日）	勤務中の航空機内で少量の飲酒をした航空整備士に対する自宅待機命令の発令について、使用者が従業員に対し労務提供の待機を命じることは、当該従業員の労務の性質上就労することに特段の利益がある場合を除き、雇用契約上の一般的指揮監督権に基づく業務命令として許されると解されるとし、適法な業務命令であると認めた事例。ただし、本案において自宅待機命令を長時間継続したことは正当な理由を欠くとして違法とされた。
裁判例⑭：長期間の自宅待機命令について適法とされた事例	
ネッスル事件（東京高判 平成2年11月28日）	妻子がありながら仕事上の立場を利用し、独身の女性と関係を結んだ食品製造販売会社のセールスマンに対する約2年間にわたる自宅待機命令について、同人の行為を非難する葉書が取引先に出回るなど、顧客の同社に対する信頼、信用を甚だしく損なうような事態が生じ、同社は業務上多大な迷惑ないし損害を被ったものであるから、同人に自宅待機を命じたことには相当の理由があり、また、自宅待機の期間が長期化することになったのは、同人が自己の行為に対する反省を示さなかったためであるから、雇用契約上の労務指揮権に基づく業務命令として違法ではないとされた事例。

③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合

- 調査（※）等の結果、対象業務従事者が児童対象性暴力等を行ったと合理的に判断される場合は、当該従事者について、就業規則に沿った懲戒処分や対象業務以外の業務への配置転換等を講じるなど、原則、対象業務に従事させないことが必要である。
(※) 調査に当たっての留意点（記憶の汚染の防止、警察等の関係機関等との連携については、「V. 4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ関係）」を参照。）
- この場合において、懲戒処分については、児童対象性暴力等という非違行為を理由として行うことが想定されるが、その場合の留意点は次に示すとおりである。

- 判例（裁判例⑯）においては、使用者が労働者を懲戒するには、あらかじめ就業規則に懲戒の種類及び事由を定めておくことを要するとされている。また、就業規則が法的規範としての性質を有するものとして拘束力を生じるためには、その内容について適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続が採られていることを要するとされている。
- このため、事業者は、児童対象性暴力等に該当する行為を行った場合を懲戒事由として就業規則に規定するとともに、従事者に対して周知しておく必要がある。就業規則に懲戒規定を設ける前にした行為に対して、遡って懲戒処分をすることはできない。
- また、懲戒は、
 - ・ 問題となる行為などが懲戒事由に該当するか否かや、
 - ・ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利濫用として無効とする労働契約法第15条の規定等に基づき、最終的には司法において、個別事案ごとに合理性・相当性が判断されることとなる。
- この点、非違行為を理由とした懲戒処分について、例えば、生徒の母親と情交関係をもった教師に対する懲戒解雇行為に係る事案や、痴漢行為を行った鉄道会社の従業員に対する懲戒解雇に係る事案の裁判例（裁判例⑰）においては、事業内容、業務の性質等を踏まえて、許容されない行為を行ったことに鑑み、懲戒解雇の社会通念上の相当性を認め、有効と判断されている。
- 教員等又は教育保育等従事者が児童対象性暴力等を行った場合にも、業務の性質に照らして許容されるものではなく、就業規則に懲戒事由として「児童対象性暴力等に該当する行為を行った場合」等が規定されている場合には、当該事由に基づく懲戒処分は有効なものとして行うことができると考えられる。
- ただし、懲戒の対象となる従事者に対して弁明の機会を与えなかったことにより懲戒処分が無効と判断された事例（裁判例⑱）があるなど、手続的な相当性を欠く場合（※）には、社会通念上相当なものと認められず懲戒権の濫用となる可能性がある。
懲戒処分を行うに当たっては、特段の支障がない限り、本人に弁明の機会を与えるとともに、そのような手続を行うことについて、就業規則や労働協約において事前に明確化しておくことが必要と考えられる。
なお、加害者と疑われる者について、事案発生時の事実調査としてのヒアリングと、懲戒処分の適正手続としての弁明の機会の付与は、それぞれ目的が異なるため、事実調査としてのヒアリングを行えば、弁明の機会の付与が直ちに不要となるものではないことには留意する必要がある。
- したがって、調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合に適切に防止措置を講じることができるよう、事業者においては、次の（一）及び（二）の対応を行う

ことが適当である。なお、就業規則については、資料編別紙5において参考例を示しているため必要に応じて参考とすること。

(一) 懲戒事由として、就業規則に「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等に該当する行為を行ったと認められる場合」「刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったと認められる場合」「企業秩序を乱した場合」等を定め、従事者に対してあらかじめ周知・説明しておくこと

(二) 服務規律を定めた文書（就業規則等）において、児童対象性暴力の範囲や、教育、保育を提供する場において児童対象性暴力等を行うことは法の趣旨や規定に反する行為であり厳格な懲戒処分の対象になり得ることをあらかじめ周知・伝達すること

- なお、就業規則に基づく懲戒処分を行うのみでは、防止措置として不十分である場合（対象業務に従事させないことまではできない場合）も、児童対象性暴力等に該当する行為を行ったと合理的に判断される者を対象業務に従事させることは認められないことから、配置転換等を行うことが必要である。その場合の留意点は、「①特定性犯罪事実該当者である場合 ウ現職者の場合の対応 （ア）配置転換等」に記載のとおりである。

図表 74 就業規則における懲戒に関する定めに係る裁判例

裁判例⑯： 懲戒について、就業規則において懲戒の種別及び事由を定めておくこと及び周知が必要とした事例	
フジ興産事件 (最判平15年10月10日)	上司に反抗的な態度をとったなどとして、直前に施行された新就業規則の懲戒条項に基づき懲戒解雇された事案について、使用者が労働者を懲戒するには、就業規則であらかじめ、懲戒の種別と事由を定めておくことを要すること、就業規則が法的規範としての拘束力を生ずるためには、その内容が適用される事業場の労働者への周知手続が採られていることを要すること等を判示した事例。

図表 75 非違行為に対する懲戒処分に係る裁判例

裁判例⑯： 行為内容、業務の性質等も踏まえて懲戒解雇の有効性を認めた事例	
学校法人白頭学院事件 (大阪地判平9年8月29日)	生徒の母親と情交関係をもった教師に対する懲戒解雇につき、社会生活上の倫理及び教育者に要求される高度の倫理に反しており、「教職員としての品位を失い、学院の名誉を損する非行のあった場合」という懲戒事由に該当し、その他の事情を含めて勘案の上、懲戒解雇を有効とした。
小田急電鉄事件	わずか半年前に痴漢行為で罰金刑に処せられ、昇給停止及び公職の処分を受け、始末書を提出した鉄道会社の十業員が、再び同種行為を行い、逮捕勾留後、条例違反で起訴されたことをもって、懲戒規程に定める「業務の内外を問わず、犯罪行為を行ったとき」との懲戒事由に該当するとしてなされた懲戒解雇処分の有効性が争われた事案について

(東京高判 平成15年12 月11日)	て、被害者に与える影響を考慮すれば決して軽微な犯罪とはいえないことや、鉄道会社の従業員であり、そのような行為を決して行ってはならない立場であることなどから、「業務の内外を問わず、犯罪行為を行ったとき」という懲戒解雇事由に該当し、懲戒解雇を有効とした。
---------------------------	---

図表 76 手続に瑕疵があった懲戒の有効性に係る裁判例

裁判例⑯：懲戒に至る手続に瑕疵があった事案において、懲戒処分が無効と判断された事例	
テトラ・コミュニケーションズ事件 (東京地判 令和3年9月7日)	企業年金の確定拠出年金への移行に係る必要書類の提出を求められ、これに対して「この件で不利益を被った場合訴訟する」旨のメッセージを送信した労働者に対して、懲戒事由に該当するとして、けん責処分を行ったことについて、裁判所は、懲戒処分に当たっては、就業規則等に手続的な規定がなくとも格別の支障がない限り当該労働者に弁明の機会を与えるべきであり、重要な手続違反があるなど手続的相当性を欠く懲戒処分は、社会通念上相当なものといえず、懲戒権を濫用したものとして無効になるものと解するのが相当であるとした上で、当該労働者の態度が、懲戒処分を相当とする程度に業務に非協力的で協調性等を欠くものといえるかについては、経緯や背景を含め当該労働者の言い分を聴いた上で判断すべきであり、弁明の機会を付与しなかったことは些細な手続的瑕疵にとどまるものともいい難いから、本件けん責処分は手続的相当性を欠くものであり無効とされた事例

④ 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合

- 調査等の結果、対象業務従事者が不適切な行為を行ったと合理的に判断される場合は、当該不適切な行為が「ア 初回かつ比較的軽微な場合」及び「イ 重大な不適切な行為である場合」に分けて対応する。

ア 初回かつ比較的軽微な場合

- 不適切な行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは、なぜそのような行為を行ったのか、背景の理由や考えについて尋ねた上で、当該行為を繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行う等、段階的な対応を行うことが考えられる。

イ 重大な不適切な行為である場合

- 重大な不適切な行為を行ったと合理的に判断される場合は、「③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合」に準じた対応を行うことが必要となる。

- 非違行為を理由とした懲戒処分の考え方については、「③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合」に記載のとおりであるが、他方で、刑罰法規に直ちに該当しないような非違行為の場合、それに対する懲戒処分が社会通念上の相当性を有するか否かはより厳格に判断される傾向にある。
- 例えば、悪質性の高い非違行為でなく、それまで非違行為を起こした前歴がない場合に、より軽い懲戒処分を検討することなく、論旨解雇処分を選択したことが社会通念上の相当性を欠き、無効と判断された裁判例（裁判例⑯）がある。
- 一方、非違行為に対して、その是正を求める指導等に従わなかったことを理由とした懲戒処分についての裁判例（裁判例⑰）では、指導等に従わないことが重大な企業秩序違反や業務命令違反に当たるとして、懲戒処分（解雇）について有効と判断されているものがある。
- このため、「ア 初回かつ比較的軽微な場合」において、事業者が行った指導や研修受講命令に従わず、繰り返し同様の不適切な行為を行ったり、再発防止のための研修受講を拒否するような悪質な業務命令違反があつたりする場合には、「③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合」に準じたより厳格な対応を検討することが考えられる。
- したがって、調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合に適切に防止措置を講じることができるよう、事業者においては、次の（一）及び（二）の対応を行うことが適当である。なお、就業規則については、資料編別紙5において参考例を示しているため必要に応じて参考とすること。
 - （一） 懲戒事由として、就業規則に「不適切な行為を行った場合」「企業秩序を乱した場合」、「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかった場合」等を定め、従事者に対してあらかじめ周知・説明しておくこと
 - （二） 服務規律を定めた文書（就業規則等）において、不適切な行為の範囲や、重大な不適切な行為、不適切な行為を繰り返すこと、再発防止のための研修受講を拒否するような悪質な業務命令違反がある場合には、厳格な懲戒処分の対象になり得ることをあらかじめ周知・伝達すること

図表 77 犯罪に該当しない非違行為を理由とした懲戒処分に係る裁判例

裁判例⑯：非違行為を理由とした懲戒処分について、当該処分が社会通念上相当性を欠くとして無効とされた事例	
国立大学法人 アカデミック・	ゼミ学生に対するアカデミック・ハラスメントを理由として大学教員らに対して論旨解雇処分、次いで懲戒解雇処分（以下「本件懲戒処分」という。）がなされたことについて

ハラスメント事件（札幌高判平成24年3月16日）	て、教員の懲戒事由を定める人事規則に該当する事実はあるとした上で、当該教員らが非違行為を犯すに当たっては、動機の点で汲むべき点や酌量の余地があり、その態様が悪質きわまるというものではなく、結果についても、被害学生との関係では重大なものであるが、多数の学生に対して一定の成果をもたらしている面もあること、被控訴人らには、過去に非違行為を起こした前歴はないこと等を考慮すると、減給又は停職というより軽い懲戒処分を検討することなく、論旨解雇処分を選択したことは相当ではなく、本件懲戒処分は、当該教員らにとりいさか酷であり、同様のことが繰り返されるというようなことがあれば別として、現状において、本件懲戒処分を科すことは社会通念上相当性を欠くとして、本件懲戒処分を懲戒権ないし解雇権を濫用するものとして無効とした事例。
裁判例⑯：指導や命令に従わず、繰り返し同様の不適切な行為を行うなどの悪質な業務命令違反があることを理由として行われた懲戒処分の有効性を認められた事例	
大通事件（大阪地判平成10年7月17日）	取引先の労働者に暴言を吐いて脅迫し、器物を損壊し、取引先の管理職にも誹謗する発言をし、また、休職処分に従わなかった労働者を企業が解雇したことについて、休職処分に従う意思のないことを明確にし、翌日は出勤しないという行動に出たことは企業秩序に重大な影響を与える行為ないし被告との信頼関係に重大な影響を与える行為であり、雇用されていた期間が1年6か月余りに過ぎないこと、まだ30歳代前半であり、大型免許及びフォークリフトの免許を有し、再就職も困難ではないことをも考慮され裁判所が解雇を有効とした事例。

（5）事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項

- (4)に示した対応を踏まえ、事業者が法の施行前からあらかじめ行うべきと考えられる事項を改めて整理すると、次のとおりである。なお、就業規則等については、資料編別紙3から5までにおいて参考例を示しているため必要に応じて参考とすること。

① 事業者があらかじめ定めておくべき事項

- 各施設・事業における対象業務従事者の範囲
- 内定取消事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めること
- 就業規則において、懲戒事由として次の内容を定めること
 - ・ 重要な経歴の詐称
 - ・ 「刑罰法規の各規定に違反する行為が認められた場合」、「企業秩序を乱した場合」等の一般的な刑罰法規違反・企業秩序義務違反
 - ・ 「正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき」等の一般的な業務命令違反
 - ・ 「こども性暴力防止法上の「児童対象性暴力等」に該当する行為を行ったとき」、「児童対象性暴力等につながる不適切な行為を行ったとき」
- 就業規則及びその他服務規律等を定めた文書において、次の内容を定めること
 - ・ 「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」の範囲
 - ・ 教育や保育を提供する場においてこれらの行為を行ってはならないこと

- ・ これらの行為を行ったり、それを理由として刑罰を科されたりした場合は、速やかに報告すること
- 採用募集要項の採用条件や内定時の誓約書の誓約事項として、特定性犯罪前科がないことを明示すること

② 事業者が、求職者・現職者（※1）等に対し、あらかじめ確認・伝達を行っておくべき事項

【確認事項】

- ・ 求職者の特定性犯罪前科の有無（※2・3）

【事前伝達等事項】

- ・ 制度の趣旨・目的、各施設・事業における対象業務従事者の範囲、個人情報の管理は徹底されること
- ・ 施行時・認定時又は採用内定後等に、犯罪事実確認の対象となること及び申請従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があること（※2）
- ・ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと（※2）
- ・ 内定取消し事由や試用期間に係る解約事由として、「重要な経歴の詐称」を定めていること
- ・ 就業規則に定める重要な経歴の詐称・刑罰法規違反・企業秩序義務違反・業務命令違反等の懲戒事由に該当する場合は、懲戒処分の対象になり得ること。特に、「児童対象性暴力等」及び「児童対象性暴力等につながる不適切な行為」はこども性暴力防止法の趣旨や規定に反する行為であり、厳格な懲戒処分の対象になり得ること
- ・ その他、採用募集要項の採用条件や内定時の誓約書、関連する服務規律等を定めた文書等の内容（※2）

※1 現職者は、施行時・認定時に法の対象となる業務に従事している（又は配置転換によって従事し得る）者を指す。

※2 書面等で確認・伝達等すること（求職者に対しては採用面接等を通して確認・伝達等することが望ましい。）

※3 求職者に対してのみ実施すべき事項

3. 対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点

(1) 派遣労働者等に対する防止措置

① 対象業務従事者が派遣労働者の場合

○ 派遣労働の場合、派遣先は、労働者派遣契約で定められた業務についての指揮命令権は有するものの、派遣労働者と雇用関係にないため、労働者派遣契約の内容を超えた勤務地・業務の変更等の措置を講じる権限は有さない。また、請負の形態で従事する場合、発注者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない（再掲）。

○ 派遣労働者等について、児童対象性暴力等のおそれがあると認めた場合、防止措置を講じるに当たっては、次のア及びイに掲げる対応を実施することが考えられる（なお、準委任契約の場合であっても、請負契約と同様の対応が考えられる。）。

ア 派遣先等において、取り得る範囲内の防止措置（労働者派遣契約で定められた範囲内の派遣労働者の業務変更（※1）、見通しが良い環境の確保等）を行うこと

※1 請負の場合は、発注者の判断で業務変更することはできない。

イ その上で、派遣先等が派遣元等に対して、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは法第12条違反となることに留意しつつ、可能な範囲（※2）で速やかに児童対象性暴力等のおそれがある事実を派遣元等に対して伝えるとともに、労働者派遣契約や請負契約等に基づき、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請すること（※3）

※2 「おそれ」の内容が、特定性犯罪事実該当者であった場合、犯歴情報そのものを派遣元等に伝えることは、法第12条違反となる。

※3 例えば、

- ・ 労働者派遣契約等に「派遣労働者について、こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると派遣先が認めたときは、派遣元事業主に対し、派遣先の選択において当該派遣労働者の変更又は当該派遣労働者の従事する業務の変更を求めることができる」旨の規定を、
- ・ 請負契約等に「委託業務に従事する者について、こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると学校設置者等が認めたときは、学校設置者等は請負事業主にその旨を伝え、請負事業主は当該者に委託業務に従事させないようにしなければならない」旨の規定を、

あらかじめ盛り込んだ上で、派遣先等から派遣元等に対しては、「おそれがあると認めた」ことのみ伝えつつ交代等を求めることが考えられる。

なお、派遣元等は、労働者派遣事業・請負事業において取得した当該派遣労働者等の交代等に関する情報を、他事業において利用することは認められない。

②対象業務従事者が個人業務受託者の場合

- 個人業務委託の形態で従事する場合、委託者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない。このため、個人業務受託者の場合は、業務委託に係る契約解除事由として、「こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると業務委託者が認めたこと」を盛り込んだ上で、当該条項に沿って対応することが考えられる。

(2) 派遣元等の対応

- 児童対象性暴力等が行われるおそれ等を理由として、労働者派遣契約や請負契約等に基づき派遣労働者の交代や請負業務処理体制の見直し、契約解除を求められ、派遣元等がそれに応じた場合であっても、当該派遣労働者等と派遣元等の雇用契約は継続している。
- この場合、派遣労働者については、派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の許可要件として「労働者派遣契約の終了のみを理由として派遣労働者を解雇しないこと」が課せられているため、派遣元事業主は「こども性暴力防止法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれ」があると伝えられ、労働者派遣契約解除に応じたことのみをもって、派遣労働者の解雇を行うことは許容されない。
- 「法第6条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれ」等があった場合については、次の①及び②の場合に応じてそれに掲げる対応を行うことが考えられる。
 - ① 派遣労働者の場合
 - ア 派遣労働者本人への確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合
 - ・ こどもと接しない業務への変更、別の派遣先への派遣、それらが難しい場合には休業等
 - イ 派遣労働者本人への確認の結果、派遣先において児童対象性暴力等や不適切な行為を行ったことが明らかになった場合
 - ・ こどもと接しない業務への変更、別の派遣先への派遣、それらが難しい場合には休業等
 - ・ 必要に応じて、派遣元事業主の就業規則に沿った懲戒等の対応
 - ② 請負事業主に雇用される請負労働者の場合
 - ・ 必要に応じて、当該請負労働者から事情を聴き、その結果に応じて、請負事業主の就業規則等に照らして適切に対応

4. 防止措置の濫用の防止

- 児童等やその保護者から児童対象性暴力等の被害の申出があったこと等により、一時的に接触回避等の措置を講じたものの、調査により疑いが晴れた対象業務従事者について、当該従事者の職場復帰等に当たって偏見等が生じないような配慮が必要である。
- 具体的には、例えば、対象業務従事者を自宅待機させ調査等を行う場合には、自宅待機の理由等については調査の時点から必要最小限の者の間でのみ情報を共有するなど、うわさ等によって特定の従事者が不利益を被らないようにすることが重要である。
- また、労使間でトラブルが生じたような場合には、都道府県労働局等に設置されている相談窓口（総合労働相談コーナー）や都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等を活用できる。
- なお、事実関係に争いがある中で処分を行い、裁判等になった場合には、事実確認のプロセス等が適切に踏まれていたか否かも評価されることとなるため、本ガイドラインを踏まえた適切なプロセスを踏むことが重要である。

5. 対象業務従事者が公務員の場合の留意点

- 対象業務従事者が公務員の場合、労働契約法ではなく、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)等が適用される。「おそれ」の内容に応じた防止措置の実施に関しては、その考え方や手順に特段の違いが生じるものではない。
- 一方、国家公務員法又は地方公務員法が適用されるため、民間企業における従事者の取扱いと一部違いがあることを踏まえ、次のアからエまでに掲げる点に留意する必要がある。
 - ア 国家公務員の応募者が、採用面接等において特定性犯罪前科等を確認した際に虚偽の回答を行うことは、国家公務員法第40条³³に規定する人事に関する虚偽行為として刑罰の対象となるため、その旨も含め、採用面接等を通じて伝達すること
 - イ 犯罪事実確認の結果を理由とした内定取消しは、採用面接等で明示的に特定性犯罪前科等を確認していない場合であっても、犯罪事実確認の結果のみをもって有効になされ得るが(※1)、正当な理由のない内定取消しは国家賠償法(昭和22年法律第125号)上の損害賠償義務の対象となり得ることも踏まえ、採用面接等で特定性犯罪前科等を確認すること
 - ウ 任用関係の解消(※2)以外の防止措置として、対象業務以外への転任等(※3)の配置転換も含む職務の見直しを検討すること。配置転換を行うに当たっては、公務員の任用に係る成績主義の原則の下、人事評価結果を踏まえた上で、対象業務以外の中から、具体的な転任先等を検討すること
 - エ 児童対象性暴力等の被害の申出があった場合には、業務命令により一時的な接触回避措置を講じることとなるが、加害が疑われる者が起訴された場合には、分限処分としての刑事休職(国家公務員法第79条第2号³³又は地方公務員法第28条第2項第2号³⁴)とすることも考えられること
- ※1 判例(裁判例⑩)においては、公務員の内定通知は事実上の行為に過ぎず、内定通知によって職員として採用すべき法律上の義務を負うものでないと解するのが相当であるとされている。

³³ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)
(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 (略)

二 刑事事件に関し起訴された場合

³⁴ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)
(降任、免職、休職等)

第二十八条 (略)

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

一 (略)

二 刑事事件に関し起訴された場合

3～4 (略)

※2 分限処分については、例えば、地方公務員の場合、地方公務員法第28条第1項において降任又は免職することができる場合を規定しており、同項第3号に「その職に必要な適格性を欠く場合」が規定されているところ、判例においては、免職を行うに当たって判断する「適格性」とは、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性であるとしている（裁判例②）。

また、他の職も含めたすべての職についての適格性の検討・判断をせずに行われた分限処分が違法とされた事例がある（裁判例②）。

※3 転任については、職種限定合意がない場合には、任命権者の自由な裁量に属し、転任の必要性、合理性の観点からみて裁量権の濫用又は逸脱があった場合に違法となると解するのが相当であると示された裁判例がある（裁判例③）。

図表 78 公務員における雇用管理上の措置に関する裁判例

裁判例②：地方公務員における内定行為の法的位置づけについて判示された事例	
東京都建設局採用内定取消事件 (最一小判昭和57年5月27日)	地方公務員である職員としての採用内定の通知がされた場合において、職員の採用は、内規によって辞令を交付することにより行うこととされ、当該採用内定の通知は、法令上の根拠にも基づくものではないなどの事実関係があるときは、当該採用内定の通知は事実上の行為にすぎず、内定通知によって職員として採用すべき法律上の義務を負うものでもないと解するのが相当として、当該内定の取消しは、抗告訴訟の対象となる処分には当たらないとされた事例。
裁判例②：分限処分の事由である適格性の欠如の判断基準を判示した事例	
広島県教育委員会事件 (最二小判昭和48年9月14日)	地方公務員法第28条第1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」について、 ① 当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうこと ② 「その職に必要な適格性」の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に従事してこれを判断するほかなく、その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態度、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互の有機的に関連づけて評価すべく、更に当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要があり、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないこと ③ 適格性の有無の判断は、降任の場合、その職員が現に就いている職についての適格性であるのに対し、免職の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めた全ての職についての適格性であること を判示した事例。

裁判例㉚：他の職も含めた適格性の検討をしなかったことにより、分限免職処分が違法とされた事例	
行政処分取消請求事件 (岡山地判平成21年1月27日)	公立中学校教員が指導力不足と認定され、一年間の研修受講によっても改善がみられない等として分限免職処分を受けたことにつき、教員としての適格性を欠くというだけでは足りず、教員以外の「転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性」を欠いているかどうかを県教委は判断していないので、県教委に裁量権を濫用した違法性があるとされた事例。
裁判例㉛：転任が裁量権の乱用又は逸脱に当たるかどうかの判断基準を示した事例	
観音寺市教委など事件 (高松高判平成5年9月16日)	市立幼稚園に勤務する教員に、教育委員会が行った市立郷土資料館への転任処分につき、教員の同意を要する旨の規定はなく、採用時の同意（地方公務員の採用は被採用者の同意を要する行政処分と解される。）が教員としての職務の従事に限定されたものと解すべき理由はないため、転任は、任命権者の自由な裁量に属し、転任の必要性、合理性の観点からみて裁量権の濫用又は逸脱があった場合に違法となると解するののが相当であるとして、転任処分は適法であるとした事例。

6. 内定辞退者への偏見防止

- 採用内定者が内定を辞退した場合、内定辞退後にその者の採用を検討する他の事業者にとっては、これが犯罪事実確認の結果に起因するものであるか否かが判別できない。
- 当該者が偏見により就労を妨げられることがないよう、事業者は、次の①から③までに掲げる事項に留意する必要がある。

① 内定辞退者の犯罪事実確認記録等の適正な取扱い

- ア 犯罪事実確認により取得した犯罪事実確認記録等については、法の規定に基づく厳格な適正管理が求められること
- イ 犯罪事実確認記録等の目的外の利用や第三者提供は、法の規定により禁止されており、業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を不正な利益を図る目的で提供することや、みだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用することは罰則（法第43条及び第44条第2項）の対象になること
- ウ 犯罪事実確認後に内定辞退した場合には、法第38条第2項の規定により、犯罪事実確認記録等を廃棄及び消去しなければならず、違反した場合には罰則（法第46条第3号）の対象になること

② 内定辞退に係る個人情報の適正な取り扱い

- ア 個人情報保護法においては、個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことは、原則禁止されていること
- イ 職業安定法（昭和22年法律第141号）においては、求職者の氏名等の個人情報を使用する際は、業務の目的の達成に必要な範囲内で使用し、その業務の目的を求職者に対し明らかにしなければならず、本人の同意を得ずに正当な事由なく当該範囲を超えて使用することは禁止されていること

③ 内定辞退には様々な事由があること

- 内定辞退等の選択は様々な事情から行われるものであるため、直ちに犯罪歴の有無と結びつけられるものではないこと

VII. 情報管理措置

1. 総則

(1) 情報管理措置の全体像

- 犯罪事実確認記録等（※）は、個人の特定性犯罪事実を含む情報であり、漏えい等が発生した場合には、従事者個人の権利利益を著しく侵害し、その生活にも影響を与える過度な批判等が生じる可能性がある。また、制度全体への信頼が揺らぎ、本制度を通じて児童等の安全を守ることに支障が生じる可能性や、対象事業者等の信頼や事業継続性にかかる問題となり、結果として、児童等の教育、保育等に影響が出ることもあり得る。
※ 犯罪事実確認記録等とは、次に掲げるものをいう。
 - ・ 犯罪事実確認書
 - ・ 犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録」という。）
(特定性犯罪事実の有無及びそれを直接的に示唆する内容（「黒」・「白」と表現するなど）は、犯罪事実確認書の内容と同義であるため、該当する。)
- このため、法においては、対象事業者等に対して、犯罪事実確認記録等の適正な管理を求めるとともに、対象事業者等、その従事者等が、みだりに特定性犯罪事実等に関する情報を他人に知らせたとき等の様々な場合について、罰則を規定している。特に、対象事業者等の数が多く、その事業内容もさまざまである中で、業務を通じて特定の従事者の特定性犯罪事実を知り得た者が、第三者に不用意にその情報を漏らしてしまうなどのリスクには特に注意を払うべきであることから、対象事業者等は、犯罪事実確認書を閲覧できる者を必要最小限に限定することや、犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること等の、必要な情報管理を徹底する必要がある。
- 対象事業者等には、情報管理措置として、具体的に、次の①から⑤までに掲げる事項への対応が求められる。

① 犯罪事実確認記録等の適正な管理

- 犯罪事実確認実施者等（※）は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない（法第14条）。
※ 犯罪事実確認実施者等とは、次に掲げる者をいう。
 - ・ 学校設置者等
 - ・ 施設等運営者
 - ・ 県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会
- 犯罪事実確認記録等を適正に管理するため、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を実施しなければならない（法第11条、規則第12条）。

- 認定事業者等についても、同等の措置が求められている（法第 20 条第 1 項第 6 号及び第 27 条第 1 項）。

② 目的外利用・第三者提供の禁止

- 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない（法第 12 条）。

- ・ 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）及び学校設置者等と施設等運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合（同条第 1 号）
- ・ 訴訟等の裁判所手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合（同条第 2 号）
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合（同条第 3 号）
- ・ 法、児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合（同条第 4 号）

- 認定事業者等についても、同等の措置が求められている（法第 27 条第 2 項）。

- また、犯罪事実確認書受領者等（※）又はその役員、従事者等は、犯罪事実確認書に記載された情報について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととされている（法第 39 条）。これに違反した場合や、犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、刑罰が科される（法第 43 条及び第 45 条第 2 項）。

※ 犯罪事実確認書受領者等とは、次に掲げる者をいう。

- ・ 犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者
- ・ 法第 9 条第 2 項（県費負担教職員）、第 10 条第 2 項（施設等運営者）又は第 26 条第 7 項（共同認定）の規定により犯罪事実確認書の提供を受けた者

③ 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告

- 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければならない（法第 13 条）。

- 認定事業者等についても、同等の措置が求められている（法第 27 条第 2 項）。

④ 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去

- 犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認記録等について、
 - ・ 犯罪事実確認の確認日から 5 年後の属する年度の末日から起算して 30 日
 - ・ 離職等の日から起算して 30 日
 - ・ 対象事業者に該当しなくなった日から起算して 30 日

を経過する日までに廃棄・消去しなければならない（法第38条）。

⑤ 安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報の取扱い

- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等が、こども性暴力防止法に基づく安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報（①特定性犯罪事実関連情報及び②児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報）は、法において特別な情報管理を求める犯罪事実確認記録等には該当しないが、犯罪事実確認記録等に準じた厳格な情報管理が必要となる。

（2）個人情報保護法との関係

- 個人情報の保護に関する一般法である個人情報保護法においては、事業者に対する情報保護に係る規律が定められており、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等が犯罪事実確認記録等を取り扱う場合も、当該規律は適用される。
- 一方、犯罪事実確認記録等は、個人情報の中でも特に配慮が必要な機微性の高い個人情報であり、漏えい等した場合の権利利益の侵害や制度に対する信頼の喪失のおそれが大きいため、法においては、個人情報保護法上の規律に加えて、より厳格な規制を課すことが必要であるとの考え方の下、前述の①から④までの規定が置かれている。
- 法において特別な情報管理を求める犯罪事実確認記録等には該当しない⑤の機微性の高い情報も含めて、情報管理措置の具体的な内容については、このような考え方を踏まえるとともに、個人情報保護法における規律との整合性を図ることとしている。
- 本章では、上述の内容も踏まえ、情報管理措置に関する具体的な対応事項や留意点等を示す。

2. 犯罪事実確認記録等の適正な管理（法第11条、第14条、第20条第1項第6号及び第27条第1項関係）

法第11条、第14条、第20条第1項第6号及び第27条第1項

（犯罪事実確認記録等の管理に関する措置）

第十一条 第四条（第九条第一項又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により犯罪事実確認を行わなければならない者及び第九条第二項の規定により犯罪事実確認記録の提供を受ける市町村の教育委員会（以下この章において「犯罪事実確認実施者等」という。）は、犯罪事実確認記録等（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下この章及び次章において同じ。）の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じなければならない。

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第十四条 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

（認定の基準等）

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるとときでなければ、認定をしてはならない。

一～五 （略）

六 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。

2 （略）

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第二十七条 認定事業者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならない。

2 （略）

規則第12条

（法第11条等の内閣府令で定める措置）

第十二条 法第11条及び第二十条第一項第六号（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める措置は、管理責任者を設置し、及び犯罪事実確認記録等（法第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）の管理に関する措置（以下「情報管理制度」という。）に係る規程（以下「情報管理制度規程」という。）を定め、これを遵守すること並びに民間教育保育等事業者（法第二条第五項に規定する民間教育保育等事業者をいう。以下同じ。）にあっては、その事業に従事する者を二人以上置くこととする。

2 情報管理制度規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 基本的事項次のイからホまでに掲げる事項

イ 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を必要最小限とすること。

ロ 犯罪事実確認書の内容の記録及び保存を極力避けるとともに、やむを得ず犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、漏えい等（次条第一号及び第二号に規定する漏えい、

	滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。)のリスクに応じた情報管理措置を講ずること。
ハ	情報機器の種類、ネットワークの利用状況等に応じた情報管理措置を講ずること。
ニ	犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと。
ホ	組織の長が情報管理の重要性を理解し、組織的に点検及び改善を実施すること。
二	次に掲げる措置として内閣総理大臣が定めるもの
イ	組織的情報管理措置
ロ	人的情報管理措置
ハ	物理的情報管理措置
ニ	技術的情報管理措置
3	施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定（法第二十一条第一項に規定する共同認定をいう。以下同じ。）を受けようとする民間教育保育等事業者及び事業運営者（法第十九条第一項に規定する事業運営者をいう。以下同じ。）にあっては、情報管理規程に、前項に定める事項に加え、同項各号に掲げる事項に係るそれぞれの役割分担を記載しなければならない。
4	犯罪事実確認実施者等（法第十五条第一項に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。第十四条を除き、以下同じ。）は、当該情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において、初めて交付申請を行う前に、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して、情報管理規程を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合は、電子情報処理組織を使用しないで当該提出を行うことができる。
5	施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が前項の規定により情報管理規程の提出を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。
6	犯罪事実確認実施者等は、第四項の規定により提出した情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第二十四条第三項で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
一	犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二	変更の内容（新旧の対照を明示すること。）及び変更の理由三変更後の情報管理規程の実施予定日
7	前項の届出は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該届出をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
8	施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第六項の規定により届出を行うに

当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和七年こども家庭庁告示第10号）

- 1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第104号。以下「規則」という。）第十二条第二項第二号イの組織的情報管理措置は、次に掲げるものとする。
 - 一 情報管理措置（規則第十二条第一項に規定する情報管理措置をいう。以下同じ。）を講ずるための組織体制を整備すること。
 - 二 犯罪事実確認記録等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録等をいう。以下同じ。）が適切に取り扱われるよう、情報管理規程（規則第十二条第一項に規定する情報管理規程をいう。）を遵守し、及び犯罪事実確認記録等を取り扱う者に遵守させるために必要な措置をとること。
 - 三 犯罪事実確認書（法第三十三条第一項に規定する犯罪事実確認書をいう。第三項第三号において同じ。）の内容を記録し、又は保存する場合には、その運用状況を事後的に確認できるようにするため、犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録に記載する項目を整理し、当該項目に従って犯罪事実確認記録等の取扱いに係る記録を作成すること。
 - 四 漏えい等（規則第十二条第二項第一号ロに規定する漏えい等をいう。以下同じ。）の事案の発生又はその兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること。
 - 五 犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握し、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むこと。
- 2 規則第十二条第二項第二号ロの人的情報管理措置は、犯罪事実確認記録等を取り扱う者に対し、その適正な取扱いについての周知及び必要な研修を行うこととする。
- 3 規則第十二条第二項第二号ハの物理的情報管理措置は、次に掲げるものとする。
 - 一 犯罪事実確認記録等を取り扱うサーバー、コンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域について、それぞれ適切な管理を行うこと。
 - 二 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行うこと。
 - 三 犯罪事実確認書の内容を記録し、又は保存する場合には、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等の持ち運びに当たって犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための方策を講ずること。
 - 四 犯罪事実確認記録等の廃棄若しくは消去をし、又は犯罪事実確認記録等が記録された機器、電子媒体等の廃棄をする場合には、復元不可能な手段で行うこと。
- 4 規則第十二条第二項第二号ニの技術的情報管理措置は、次に掲げるものとする。

- 一 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいて、当該システムを使用する者が正当なアクセス権を有する者であることを識別し、当該識別した結果に基づき認証する機能を具備すること。
- 二 犯罪事実確認記録等を取り扱う者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
- 三 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
- 四 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。

(1) 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の全体像

- 法第14条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等を適正に管理しなければならないこととされており、同条の規定を具体的に担保するため、法第11条においては、犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置その他の犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされている。
- 認定事業者等についても、同等の措置が求められており（法第20条第1項第6号及び第27条第1項）、これに違反した場合は適合命令及び是正命令の対象（法第30条）や認定取消事由（法第32条）に該当する。
- 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的な内容は次の①から③までに掲げるとおり（規則第12条第1項及び第2項）。
 - ① 犯罪事実確認書受領者等及び認定事業者等に求められる情報管理措置として、適正な情報管理に必要な措置が盛り込まれた情報管理規程を策定するとともに、当該規程を適切に遵守すること。
 - ② 情報管理規程には、次のアからオまでに掲げる事項を盛り込むこと（具体的な内容については、後述の（2）において示す）。
 - ア 基本的事項
 - イ 組織的情報管理措置
 - ウ 人の情報管理措置
 - エ 物理的情報管理措置
 - オ 技術的情報管理措置
 - ③ 犯罪事実確認書受領者等及び認定事業者等は、②のイからオまでの措置について、次の（ア）又は（イ）に掲げる2つの水準に基づく措置から選択して情報管理規程に盛り込むこと。可能な限り、（ア）の標準的措置に基づく規程とするとともに、これを満たすように努めること。
 - （ア） 標準的措置

実施に困難をきたすなどの特別な事由がない限りは、相応に実施されるべき基本的水準の措置。

(イ) 最低限求められる措置

小規模事業者等の負担に配慮し、(ア)の水準を一部緩和した水準の措置（個人情報保護法における安全管理措置の水準と同等以上）。全ての事業者が、施設・事業単位で満たすべきもの。

(2) 犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の具体的な内容

- 情報管理規程において定める(1)②アからオまでに掲げる事項等について、その具体的な内容を順次示す。

ア 基本的事項

- 基本的事項として、次の(ア)から(キ)までの基本原則を遵守しなければならない（規則第12条第2項）。特に、情報漏えい等のリスクに鑑み、(ア)及び(イ)を徹底することが重要である。

- (ア) 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
- (イ) 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
- (ウ) やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
- (エ) 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
- (オ) 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
- (カ) 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
- (キ) 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

- (ウ)及び(エ)の具体的な内容については、次の(一)から(三)までに掲げるとおり。

(一) 使用する情報機器の要件 ((エ)関係)

- ・ 業務用端末であること（専用端末の使用を推奨、私用端末は不可）
- ・ 端末OS及びアプリケーションは、最新のバージョンを維持し、提供ベンダーのサポート期間が切れたものは利用しないこと
- ・ 複数のセキュリティ対策を組み合わせることで、一定のセキュリティ水準を確保すること（アンチウイルスソフトウェア（特にPC）等の導入、キャリア通信会社やインターネットプロバイダのセキュリティサービスの活用など）

(二) ネットワークの要件 ((エ)関係)

- ・ ウィルスの侵入や情報漏えいを防止するため、業務上不要なインターネット通信を制限すること
- ・ 事業者の組織的な管理下にあるネットワークを活用する場合には、複数の対策を行う多層防御を実施すること

(三) クラウドサービスの要件 ((ウ)・(エ)関係)

- ・ クラウドサービスの活用は、真にやむを得ない場合に限り認めることとし、利用に当たっては、アクセス管理、セキュリティ設定、データの暗号化等の必要な対策を講じること

- ・ ISMAP 基準³⁵を満たし、国内法が適用される拠点にデータを保存できるクラウドサービスを選定することを原則とすること

○ (才) の具体的な内容については、次の図表のとおり。

図表 79 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じた必要な対応

※網掛けは法関連システムで処理する手続

手順	情報管理措置の主な留意点
①事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等にアクセスできる者を最小限に限定・明確化する。
②犯罪事実確認書の交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法関連システム上での申請を原則とする。 ・ 不正ログイン等を防ぐため、ログインに当たっては、G ビズ ID・認証用アプリによる多要素認証を原則とする。
③従事者への事前通知 (犯歴ありの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法関連システム上での通知を原則。 ・ 従事者本人の真正性を可能な限り高めるため、マイナンバーカードなどの多要素認証を活用した身元確認及び当人認証を原則とする。 ・ 本人通知書の様式は、犯罪事実確認書の様式と同じものを活用する。
④犯罪事実確認書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法関連システム上での閲覧により交付を受けることを原則とする。 ・ 犯罪事実確認書については、万が一のぞき見、漏えい等があった場合に備え、本人が特定できる氏名等の情報は記載せず、法関連システムで別管理している従事者の識別番号（申請番号を想定）のみを記載し、事業者が別途従事者名と照合できるようにする。
⑤（やむを得ない場合の） ・ 犯罪事実確認記録の作成 ・ 犯罪事実確認記録等の事業者間又は事業者内の伝達・利用 ・ 犯罪事実確認記録等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法関連システムにログインすれば、法で定める期限内に限り、いつでも何度も犯罪事実確認書を閲覧することを可能とし、情報の転記等による電子ファイル又は紙の記録・保存・伝達・利用は極力行わない。 <p>※ 事業者内での伝達・利用においても、あらかじめ閲覧権限を設定された者が法関連システムにログインして確認できるようにする。</p> <p>※ 県費負担教職員、施設等運営者又は共同認定の場合に事業者間で情報共有する際には、法関連システム内での権限設定により閲覧できるようにするとともに、閲覧できる者にアクセス制限をかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず記録等を作成・伝達・利用・保存する場合には、リスクに応じた管理措置を求める。
⑥犯罪事実確認記録等の廃棄・消去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法関連システム内で保管する犯罪事実確認書は、法で定める期限に、自動で消去される機能を付加する。 <p>ただし、離職等の場合は、国においてその時期を把握することが難しく、事業者において消去の手続が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等は法により第三者提供を禁止されているため、廃棄を委託

³⁵ ISMAP（イスマップ、Information system Security Management and Assessment Program）基準は、国際標準等を踏まえ、クラウドサービスに対して要求する情報セキュリティ管理・運用の基準をいう。

	することはできない。
⑦帳簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿には犯罪事実確認書の受領日等の情報が含まれ、法関連システム上で自動生成される。
⑧定期報告	<ul style="list-style-type: none"> <u>情報管理措置の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の実施状況（必須報告事項）</u>やその他の事項（任意報告事項）を、情報管理措置の報告事項と併せて報告する。 報告方法は年に一度、法関連システムにおいて、チェックボックス形式を基本とする報告により行う。
⑨漏えい等が発生した際の対応	<ul style="list-style-type: none"> 漏えいその他の内閣総理大臣に報告すべき事案は、①犯罪事実確認記録等の漏えい等、②法第12条違反の事案、③特定性犯罪事実関連情報の漏えい等（高度に暗号化されたものの漏えい等を除く）
⑩その他	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理措置の変更の届出、是正命令への対応完了報告も、基本的に法関連システム上で対応する。

※ 適切な運用を確保するため、犯罪事実確認記録等の取扱記録（犯罪事実確認書の閲覧日時・者、犯罪事実確認記録の作成状況等）を作成し、適切かつ安全に管理されていることを責任者が定期的に確認するとともに、取扱状況の検証を可能とすることが重要。

イ 組織的情報管理措置

○ 組織的情報管理措置として、次の(ア)から(オ)までの措置を講じなければならない。

(ア) 組織体制の整備

○ 情報管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す（下線部は、「標準的措置」及び「最低限求められる措置」の主な違いを指す。以下同じ。）。

図表 80 組織体制の整備

標準的措置	最低限求められる措置
(イ) 犯罪事実確認記録等の取扱いに関する責任者を設置し、事業者における情報管理を統括する。	(イ) 犯罪事実確認記録等の取扱いに関する責任者を設置し、事業者における情報管理を統括する。
(ロ) 責任者は、犯罪事実確認記録等の管理に関する担当者（以下「担当者」という。）を任命し、その権限の一部を担当者に委譲する（責任者が担当者を兼ねることもあり得る）。	(ロ) 責任者は、犯罪事実確認記録等の管理に関する担当者（以下「担当者」という。）を任命し、その権限の一部を担当者に委譲する（責任者が担当者を兼ねることもあり得る）。
(ハ) <u>犯罪事実確認記録等の管理に関する監査を行う者を設置する。</u>	
(ニ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う責任者、担当者、その他従事者（以下「取扱者」という。）を特	(ハ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う責任者、担当者、その他従事者（以下「取扱者」という。）を特

標準的措置	最低限求められる措置
<p>定し、その役割・業務を明確化する。なお、その際、犯罪事実確認記録等を取り扱う従事者は、業務実施に必要となる最低限の者にとどめ、業務実施に不要な者が犯罪事実確認記録等を取り扱うことがないようにする。</p> <p>(責任者、担当者以外に犯罪事実確認記録等を取り扱う者)の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事部門のうち、責任者が認めた者 ・ 情報システム部門のうち、責任者が認めた者 ・ 各部署のマネージャーのうち、責任者が認めた者 <p>(ホ) 法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備する。</p> <p>(ヘ) 犯罪事実確認記録等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制を整備する。</p> <p>(ト) 犯罪事実確認記録等を複数の部署で取り扱う場合、各部署の役割分担及び責任を明確化する。</p>	<p>定し、その役割・業務を明確化する。なお、その際、犯罪事実確認記録等を取り扱う従事者は、業務実施に必要となる最低限の者にとどめ、業務実施に不要な者が犯罪事実確認記録等を取り扱うことがないようにする。</p> <p>(責任者、担当者以外に犯罪事実確認記録等を取り扱う者)の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事部門のうち、責任者が認めた者 ・ 情報システム部門のうち、責任者が認めた者 ・ 各部署のマネージャーのうち、責任者が認めた者 <p>(ニ) 法や情報管理規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備する。</p> <p>(ホ) 犯罪事実確認記録等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制を整備する。</p> <p>(ヘ) 犯罪事実確認記録等を複数の部署で取り扱う場合、各部署の役割分担及び責任を明確化する。</p>

(イ) 情報管理規程に基づく運用

- 情報管理規程に基づき犯罪事実確認記録等を取り扱わなければならない。また、その運用状況を事後的に確認できるようにするため、取扱記録を作成することが重要である。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 81 情報管理規程に基づく運用

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 情報管理規程に基づく運用を確保するため、システムログその他の犯罪事実確認記録等の取扱記録を作成し、適切かつ安全に管理されていることを責任者が定期的に確認する<u>とともに、犯罪事実確認記録等の取扱いの検証を可能とする。</u></p> <p>(整備すべき取扱記録の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認書の閲覧の状況（法関連システムで自動記録） ・ 犯罪事実確認書の情報を転記した犯罪事実確認記録の作成の状況 ・ 犯罪事実確認記録を情報システムで取り扱う場 	<p>(イ) 情報管理規程に基づく運用を確保するため、システムログその他の犯罪事実確認記録等の取扱記録を作成し、適切かつ安全に管理されていることを責任者が定期的に確認する。</p> <p>(整備すべき取扱記録の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認書の閲覧の状況（法関連システムで自動記録） ・ 犯罪事実確認書の情報を転記した犯罪事実確認記録の作成の状況 ・ 犯罪事実確認記録を情報システムで取り扱う場

標準的措置	最低限求められる措置
合、その利用状況（状況に応じ、ログイン実績・アクセスログ等） <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録が記録された媒体等の持ち運び等の状況 犯罪事実確認記録等の伝達の状況（法により認められた事業者間の情報伝達の場合に限る） 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去の状況（犯罪事実確認書については、法関連システムで消去） 	合、その利用状況（状況に応じ、ログイン実績・アクセスログ等） <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録が記録された媒体等の持ち運び等の状況 犯罪事実確認記録等の伝達の状況（法により認められた事業者間の情報伝達の場合に限る） 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去の状況（犯罪事実確認書については、法関連システムで消去）

(ウ) 犯罪事実確認記録等の取扱記録の記載項目の整理

- 犯罪事実確認記録等の取扱記録に記載する項目を整理しなければならない。例えば、犯罪事実確認記録等の種類、責任者・取扱部署、アクセス権を有する者、犯罪事実確認記録等の所在等をあらかじめ明確化しておくことにより、犯罪事実確認記録等の取扱状況を把握可能とすることが重要である。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。また、取扱記録の様式は資料編別紙6を参照すること。

図表 82 犯罪事実確認記録等の取組記録の記載項目の整理

標準的措置	最低限求められる措置
(イ) 事業者において取り扱う犯罪事実確認記録等の種類ごとに、以下のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、取扱状況を把握可能とする。 (記録対象情報の種類) <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認書 犯罪事実確認記録 (記録項目) <ul style="list-style-type: none"> 記録対象情報ごとの取扱責任者・取扱部署、アクセス権者 犯罪事実確認記録等の所在（バックアップがある場合はその所在を含む） 利用目的 等	(イ) 事業者において取り扱う犯罪事実確認記録等の種類ごとに、以下のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、取扱状況を把握可能とする。 (記録対象情報の種類) <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認書 犯罪事実確認記録 (記録項目) <ul style="list-style-type: none"> 記録対象情報ごとの取扱責任者・取扱部署、アクセス権者 犯罪事実確認記録等の所在（バックアップがある場合はその所在を含む） 利用目的 等

(エ) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

- 漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。なお、漏えい等の事案への対応事項詳細は本章「4. 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告（法第13条及び第27条第2項関係）」を参照すること。

図表 83 漏えい等の事案に対応する体制の整備

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 組織の長が主導して、漏えい等の事案の発生時の対応を行うための体制を整備するとともに、対応手順を明確化する。</p> <p>(漏えい等の事案の発生時の対応の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報漏えいの事実の確認 ・ 被害の拡大防止 ・ 影響範囲の特定 ・ 影響を受ける可能性のある本人への通知 ・ こども家庭庁等への報告 ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ (必要に応じて) 事実関係及び再発防止策等の公表 	<p>(イ) 組織の長が主導して、漏えい等の事案の発生時の対応を行うための体制を整備するとともに、対応手順を明確化する。</p> <p>(漏えい等の事案の発生時の対応の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報漏えいの事実の確認 ・ 被害の拡大防止 ・ 影響範囲の特定 ・ 影響を受ける可能性のある本人への通知 ・ こども家庭庁等への報告 ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ (必要に応じて) 事実関係及び再発防止策等の公表

(才) 犯罪事実確認記録等の取扱状況の把握及び情報管理措置の見直し

- 犯罪事実確認記録等の取扱記録等に基づき、情報管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければならない。具体的には、情報管理措置の内容に従って、適正に情報管理が行われているかを定期的に評価し、問題等が発見された場合には速やかに内容の見直しや運用の改善に取り組むことが重要である。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 84 犯罪事実確認記録等の取扱状況の把握及び情報管理措置の見直し

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 法や情報管理規程の遵守状況につき、犯罪事実確認記録等の取扱記録等に基づいて、定期的に自己点検及び他部署等による監査を実施する。</p> <p>(ロ) 自己点検の際、責任者は犯罪事実確認記録等の担当者と取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点について意見交換し、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じ規程を変更する。</p> <p>※ 責任者以外の点検者（取扱者である必要はない）が参加することが望ましい。</p> <p>(監査の方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者内の犯罪事実確認記録等を取り扱う部署とは別の部署による内部監査を実施 ・ 外部の主体による監査活動がある場合には、外部監査活動と合わせて監査を実施 ・ 情報処理安全確保支援士等のセキュリティ資格 	<p>(イ) 法や情報管理規程の遵守状況につき、犯罪事実確認記録等の取扱記録等に基づいて、定期的に自己点検又は他部署等による監査を実施する。</p> <p>(ロ) 自己点検の際、責任者は犯罪事実確認記録等の担当者と取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点について意見交換し、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じ規程を変更する。</p> <p>※ 責任者以外の点検者（取扱者である必要はない）が参加することが望ましい。</p> <p>(監査の方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者内の犯罪事実確認記録等を取り扱う部署とは別の部署による内部監査を実施

標準的措置	最低限求められる措置
を保有する者が実施	

ウ 人の情報管理措置

- 従事者に、犯罪事実確認記録等の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な研修を行うことが求められる。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 85 講すべき人の情報管理措置の内容

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 犯罪事実確認記録等の取扱いに関する留意事項について、従事者に着任時及び定期的に研修等を行う。</p> <p>(ロ) 研修を実施した旨は、記録し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(ハ) 研修以外でも（人事異動の多い時期などに）定期的に意識啓発を行う。</p> <p>(二) 犯罪事実確認記録等についての秘密保持に関する事項や犯罪事実確認記録等の情報管理規程に違反した場合の人事上の取扱いを就業規則等に盛り込む。</p> <p>(ホ) 退職時に、退職後も永久的に情報を漏らしてはならないことを確認する。</p> <p>※ 従事者の就業形態（ボランティア、その他派遣職員等）が複雑な構成となっている場合、研修、規則等の管理も複雑となるが、各形態に係る制度や実情を踏まえて適切に対応する。</p> <p>（研修等の内容の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等の管理の重要性 ・ 情報管理措置の基本原則及び具体的措置内容 ・ 情報管理規程違反若しくは漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 関係法令や社内規程等の変更があった場合はその内容 ・ 禁止事項と罰則 <p>※ <u>事業所で独自に評価した想定リスクとその対処方法等を盛り込んだ説明資料を作成しておくと効果的である。必要に応じて、こども家庭庁が作成する研修教材や情報処理推進機構（IPA）等公的機関が無料で公開している情報セキュリティの研修用ドキュメント等も活用</u></p>	<p>(イ) 犯罪事実確認記録等の取扱いに関する留意事項について、従事者に着任時及び定期的に研修等を行う。</p> <p>(ロ) 研修を実施した旨は、記録し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(ハ) 研修以外でも（人事異動の多い時期などに）定期的に意識啓発を行う。</p> <p>(二) 犯罪事実確認記録等についての秘密保持に関する事項や犯罪事実確認記録等の情報管理規程に違反した場合の人事上の取扱いを就業規則等に盛り込む。</p> <p>(ホ) 退職時に、退職後も永久的に情報を漏らしてはならないことを確認する。</p> <p>※ 従事者の就業形態（ボランティア、その他派遣職員等）が複雑な構成となっている場合、研修、規則等の管理も複雑となるが、各形態に係る制度や実情を踏まえて適切に対応する。</p> <p>（研修等の内容の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等の管理の重要性 ・ 情報管理措置の基本原則及び具体的措置内容 ・ 情報管理規程違反若しくは漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 関係法令や社内規程等の変更があった場合はその内容 ・ 禁止事項と罰則 <p>※ <u>こども家庭庁が作成する研修教材や情報処理推進機構（IPA）等公的機関が無料で公開している情報セキュリティの研修用ドキュメント等を活用することも可能。</u></p>

標準的措置	最低限求められる措置
<p><u>する。</u></p> <p>(研修等の実施方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入社時、昇進時等、配転時研修などの一環として実施。 ・ 関係法令や社内規程の改正等に伴う研修の一環 ・ e-ラーニングによる実施（理解度確認付 e-ラーニングなど、従事者等全員の受講が確認できるように工夫することも考えられる。） ・ 研修会の実施（可能であれば座学だけでなくディスカッションやロールプレイ、訓練、理解度確認テスト等を実施することが望ましい。） <p>(研修以外での意識啓発の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の会議等での説明資料の配布、社内電子掲示板等への掲示、電子メールでの送付 ・ 定期的に行われる朝礼や会議等での、犯罪事実確認記録等の取扱いに関する注意喚起・意識の共有 	<p>(研修等の実施方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入社時、昇進時等、配転時研修などの一環として実施。 ・ 関係法令や社内規程の改正等に伴う研修の一環 ・ e-ラーニングによる実施（理解度確認付 e-ラーニングなど、従事者等全員の受講が確認できるように工夫することも考えられる。） ・ 研修会の実施（可能であれば座学だけでなくディスカッションやロールプレイ、訓練、理解度確認テスト等を実施することが望ましい。） <p>(研修以外での意識啓発の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例の会議等での説明資料の配布、社内電子掲示板等への掲示、電子メールでの送付 ・ 定期的に行われる朝礼や会議等での、犯罪事実確認記録等の取扱いに関する注意喚起・意識の共有

工 物理的情報管理措置

- 物理的情報管理措置として、次の(ア)から(エ)までの措置を講じなければならない。

(ア) 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理

- 犯罪事実確認記録が保存されるデータベース等を取り扱うサーバ、メインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び犯罪事実確認記録等を取り扱う事務を行う区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」と「最低限求められる措置」に示す（下線部は、「標準的措置」と「最低限求められる措置」の主な違いを指す）。

図表 86 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 管理区域がある場合、権限を有しない者の管理区域への立入りの防止等、適切な管理を行う。</p> <p>(管理区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限を有しない者が入室・閲覧しないように施錠（同時に、権限を有しない者が入室・閲覧しないように視線を配るなど、視認性を高める） ・ 管理者による鍵の管理・入退室の際の鍵の貸出しの許可制 ・ 入退室管理（IC カード、ナンバーキー等による 	<p>(イ) 管理区域がある場合、権限を有しない者の管理区域への立入りの防止等、適切な管理を行う。</p> <p>(管理区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限を有しない者が入室、閲覧しないように施錠（同時に、権限を有しない者が入室・閲覧しないように視線を配るなど、視認性を高める） ・ 管理者による鍵の管理、入退室の際の鍵の貸出しの許可制 ・ 入退室管理（IC カード、ナンバーキー等による

標準的措置	最低限求められる措置
<p>入退室管理システムの設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>警備システムの導入、警備員の配置</u> ・ 持ち込む機器等の制限 <p>※ 入退室管理システムの認証方法としては、ICカード認証、生体認証（指紋認証、虹彩認証、静脈認証等）、ワンタイムパスワード、PIN入力の付与等があり、アンチパスバック機能³⁶も併用できる。なお、これらのシステムのうち、製品によっては、入退出者や入退出時刻等を記録する機能を持つものもあるが、その記録を保存することは「視認性の確保」にもつながる。</p> <p>(ロ) 取扱区域を<u>限定し、権限を有しない者の取扱区域への立入りや、犯罪事実確認記録等の閲覧等の防止等、適切な管理を行う。</u></p> <p>(取扱区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>権限を有しない者が入室、閲覧しないように施錠（同時に、権限を有しない者が入室・閲覧しないように視線を配るなど、視認性を高める）</u> ・ <u>管理者による鍵の管理・入退室の際の鍵の貸出しの許可制</u> ・ <u>入退室管理</u> ・ <u>警備システムの導入、警備員の配置</u> ・ <u>持込む機器等の制限</u> ・ 間仕切り等の設置 ・ 座席配置の工夫 ・ のぞき込みを防止する措置の実施 	<p>入退室管理システムの設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち込む機器等の制限 <p>※ 入退室管理システムの認証方法としては、ICカード認証、生体認証（指紋認証、虹彩認証、静脈認証等）、ワンタイムパスワード、PIN入力の付与等があり、アンチパスバック機能も併用できる。なお、これらのシステムのうち、製品によっては、入退出者や入退出時刻等を記録する機能を持つものもあるが、その記録を保存することは「視認性の確保」にもつながる。</p> <p>(ロ) 取扱区域を特定し、権限を有しない者による犯罪事実確認記録等の閲覧等の防止等、適切な管理を行う。</p> <p>(取扱区域の管理手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間仕切り等の設置 ・ 座席配置の工夫 ・ のぞき込みを防止する措置の実施 <p>※ <u>場所の制約等により区域の限定が困難な場合は、区域を特定して、時間帯で利用を区切るなどの工夫をするとともに、後述の「(イ) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止等」の項目に基づいて、アクセス権を有しない者が容易に犯罪事実確認記録等を閲覧等できないような措置を講ずる。</u></p>

(イ) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、電子媒体、書類等の盗難、紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

³⁶ 入室していないIDでは退室できず、退室していないIDでは入室できないなどの機能。これにより、同じIDで、2回連続で入室又は2回連続で退室ができないなど、共連れを防止できる。

図表 87 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

標準的措置	最低限求められる措置
(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体及び書類等の盗難、紛失等を防止するための措置を講じる。 (盜難、紛失等を防止するための措置の例) <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器をセキュリティワイヤーで固定し、もしくは使用者の不在時にノートPC等を机の引出しやロッカー等に格納・施錠する。・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、犯罪事実確認記録が記録された電子媒体又は犯罪事実確認記録が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。	(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体及び書類等の盗難、紛失等を防止するための措置を講じる。 (盜難、紛失等を防止するための措置の例) <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器をセキュリティワイヤーで固定し、もしくは使用者の不在時にノートPC等を机の引出しやロッカー等に格納・施錠する。・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器、犯罪事実確認記録が記録された電子媒体又は犯罪事実確認記録が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
(ロ) 盗難、紛失時に情報漏えいを防止するための措置を講じる。 (盜難、紛失時に情報漏えいを防止するための措置の例) <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪事実確認記録等の電子ファイルの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で保存・ (携帯端末の場合) 紛失時の端末の位置の特定・ (携帯端末の場合) 紛失時の遠隔操作による端末の保護・ (携帯端末の場合) 紛失時の遠隔操作によるデータの消去	(ロ) 盗難、紛失時に情報漏えいを防止するための措置を講じる。 (盜難、紛失時に情報漏えいを防止するための措置の例) <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪事実確認記録等の電子ファイルの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で保存・ (携帯端末の場合) 紛失時の端末の位置の特定・ (携帯端末の場合) 紛失時の遠隔操作による端末の保護・ (携帯端末の場合) 紛失時の遠隔操作によるデータの消去
(ハ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器を紛失した場合は、即時に法関連システム及び情報システムのログインパスワードを変更するとともに、アクセス権の解除を行う。	(ハ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器を紛失した場合は、即時に法関連システム及び情報システムのログインパスワードを変更するとともに、アクセス権の解除を行う。

(ウ) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

- 犯罪事実確認記録等が記録された電子媒体、書類等を持ち運ぶ場合に、情報の漏えいを防止するための安全な方策を講じなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。
- なお、持ち運びがやむを得ない場合とは、事業所の機器が災害、障害等により一時的に情報の閲覧ができない状態の場合において、早急に当該情報を用いた対応が求められる際に電子媒体や書類等による記録の伝達・利用を行うことなどが考えられる。

図表 88 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) やむを得ない場合のみ、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じた上で、犯罪事実確認記録が記載された電子媒体や書類等の持ち運びを行う。その際、持ち運びや伝達等の状況に係る取扱記録を作成し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(ロ) 犯罪事実確認記録を電子媒体に記録する場合、その電子媒体の管理状況の確認を定期的に行う。</p> <p>(紛失・盗難等を防ぐための措置の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> データの暗号化 パスワードの設定 封筒に封入し鞄に入れて搬送する。 公共交通網などを利用する場合は、網棚等を使用せず手元から離さない。 自家用車を利用する場合は車内に放置せず、身体から離さずに移動する 封緘、目隠しシールの貼付けを行う。 施錠できる搬送容器を利用する。 紙媒体へ記録せざるを得ない場合には、権限を有する従事者であっても、利用終了後、速やかに回収し、廃棄又は厳重に保管する等、組織的な管理を徹底する（資料に、通し番号を付すことで遺漏なく回収することが可能となる）。従事者等の手元に紙媒体を残させないことにより、紙媒体を持ち出すことができない状態にする。 <u>情報の持ち運びを行う場合は、対象の従事者に對し退社時の荷物検査を行い、情報持ち出しのチェック等の対策を講じる。</u> 	<p>(イ) やむを得ない場合のみ、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じた上で、犯罪事実確認記録が記載された電子媒体や書類等の持ち運びを行う。その際、持ち運びや伝達等の状況に係る取扱記録を作成し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(ロ) 犯罪事実確認記録を電子媒体に記録する場合、その電子媒体の管理状況の確認を定期的に行う。</p> <p>(紛失・盗難等を防ぐための措置の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> データの暗号化 パスワードの設定 封筒に封入し鞄に入れて搬送する。 公共交通網などを利用する場合は、網棚等を使用せず手元から離さない。 自家用車を利用する場合は車内に放置せず、身体から離さずに移動する 封緘、目隠しシールの貼付けを行う。 施錠できる搬送容器を利用する。 紙媒体へ記録せざるを得ない場合には、権限を有する従事者であっても、利用終了後、速やかに回収し、廃棄又は厳重に保管する等、組織的な管理を徹底する（資料に、通し番号を付すことで遺漏なく回収することが可能となる）。従事者等の手元に紙媒体を残させないことにより、紙媒体を持ち出すことができない状態にする。

(エ) 犯罪事実確認記録等の破棄及び消去並びに機器・電子媒体等の廃棄

- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去並びに犯罪事実確認記録等が記録された機器・電子媒体等の廃棄を行う場合は、復元不可能な手段で行わなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 89 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去並びに機器・電子媒体等の廃棄

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(犯罪事実確認記録等が記録された書類・ファイルや記録媒体等の廃棄、犯罪事実確認記録が保存された電子データの消去を行う場合)</p> <p>紙媒体について復元不可能な状態にして廃棄し、電子媒体については容易に復元できない形にし</p>	<p>(犯罪事実確認記録等が記録された書類・ファイルや記録媒体等の廃棄、犯罪事実確認記録が保存された電子データの消去を行う場合)</p> <p>紙媒体について復元不可能な状態にして廃棄し、電子媒体については容易に復元できない形にし</p>

標準的措置	最低限求められる措置
<p>て消去する。その際、犯罪事実確認記録等を削除したこと、又は犯罪事実確認記録等が保存された機器、電子媒体等を廃棄したことについての取扱記録を作成し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(容易に復元できない状態での機器、電子媒体等の廃棄方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。 ※ 記録媒体からデータを消去しただけでは復元されるおそれがあるため <p>(復元不可能な手段での書類等の廃棄方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なシュレッダー処理、焼却等の復元不可能な手段を採用する。 犯罪事実確認記録等の重要度に応じて、より復元を困難とするため、クロスカット（縦方向と横方向の両方から裁断する）方式のシュレッダーを利用するなど、かけることができる予算も踏まえながら、シュレッダーの機能性について検討する。 犯罪事実確認記録等を廃棄するまで保管するゴミ箱は、取り出すことができない鍵付きゴミ箱に限定する。 	<p>て消去する。その際、犯罪事実確認記録等を削除したこと、又は犯罪事実確認記録等が保存された機器、電子媒体等を廃棄したことについての取扱記録を作成し、責任者が定期的に確認する。</p> <p>(容易に復元できない状態での機器、電子媒体等の廃棄方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録が記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。 ※ 記録媒体からデータを消去しただけでは復元されるおそれがあるため <p>(復元不可能な手段での書類等の廃棄方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なシュレッダー処理、焼却等の復元不可能な手段を採用する。

オ 技術的情報管理措置

- 技術的情報管理措置として、次の(ア)から(エ)までの措置を講じなければならない。

(ア) アクセス者の識別及び認証

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにおいては、①組織の中でも業務上必要な者のみにアクセス権限を付与し、アクセス者として識別した上で、②正当なアクセス権を有する者であることを認証する機能を具備しなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 90 アクセス者の識別及び認証

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 法関連システム及び情報システムを使用する従事者の識別及び認証を行う。</p> <p>(識別及び認証手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録等を取り扱う法関連システム及び情報システムにアクセスする従事者に対して、ユーザーIDによる識別を行い、パスワード、磁気・IC カード、生体認証（指紋認証、虹彩認証、 	<p>(イ) 法関連システム及び情報システムを使用する従事者の識別及び認証を行う。</p> <p>(識別及び認証手法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実確認記録等を取り扱う法関連システム及び情報システムにアクセスする従事者に対して、ユーザーIDによる識別を行い、パスワード、磁気・IC カード、生体認証（指紋認証、虹彩認証、

標準的措置	最低限求められる措置
<p>静脈認証等)、ワンタイムパスワード、PIN 入力の付与等を組み合わせた多要素認証を行う。</p> <p>※ パスワードを設定する際は、容易に推測可能なものは避け、一定の複雑性を持たせたうえで、同一のパスワードを複数のシステムやアプリケーションで使いまわさないこと。</p>	<p>静脈認証等)、ワンタイムパスワード、PIN 入力の付与等を組み合わせた多要素認証を行う。</p> <p>※ パスワードを設定する際は、容易に推測可能なものは避け、一定の複雑性を持たせたうえで、同一のパスワードを複数のシステムやアプリケーションで使いまわさないこと。</p>

(イ) アクセス制御

- 犯罪事実確認記録等の取扱者の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 91 アクセス制御

標準的措置	最低限求められる措置
(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱うことのできる従事者を明確化して限定し、アクセス制御を行う。	(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱うことのできる従事者を明確化して限定し、アクセス制御を行う。
(ロ) 情報システムに犯罪事実確認記録を保存する場合、保存場所の分離等を行った上で、アクセス権を有する者の ID からのみアクセスできるようにアクセス制御を行う。	(ロ) 情報システムに犯罪事実確認記録を保存する場合、保存場所の分離等を行った上で、アクセス権を有する者の ID からのみアクセスできるようにアクセス制御を行う。
(アクセス制御の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権を有する者の ID でログインした PC 等からのみ、その電子データを閲覧できる状態に設定 ・ <u>サーバの物理的分離 (専用サーバの設定)、サーバの仮想化による論理的分離 (1 台のサーバを複数の仮想サーバに分割し、専用サーバを設定)</u> ・ <u>情報システムで犯罪事実確認記録を保存する場合は、ネットワークの分離 (複数のネットワークを構築し、犯罪事実確認記録等を取り扱う回線について専用ネットワークとする等) を実施する。</u> <p>※ ネットワークを分離することで、1 つのネットワークに不正アクセス等があった場合でも、その他のネットワークに保管される犯罪事実確認記録等へは直接アクセスできないため、不正アクセスやウイルス感染に対する被害の拡散防止につながる。</p>	(アクセス制御の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権を有する者の ID でログインした PC 等からのみ、その電子データを閲覧できる状態に設定
(ハ) 異動又は退職する者等が発生した際には、同時に法関連システム及び情報システムからアクセス権を解除するための手続を行う。	(ハ) 異動又は退職する者等が発生した際には、同時に法関連システム及び情報システムからアクセス権を解除するための手続を行う。

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(異動又は退職する者等が発生した際のアクセス制御の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的にアクセス権を有する者の管理状況の確認を実施し、不要な者がいた場合、即時に法関連システム及び情報システムへのアクセス権の解除及びアカウントの削除 	<p>(異動又は退職する者等が発生した際のアクセス制御の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的にアクセス権を有する者の管理状況の確認を実施し、不要な者がいた場合、即時に法関連システム及び情報システムへのアクセス権の解除及びアカウントの削除

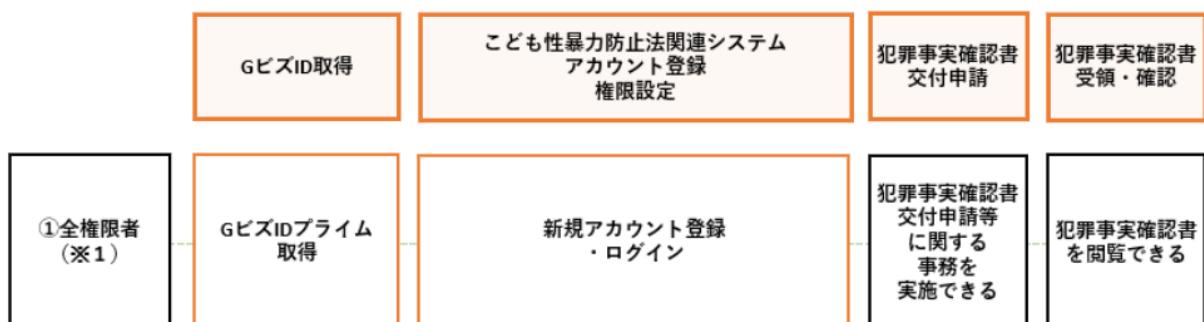
(権限者及び権限の整理)

- こども性暴力防止法関連システムにおいて、犯罪事実確認書の閲覧等を行うに当たっては、事業規模や情報管理の在り方に応じて、次の図表を参考としつつ、「犯罪事実確認書の閲覧」「権限設定」「事務手続」の3つの階層に応じた権限設定を行うとともに、初期のアカウント登録等を行う。
- 次の図表中「権限設定」の権限を有する者（全権限者又は権限設定権者）が、事業者内で法に基づく事務等を行う従事者について、いずれの権限者となるか設定する。犯罪事実確認書の閲覧権限は、事業者内で最小限の人数となるよう留意すること（小規模事業者においては1人に限るなど）。より詳細な権限者及び権限の整理については、別紙7を参照すること。

図表 92 権限者及び権限

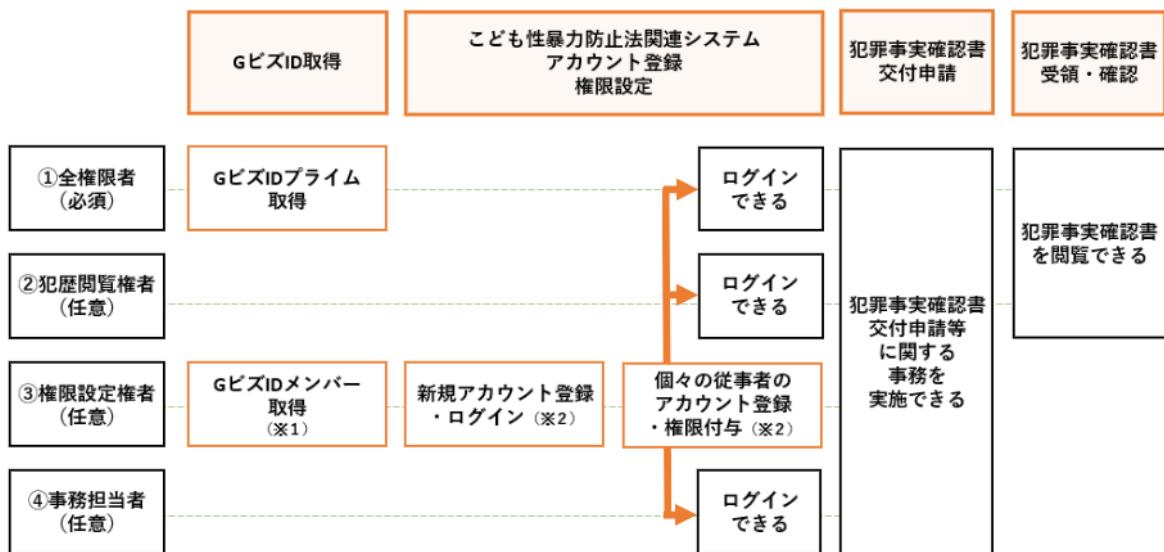
権限者	権限	権限が割り当てられる者の職務のイメージ
①全権限者	犯罪事実確認書の閲覧 権限設定 申請手続等の事務	組織の総責任者、準責任者 (行政の人事担当部長、法人理事長等)
②犯歴確認権者	犯罪事実確認書の閲覧 申請手続等の事務	現場責任者 (公立学校の校長、複数園を運営する法人内の園長等)
③権限設定権者	権限設定 申請手続等の事務	情報システムの責任者
④事務担当者	申請手続等の事務	その他の従事者 (人事担当等)

図表 93 権限者ごとに行う事務フロー①
全権限者が一人で犯罪事実確認書の閲覧その他の事務を行う場合



※1 犯罪事実確認を含む法に基づく手続について統括的な責任を有する者を、事業者で1名設置する。法人の場合は理事長等の法人代表者、法人以外の場合は事業主等が想定される。

図表 94 権限者ごとに行う事務フロー②
全権限者を含む複数名が犯罪事実確認書の閲覧その他の事務を行う場合



※1 GビズIDメンバーの第一管理者を取得する。

※2 アカウント登録・ログイン、個々の従事者のアカウント登録・権限付与についても、全権限者が行うことは可能。

(ウ) 外部からの不正アクセス等の防止

○ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムを、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 95 外部からの不正アクセス等の防止

標準的措置	最低限求められる措置
(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムのオペレーティングシステム(OS)やアプリケーションは、使用期間において提供ベンダーのサポート期限切れにならない製品を利用し、最新のバージョンを維持する。	(イ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムのオペレーティングシステム(OS)やアプリケーションは、使用期間において提供ベンダーのサポート期限切れにならない製品を利用し、最新のバージョンを維持する。
(ロ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器(主にPC)にアンチウイルスソフトウェア等を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。	(ロ) 犯罪事実確認記録等を取り扱う機器(主にPC)にアンチウイルスソフトウェア等を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。
(ハ) ウィルスの侵入や情報漏えいを防止するため、業務上不要なインターネット通信を制限する。	(ハ) ウィルスの侵入や情報漏えいを防止するため、業務上不要なインターネット通信を制限する。

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(二) ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。</p> <p>(不要なインターネット通信制限の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所へのファイアウォールの設置 ・ フィルタリング機能を有するOS標準ソフトウェアの利用 ・ 通信キャリアやインターネットプロバイダの提供するオプションサービス、セキュリティソフトウェア製品等の活用 ・ <u>ネットワークの分離（複数のネットワークを構築し、犯罪事実確認記録等を取り扱う回線については専用ネットワークとする等）及びアクセス制限を実施</u> <p><u>※ ネットワークを分離することで、1つのネットワークに不正アクセス等があった場合でも、その他のネットワークに保管される犯罪事実確認記録等へは直接アクセスできないため、不正アクセスやウイルス感染に対する被害の拡散防止につながる。</u></p> <p>(ホ) 組織的に管理されたネットワークを設置している場合は、「(ウ) 外部からの不正アクセスの防止」の(イ)～(ハ)を含む複数の対策を組み合わせた多層防御を実施する。</p> <p>(多層防御を構成する対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイアウォールの設置 ・ ネットワークの分離及びアクセス制限 ・ ファイルや通信データの暗号化 ・ <u>IDS³⁷／IPS³⁸等による不正アクセスの検知又は遮断</u> ・ <u>DLP³⁹を用いた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止</u> <p><u>(上記以外に外部からの不正アクセス等を防止するための措置の例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>情報システムに犯罪事実確認記録を保存する場合は、外部ネットワークから遮断された領域において保存する。</u> 	<p>(二) <u>責任者によるログ等の定期的な確認により、不正アクセス等を検知する。</u></p> <p>(不要なインターネット通信制限の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所へのファイアウォールの設置 ・ フィルタリング機能を有するOS標準ソフトウェアの利用 ・ 通信キャリアやインターネットプロバイダの提供するオプションサービス、セキュリティソフトウェア製品等の活用 <p>(ホ) 組織的に管理されたネットワークを設置している場合は、「(ウ) 外部からの不正アクセスの防止」の(イ)～(ハ)を含む複数の対策を組み合わせた多層防御を実施する。</p> <p>(多層防御を構成する対策の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイアウォールの設置 ・ ネットワークの分離及びアクセス制限 ・ ファイルや通信データの暗号化

³⁷ Intrusion Detection System：侵入検知システム。システムやネットワークに対する不正なアクセスなどを検知して管理者に通知する技術。

³⁸ Intrusion Prevention System：侵入防御システム。システムやネットワークに対する不正なアクセスなどを検知して自動的に遮断する技術。

³⁹ Data Loss Prevention：データ漏えい防止機能。機密情報や重要なデータを監視し、情報の漏えい、滅失又は毀損を防止する技術。

(エ) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

- 情報システムの使用に伴う犯罪事実確認記録等の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。本措置を達成するための手段・方法を次の表の「標準的措置」及び「最低限求められる措置」に示す。

図表 96 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

標準的措置	最低限求められる措置
<p>(イ) 情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）。</p> <p>(ロ) 犯罪事実確認記録等を含む通信の経路及び内容を暗号化する。</p> <p>(ハ) 移送する犯罪事実確認記録について、パスワード等による保護を行う。</p> <p>（クラウドサービスの使用に伴う漏えい等の防止措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムに犯罪事実確認記録を保存する場合、保存場所の分離等を行った上で、アクセス権を有する者の ID からのみアクセスできるようにする。 ・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにアクセスする従事者に対して、ユーザーIDによる識別を行い、パスワード、磁気・IC カード、生体認証（指紋認証、虹彩認証、静脈認証等）、ワンタイムパスワード、PIN 入力の付与等を組み合わせた多要素認証を行う。 ・ 犯罪事実確認記録等を含む通信の経路及び内容を暗号化する。 ・ ISMAP 基準を満たし、国内法が適用される拠点にデータを保存できるクラウドサービスを選定する。 ・ 既に海外拠点にデータを保存するクラウドサービスを利用しておらず、利用サービスを変更することでかえって漏えい等のリスクが高まる等、やむを得ず海外拠点にデータを保存するクラウドサービスを引き続き利用する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、犯罪事実確認記録等の情報管理のために必要かつ適切な措置を講じる。 	<p>(イ) 情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）。</p> <p>(ロ) 犯罪事実確認記録等を含む通信の経路及び内容を暗号化する。</p> <p>(ハ) 移送する犯罪事実確認記録について、パスワード等による保護を行う。</p> <p>（クラウドサービスの使用に伴う漏えい等の防止措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムに犯罪事実確認記録を保存する場合、保存場所の分離等を行った上で、アクセス権を有する者の ID からのみアクセスできるようにする。 ・ 犯罪事実確認記録等を取り扱う情報システムにアクセスする従事者に対して、ユーザーIDによる識別を行い、パスワード、磁気・IC カード、生体認証（指紋認証、虹彩認証、静脈認証等）、ワンタイムパスワード、PIN 入力の付与等を組み合わせた多要素認証を行う。 ・ 犯罪事実確認記録等を含む通信の経路及び内容を暗号化する。 ・ ISMAP 基準を満たし、国内法が適用される拠点にデータを保存できるクラウドサービスを選定する。 ・ 既に海外拠点にデータを保存するクラウドサービスを利用しておらず、利用サービスを変更することでかえって漏えい等のリスクが高まる等、やむを得ず海外拠点にデータを保存するクラウドサービスを引き続き利用する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、犯罪事実確認記録等の情報管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(3) 情報管理規程

- 上述の内容を盛り込んだ情報管理規程のひな型は、資料編別紙8から10までのとおり。なお、ひな型において複数選択可と記載されている項目については、可能な限り複数の方法を選択し、実施することが望ましい。

- ・ ひな型①（別紙8）

事業者における責任者一人（理事長、人事担当部長等）のみが、法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合

- ・ ひな型②（別紙9）

事業者の責任者を含む複数名が、法関連システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行わない場合

- ・ ひな型③（別紙10）

事業者の責任者を含む複数名が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、法関連システム以外にも犯罪事実確認記録等の記録・保存等を行う場合

※ 「犯罪事実確認記録等の記録・保存」は、犯罪事実確認書に記載された内容の記録・保存をいい、犯罪事実確認を実施済みか否かについての情報の記録・保存は、これに当たらない。

- 犯罪事実確認実施者等（国公立を除く。）は、情報管理規程のひな型を必要に応じて参考にしながら、規程を作成し、一人目の従事者の犯罪事実確認までに、作成した情報管理規程を提出する（規則第12条第4項）。

※ 情報管理規程の内容が法令の規定に違反していると認められる場合は、違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命令され、その措置が講じられたと認められるまでの間は、犯罪事実確認書の交付が留保される（法第35条第3項）。

- 届出の方法及び留意点は、次の①及び②に掲げるとおり。

① 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第12条第4項）

※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。

② 施設等運営者がある場合には、情報管理規程に、上述のアからオまでに掲げる事項に加え、各事項に係る役割分担を記載するとともに、学校設置者等及び施設等運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第12条第3項及び第5項）

(4) 情報管理規程の変更の届出

- 犯罪事実確認実施者等は、規則第12条第4項の規定により提出した情報管理規程を変更しようとするときは、あらかじめ、次の①から③までに掲げる事項を記載した届出書をこども家庭庁に提出しなければならない（規則第12条第6項）。

① 犯罪事実確認実施者等の次の情報

ア 氏名又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者の氏名（法人の場合）

② 変更の内容及び理由（変更の内容については、新旧の対照を明示すること）

③ 変更後の情報管理規程の実施予定日

※ ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合は、軽微な変更として、届出の必要はない。

(ア) 情報管理規程の内容の実質的な変更を伴わないもの（例：部署名・役職名の形式的な変更など）

(イ) 情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの（例：例示されている手法の変更など）

(ウ) 情報管理措置の水準を向上させる変更（例：最低限求められる措置から標準的措置への変更など）

○ 届出の方法及び留意点は、次の①及び②に掲げるとおり。

① 手続は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行うこと（規則第12条第7項）

※ 具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。

② 施設等運営者がある場合には、学校設置者等及び施設等運営者の両方が内容を確認・合意した上で届け出ること（規則第12条第8項）

（5）個人情報保護法との関係

○ 個人情報保護法第23条においては、個人情報取扱事業者⁴⁰（※）に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（安全管理措置）を講ずる義務を課しており、その具体的な内容については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月（令和7年6月一部改正）個人情報保護委員会。以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）等において示されている⁴¹。

○ 個人情報保護法ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者が講すべき安全管理措置として、次の①及び②に掲げる措置を求めている。

① 基本方針を策定すること

② 次のアからオまでの措置を盛り込んだ個人データの取扱に係る規律を整備すること

ア 組織的安全管理措置

⁴⁰ 個人情報データベース等²¹を事業に用いている事業者をいう（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。個人情報保護法第16条第2項）

⁴¹ 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、又は特定の個人情報を容易に検索することができるようとしたもの（個人情報保護法第16条第1項）。個人情報データベース等を構成する個人情報のことを「個人データ」という（個人情報保護法第16条第3項）。

- イ 人的安全管理措置
- ウ 物理的安全管理措置
- エ 技術的安全管理措置
- オ 外的環境の把握

- 個人情報保護法ガイドラインに基づく組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の策定項目と、法に基づく情報管理規程に盛り込む犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置として、個人情報保護法との整合性を踏まえて整理されている組織的情報管理措置、人的情報管理措置、物理的情報管理措置及び技術的情報管理措置の策定項目については、次の表のとおり整理される。

(個人情報保護法ガイドライン及び犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置の策定項目の対照表)

個人情報保護法ガイドライン	犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置
1 組織的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> i 組織体制の整備 ii 個人データの取扱いに係る規律に従った運用 iii 個人データの取扱状況を確認する手段の整備 iv 漏えい等事案に対応する体制の整備 v 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 	(1) 組織的情報管理措置 <ul style="list-style-type: none"> (i) 組織体制の整備 (ii) <u>情報管理規程に基づく運用</u> (iii) <u>犯罪事実確認記録等の取扱記録の記載項目の整理</u> (iv) 漏えい等事案に対応する体制の整備 (v) <u>犯罪事実確認記録等の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し</u>
2 人的安全管理措置 従業者の教育	(2) 人的情報管理措置 従業者の <u>研修・訓練等</u>
3 物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> i 個人データを取り扱う区域の管理 ii 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 iii 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 iv 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄 	(3) 物理的情報管理措置 <ul style="list-style-type: none"> (i) 個人データを取り扱う区域の管理 (ii) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 (iii) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 (iv) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
4 技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> i アクセス制御 ii アクセス者の識別と認証 iii 外部からの不正アクセス等の防止 iv 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止 	(4) 技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> (i) アクセス制御 (ii) アクセス者の識別と認証 (iii) 外部からの不正アクセス等の防止 (iv) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

- なお、既に施設・事業所内における個人情報保護法に基づく基本方針を策定している場合は、法に基づく基本的事項が漏れなく含まれるよう、既存の基本方針を改定する等の対応が求められる（別途、法に基づく情報管理規程を定める場合の改定等は不要）。

3. 目的外利用・第三者提供の禁止（法第12条、第27条第2項、第39条、第43条、第45条第2項、第47条及び第48条関係）

法第12条、第27条第2項、第39条、第43条、第45条第2項、第47条及び第48条

（利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止）

第十二条 犯罪事実確認実施者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 一 第九条第二項又は第十条第二項の規定により提供する場合
- 二 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事案件の捜査のために提供する場合
- 三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合
- 四 第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の二十五第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項の規定により報告若しくは提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応じる場合

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第二十七条 （略）

2 第十二条及び第十三条の規定は、認定事業者等について準用する。この場合において、第十二条中「第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置」とあるのは「第二十六条第七項に規定する防止措置」と、同条第一号中「第九条第二項又は第十条第二項」とあるのは「第二十六条第七項」と、同条第四号中「第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の二十五第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「提出若しくは提示」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

（職員等の秘密保持義務）

第三十九条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書（第三十五条第四項第二号に定める事項が記載されたものに限る。第四十五条第二項において同じ。）に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（情報不正目的提供罪）

第四十三条 犯罪事実確認書受領者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽表示罪及び情報漏示等罪）

第四十五条 （略）

2 第三十九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第四十七条 第四十三条及び第四十五条第二項の規定は、日本国外においてこれらの規定の罪を犯した者にも適用する。

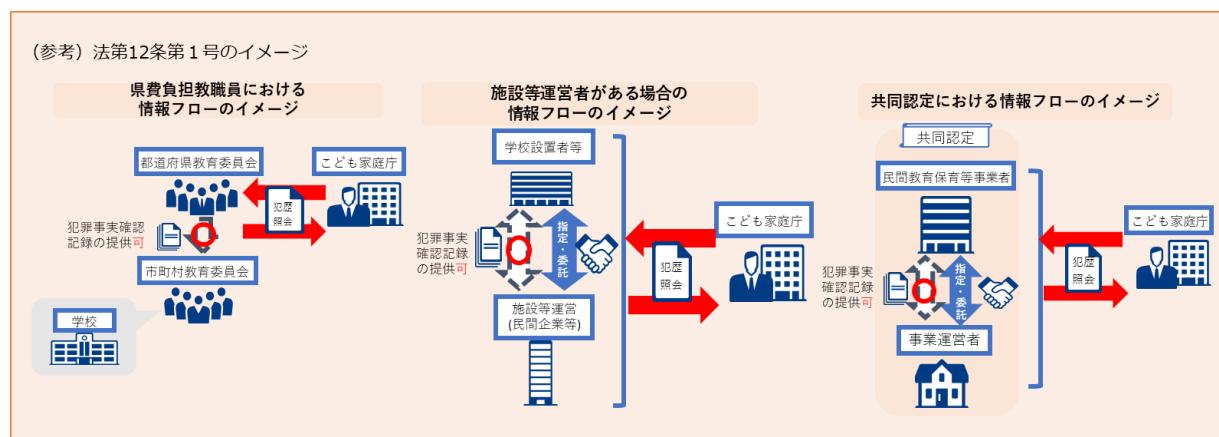
(両罰規定)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 目的外利用・第三者提供の禁止

- 犯罪事実確認実施者等は、次の①から④までに掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない（法第12条）。
- ① 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）及び学校設置者等と施設等運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合（同条第1号）
- ② 訴訟等の裁判所手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合（同条第2号）
- ③ 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合（同条第3号）
- ④ 法、児童福祉法等の規程に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合（同条第4号）

図表 97 ①（法第12条第1号）に該当する場合のイメージ



- 認定事業者等についても、同等の措置が求められており（法第27条第2項）、これに違反した場合は適合命令及び是正命令の対象（法第30条）や認定取消事由（法第32条）に該当する。

（2）目的外利用に当たらない場合

- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等が、防止措置を実施することを目的として、次のア又はイに掲げる措置を行う場合には、法第12条に定める犯罪事実確認書の目的外利用には当たらない。
 - ア 具体的な防止措置の検討・実施に当たり、同一事業者内（例：教育委員会と学校）で、犯罪事実確認記録を必要最低限の関係者間で共有すること
 - イ 犯罪事実確認記録等を端緒に、従事者本人と改めて面談の場を設ける等により、犯罪事実確認書の情報だけでは足りない特定性犯罪事実関連情報を追加的に得ること
 - ※ なお、特定性犯罪事実関連情報の詳細については、本章「6. 安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報の取扱い」を参照すること。

（3）第三者提供の禁止に該当する場合

- 第三者提供に当たる主な例とその留意点は次に掲げるとおり。
 - ・ 保護者からの問い合わせを受けて、特定の従事者の特定性犯罪事実の有無を回答する場合
 - ※ 特定の従事者が犯罪事実確認の対象か否かを回答することは、犯罪事実確認記録等の提供に当たらないが、基本的には開示を控えること。
 - ・ 派遣元等に対して、特定性犯罪事実の有無に関する情報を提供する場合
 - ※ 派遣労働者の交代等を派遣元等に求める場合には、特定性犯罪事実に限定しない形で「法第6条等の防止措置を講ずる必要があるため」といった直接的ではない形の伝達を行うことが考えられる。
 - ・ 法に定める犯罪事実確認記録等の情報管理業務を、他の事業者に委託する場合

（4）県費負担教職員への犯罪事実確認記録等の提供

- 県費負担教職員に係る市町村教育委員会への犯罪事実確認記録等の提供については、当該情報を取り扱う犯罪事実確認書受領者等における取扱者を必要最小限とするため、システム上の閲覧権限を付与することをもって実施することを原則とする。
- このとき、犯罪事実確認記録等の適正管理義務は都道府県教育委員会、市町村教育委員会の双方にかかり、後述の情報不正目的提供罪（法第43条）及び情報漏示等罪（第45条第2項）の罰則が適用される場合は、両罰規定（法第48条）により当該罰則適用の対象者が所属している組織に対しても罰則が適用される。

（5）職員等の秘密保持義務

- 犯罪事実確認書受領者等又はその役員、従事者等は、犯罪事実確認書に記載された特定性犯罪事実がある場合の情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第39条）。

- 犯罪事実確認書受領者等又はその役員、従事者等が、法第 39 条の規定に違反した場合（情報漏示等罪）や、犯罪事実確認書に記載された情報（特定性犯罪事実がない場合を含む。）を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したとき（情報不正目的提供罪）は、刑罰が科される（法第 43 条及び第 45 条第 2 項）。
- 情報不正目的提供罪及び情報漏示等罪に関する規定は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（法第 47 条）。
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上述の情報不正目的提供罪及び情報漏示等罪に係る違反行為をしたときは、刑罰が課されるほか、その法人又は人に対して情報不正目的提供罪及び情報漏示等罪における刑罰が科される（法第 48 条）。
- このように、犯罪事実確認の情報を取り扱う責任者・担当者が従事者の犯罪事実確認記録等の内容を第三者に提供、開始、漏えいした場合、法に基づく刑罰が科され得るほか、当該従事者個人を被害者とする名誉毀損罪等に該当する可能性がある。また、責任者・担当者や事業者が当該従事者個人に対し民事上の損害賠償義務を負う可能性がある。
- 対象事業者等は、このような法違反時に、刑罰が科され得ることや、民事責任の対象になる可能性があることを、犯罪事実確認記録等を取り扱う従事者に対しても、研修等を通じて十分に周知するとともに、これらの行為について就業規則の服務規律（禁止事項）や懲戒事由に定めることで、事前防止を図る必要がある。

4. 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告（法第13条及び第27条第2項関係）

法第13条及び第27条第2項

（犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告）

第十三条 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして内閣府令で定めるものが生じたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（犯罪事実確認記録等の適正な管理）

第二十七条 （略）

2 第十二条及び第十三条の規定は、認定事業者等について準用する。この場合において、第十二条中「第六条（第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の措置」とあるのは「第二十六条第七項に規定する防止措置」と、同条第一号中「第九条第二項又は第十条第二項」とあるのは「第二十六条第七項」と、同条第四号中「第十六条第一項、児童福祉法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の二十五第一項若しくは第四十六条第一項又は認定こども園法第十九条第一項若しくは第三十条第三項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「提出若しくは提示」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

規則第13条及び第14条

（法第十三条の報告が必要な事態）

第十三条 法第十三条（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の内閣府令で定めるものは、次に掲げる事態とする。

- 一 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。次号及び次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 犯罪事実確認記録等が法第十二条（法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
- 三 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者（法第二条第八項に規定する特定性犯罪事実該当者をいう。以下同じ。）であることが確認された者について、法第六条（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する措置又は法第二十六条第七項に規定する防止措置を講ずるために当該者から取得した、特定性犯罪事実に関するより詳細な情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（第一号に掲げるものを除く。）

（法第十三条の報告の内容及び方法）

第十四条 法第十三条の規定による報告は、次項各号に掲げる事項のうち報告を行う時点で把握しているものについて行わなければならない。

2 犯罪事実確認実施者等（法第十一条に規定する犯罪事実確認実施者等をいう。以下この条において同じ。）又は認定事業者等（法第二十二条第一号に規定する認定事業者等をいう。以下同じ。）は、前項の報告に加え、前条各号に掲げる事態を知った日から起算して三十日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の漏えい等（前条各号に規定する漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、六十日以内）に、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 一 概要
 - 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目
 - 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下この条において同じ。）の数
 - 四 原因
 - 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - 六 本人への対応の実施状況
 - 七 公表の実施状況
 - 八 再発防止のための措置
 - 九 その他参考となる事項
- 3 前二項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該報告を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
- 4 法第三十五条第四項第二号の場合に係る犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る前条各号に掲げる事態（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項又は第六十八条第一項に規定する事態を除く。）が生じた場合にあっては、犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等は、前項の規定による通知をする場合には、前条各号に掲げる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければならない(法第13条)。
- 認定事業者等についても、同等の措置が求められており(法第27条第2項)、これに違反した場合は適合命令及び是正命令の対象(法第30条)や認定取消事由(法第32条)に該当する。

(1) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態

- 法第13条の趣旨は、犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって、漏えい等が生じれば、個人の権利利益を害し、また制度そのものへの国民の信頼を喪失するおそれがあるものを広く報告対象とすることで、こども家庭庁が、個人の権利利益の保護のため、被害拡大防止及び再発防止を図ることが必要な事態を把握・対処できるようにすることにある。
- この観点からは、法令上の要件を満たすものであれば、
 - ・ 個人情報保護法上は漏えい等の際の報告対象にはなっていないもの(例:個人データに該当しない犯罪事実確認記録等、特定性犯罪事実がない従事者の犯罪事実確認記録等)
 - ・ 犯罪事実確認記録等以外のもの
 の漏えい等についても、報告対象とすることが重要と考えられる。
- このため、「犯罪事実確認書に記載された情報の漏えいその他の犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われないと認める事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」は、次のアからウまでに掲げるもの(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)とする(規則第13条)。
 - ア 犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 犯罪事実確認記録等が法第12条に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - ウ 特定性犯罪事実関連情報(防止措置を実施するに当たり、人事面談等を通じて犯罪事実確認において特定性犯罪事実該当者であることが判明した対象業務従事者から取得した特定性犯罪事実に関わるより詳しい情報(※))の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(ア及びイに定めるものを除く。)
 - ※ 特定性犯罪事実関連情報の定義等については本章「6. 安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報の取扱い」を参照すること。
- なお、例えば次のような情報は、個人情報保護法に基づく漏えい等の際の報告対象でもあるため、留意すること。
 - ・ 特定性犯罪事実が含まれる個人データ又は保有個人情報
 - ・ 特定性犯罪事実関連情報が含まれる個人データ又は保有個人情報

- ・ 児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報のうち、要配慮個人情報が含まれる個人データ又は保有個人情報
- ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人情報取扱事業者又は行政機関等に対する行為により漏えい等が生じた場合の個人データ又は保有個人情報
- ・ 特定性犯罪事実が含まれない場合であっても、1,000 人を超える情報を含む個人データ又は100 人を超える情報を含む保有個人情報

(2) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告内容

- 重大事態が発生した際の犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等からこども家庭庁への報告内容は、次の(ア)から(ケ)までに掲げるとおりとする（規則第14条第1項及び第2項）。
 - (ア) 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、共同認定である場合又は施設等運営者がいる場合のもう一方の事業者、事実経過等）
 - (イ) 漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目
 - (ウ) 漏えい等が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報に係る本人の数
 - (エ) 原因
 - (オ) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (カ) 本人への対応の実施状況
 - (キ) 公表の実施状況
 - (ク) 再発防止のための措置
 - (ケ) その他の参考となる事項

※ 報告内容には、上述の内容のみ記載することとし、これ以外の情報（例：本人の氏名等）は記載しないこと。

- こども家庭庁は、報告を踏まえ、犯罪事実確認実施者等（国公立を除く。）及び認定事業者等への助言、報告徴収・立入検査、適合命令・是正命令等、必要な対応を行う。
- また、こども家庭庁に報告のあった事案のうち、公表することにより類似事案の再発防止に資すると考えられるものについては、事案の関係者が特定されないよう配慮した上で、公表することとする。

(3) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告方法

- 重大事態が発生した際の犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等からこども家庭庁への報告方法は、次の(一)から(三)までに掲げるとおりとする。
 - (一) 速報の報告
 - ・ 報告を要する事態を知った後、直ちに報告（※）

- （2）の（ア）から（ケ）までに掲げる事項のうち、報告をしようとする時点において把握している事項を報告

（二） 確報の報告

- 報告を要する事態を知った日から起算して30日以内（当該事態が不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報漏えい等である場合にあっては、60日以内）に報告
- （2）の（ア）から（ケ）までに掲げる事項のうち、当該事態に関する報告が必要なものを報告

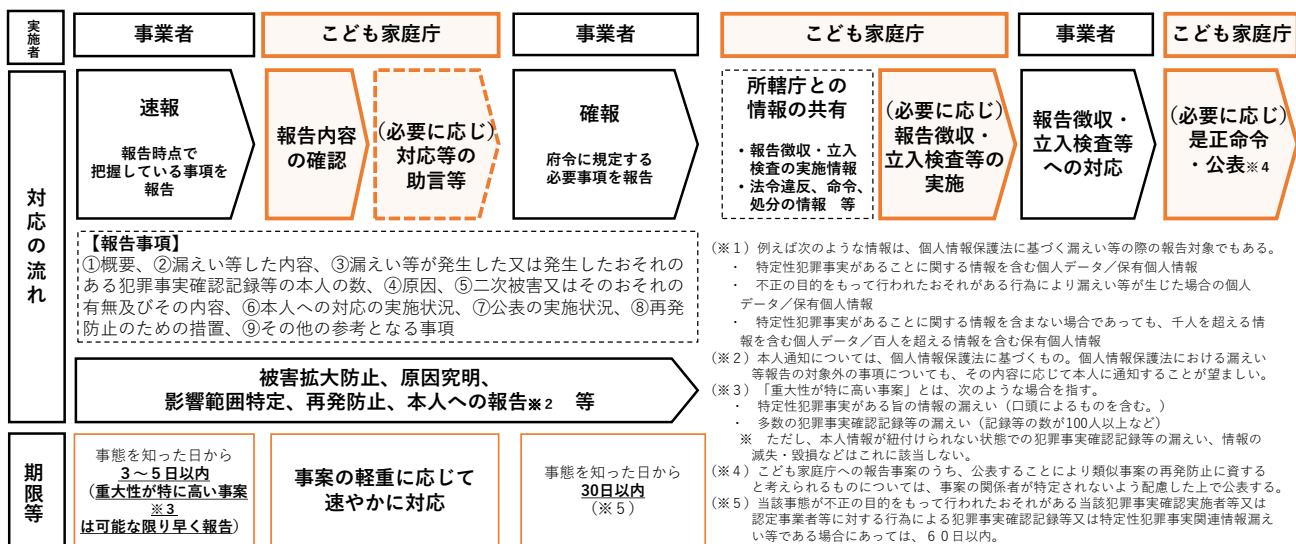
（三） 報告の方法

- 原則として、特定の報告フォームを通じて報告

※ 「直ちに報告」とは、「事業者が当該事態を知った日から起算して3～5日以内（重大性が特に高い事案等については、可能な限り早く報告することが望ましい）」とする。この「重大性が特に高い事案」とは、次のような場合を指す。ただし、漏えい等した情報だけでは特定の個人を識別できない状態での犯罪事実確認記録等の漏えい、情報の滅失・毀損などはこれに該当しない。

- 特定性犯罪事実がある旨の情報の漏えい（口頭によるものを含む。）
- 多数の犯罪事実確認記録等の漏えい（記録等の数が100人以上など）

図表 98 （犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大事態が生じた際の事務フローイメージ）



（4）個人情報保護法に基づく報告との関係

① 個人情報保護法における対応

- 個人情報保護法第26条第1項においては、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならないこととされている。

※ 個人情報保護法第 68 条においては、行政機関等において取り扱う保有個人情報について、同様の規定を置いている。

- 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第 7 条においては、次のアからエまでに掲げる事態について、報告義務が課されている。
 - ア 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。イからエまでにおいて同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下、イからエまでにおいて「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - イ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ウ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - エ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

② 個人情報保護法との関係

- ①において述べたとおり、こども家庭庁への報告を要する重大事態の一部については、個人情報保護委員会に対する報告も必要となる。両者には、迅速かつ簡便な報告が求められることから、法における報告内容及び報告方法については、可能な限り個人情報保護法における報告と合わせることが適当である。
- 個人情報保護法に基づく漏えい等の重大事態の報告内容及び報告方法と、法に基づく漏えい等の重大事態の報告内容及び報告方法については、次の表のとおり整理される。

図表 99 漏えい等の重大事態の報告における報告内容及び方法

個人情報保護法に基づく漏えい等の重大事態の報告	こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告
報告内容	
(個人情報保護法施行規則第 8 条第 1 項) 一 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第 7 条各号該当性、 <u>委託元及び委託先の有無、事実経過等</u> ） 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目	① 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、 <u>県費負担教職員の場合、施設等運営者がいる場合又は共同認定である場合のもう一方の事業者、事実経過等</u> ） ② 漏えい等が発生した又は発生したおそれがある <u>犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目</u>

個人情報保護法に基づく漏えい等の重大事態の報告	こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の報告
<p>三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある <u>個人データ</u>に係る本人の数</p> <p>四 原因</p> <p>五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>六 本人への対応の実施状況</p> <p>七 公表の実施状況</p> <p>八 再発防止のための措置</p> <p>九 その他参考となる事項</p>	<p>目</p> <p>③ 漏えい等が発生した又は発生したおそれがある<u>犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報</u>に係る本人の数</p> <p>④ 原因</p> <p>⑤ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容</p> <p>⑥ 本人への対応の実施状況</p> <p>⑦ 公表の実施状況</p> <p>⑧ 再発防止のための措置</p> <p>⑨ その他の参考となる事項</p>
報告方法	
<p>【速報】（個人情報保護法施行規則第8条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告を要する事態を知った後、速やかに報告 報告をしようとする時点において把握している事項を報告 <p>※ 「速やか」の日数の目安については、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内（個人情報保護法ガイドライン）</p>	<p>【速報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告を要する事態を知った後、直ちに報告 報告をしようとする時点において把握している事項を報告 <p>※ 「直ちに」の日数の目安については、事業者が当該事態を知った時点から3～5日以内（重大性が高い事案等については、可能な限り早く報告することが望ましい）</p>
<p>【確報】（個人情報保護法施行規則第8条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告を要する事態を知った日から30日以内（当該事態が不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態である場合にあっては、60日以内）に報告 当該事態に関する全ての事項を報告 	<p>【確報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告を要する事態を知った日から30日以内（当該事態が不正の目的をもって行われたおそれがある当該犯罪事実確認実施者等又は認定事業者等に対する行為による犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の漏えい等である場合にあっては、60日以内）に報告 当該事態に関する全ての事項を報告

※ なお、個人情報保護法に基づく報告は、原則として、個人情報保護委員会のウェブサイトの報告フォームに入力することにより行うこととされている（個人情報保護法施行規則第8条第3項第1号）。

(5) こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態の発生時の本人への通知

- 重大事態が発生した際、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等から、漏えい等があった情報の特定性犯罪履歴を有する「本人」に対し、次の①から④までに示すとおり、通知を行うものとする（規則第14条第4項及び第5項）。対応の整理表については、別紙11のとおり。

① 本人への通知が必要となる場合

ア 特定性犯罪事実がある旨が記載された犯罪事実確認記録等

- ・ 特定性犯罪事実がある旨が記載された犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失、毀損若しくは第三者への提供若しくはこれらのおそれがある重大事態が発生した場合は、本人に対し、当該重大事態が発生した旨の通知を行う。
- ・ 個人情報保護法においては、個人データ又は保有個人情報に該当しない犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失又は毀損があった場合や、法第12条に反して犯罪事実確認記録等の第三者提供が行われた場合については、本人通知義務は課されないが、このような情報であっても、特定性犯罪事実がある旨が記載された犯罪事実確認記録等については、法に基づく各規定の下、本人への通知を行う。

イ 特定性犯罪事実関連情報

- ・ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損又はこれらのおそれがある重大事態が発生した場合は、本人に対し、当該重大事態が発生した旨の通知を行う。
- ・ また、特定性犯罪事実がある旨が記載された犯罪事実確認記録等と同様、個人データ又は保有個人情報に該当しない特定性犯罪事実関連情報については、個人情報保護法に基づく本人通知義務の対象ではないが、法に基づき本人への通知を行う。
- ・ 一方、特定性犯罪事実関連情報が第三者に提供された場合については、法に基づく規定上は報告義務が課されていないことから、本人への通知は不要となる。

ウ 特定性犯罪事実がない旨が記載された犯罪事実確認記録等

- ・ 特定性犯罪事実がない旨が記載された犯罪事実確認記録等の漏えい、滅失、毀損若しくは第三者への提供又はこれらのおそれがある重大事態が発生した場合には、重大な個人のプライバシーの侵害には当たらないことから、法の規定上、本人への通知義務は課されていない。
- ・ ただし、次の（ア）又は（イ）に掲げる個人情報保護法上の本人通知義務の対象となる場合については、同法の規定に基づき、本人への通知を行う必要がある。
(ア) 不正の目的をもって行われたおそれがある行為によって、個人データ又は保有個人情報に該当する犯罪事実確認記録等の漏えい等（第三者提供は含まない。）が発生し、又は発生したおそれがある場合

(イ) 個人情報取扱事業者から、1,000 人を超える個人データ（行政機関等あっては、100 人を超える保有個人情報）である犯罪事実確認記録等の漏えい等（第三者提供は含まない。）が発生し、又は発生したおそれがある場合

② 本人への通知を行う時期

- 本人通知義務の対象となる場合は、当該重大事態の状況に応じて、速やかに本人への通知を行う。

③ 本人への通知内容

- 本人への通知内容は、次のアからオまでに掲げる事項とする。
 - ア 事案の概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、県費負担教職員である場合、施設等運営者がいる場合又は共同認定である場合のもう一方の事業者、事実経過等）
 - イ 重大事態が発生した又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目
 - ウ 原因
 - エ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - オ その他参考となる事項

④ 本人への通知が困難な場合の代替措置

- 本人通知義務の対象となる場合であっても、本人への通知が困難である場合には、次のア及びイに掲げるような本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずること。

ア 事案の公表

- ・ 事業者において、重大事態の内容に関する公表を行う。
- ・ ただし、公表することでかえって被害の拡大に繋がる可能性がある場合（例：漏えい等が小規模な地方公共団体や事業者で発生した場合であって、公表された情報をもとに対象者の特定や推察が容易となる場合）には、事案の公表以外の代替措置を検討すること。

イ 問合せ窓口の設置

- ・ 事業者の問合せ窓口となる連絡先を公表し、本人が自らの犯罪事実確認記録等が対象となっているか否かを確認できるようにすること。

5. 犯罪事実確認記録等の廃棄・消去（法第38条、第46条第3項及び第48条関係）

法第38条、第46条第3項及び第48条

（犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去）

第三十八条 犯罪事実確認書受領者等（犯罪事実確認書の交付を受けた対象事業者及び第九条第二項、第十条第二項又は第二十六条第七項の規定による提供を受けた者をいう。以下同じ。）は、犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して五年を経過した日の属する年度の末日から起算して三十日を経過する日までに、当該犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等（犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（第四十六条第三号において「犯罪事実確認記録」という。）をいう。以下この条において同じ。）を廃棄し及び消去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認に係る申請従事者が離職した場合又は犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず若しくは雇用しなかった場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して三十日が経過する日までに、当該申請従事者の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。

一 当該申請従事者が離職した場合 離職の日

二 犯罪事実確認書受領者等が当該申請従事者を任命せず又は雇用しなかった場合 従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）

3 前二項の規定にかかわらず、犯罪事実確認書受領者等は、学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日から起算して三十日が経過する日までに、当該犯罪事実確認書受領者等が取得した全ての犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない。

（帳簿の不備等の罪）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第三十八条の規定に違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかつたとき。

（両罰規定）

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 犯罪事実確認書受領者等は、犯罪事実確認記録等について、次に掲げる日を経過する日までに廃棄・消去しなければならない（法第38条）。
 - ・ 犯罪事実確認の確認日から5年後の属する年度の末日から起算して30日
 - ・ 離職等の日から起算して30日
 - ・ 対象事業者に該当しなくなった日から起算して30日

- 法第38条の趣旨は、犯罪事実確認記録等は、漏えいした場合、個人の権利利益を侵害するなどのおそれがあるものであり、犯罪事実確認記録等が不必要であることが明白な場合には確実に廃棄・消去されるようにし、犯罪事実確認書受領者等の保有する犯罪事実確認記録等を必要最低限とするものである。
- このため、法第38条に定める犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去が、犯罪事実確認書受領者等において確実に行われるようにするため、犯罪事実確認の確認日から5年後の属する年度の末日から起算して30日を経過する日までの間に、こども性暴力防止法関連システム上で、犯罪事実確認書の廃棄・消去に当たる対応を行う。
- また、廃棄・消去が必要なタイミングを犯罪事実確認書受領者等しか把握できないケース（※）は、犯罪事実確認書受領者等にて、次のア及びイの対応を行う。
 - ア 従事者の離職、内定取消し等があった場合には、こども性暴力防止法関連システム上で、犯罪事実確認書の廃棄・消去に当たる、こども家庭庁への報告手続を行うこと。
 - イ 犯罪事実確認記録が記録された書類・ファイルや記録媒体等の廃棄、犯罪事実確認記録が記録された電子データの消去を行う場合は、紙媒体は復元不可能な手段により廃棄、電子媒体は容易に復元できない形にして消去した上で、犯罪事実確認記録が廃棄・消去されたことを犯罪事実確認記録等の取扱いに関する責任者が確認すること。
- ※ 従事者が離職等となる場合、犯罪事実確認書受領者等が対象事業者に該当しなくなった場合、こども性暴力防止法関連システム外（紙書類、別システム等）で犯罪事実確認記録等を取り扱う場合 など

6. 安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報の取扱い

- 犯罪事実確認書受領者等が、法に基づく安全確保措置等を通じて収集した機微性の高い情報は、法において特別な情報管理を求める犯罪事実確認記録等には該当しないが、犯罪事実確認記録等に準じた厳格な情報管理が必要となる。本節では、機微性の高い情報の定義及びその取扱いについて示す。

(1) 定義

① 特定性犯罪事実関連情報

- 特定性犯罪事実関連情報とは、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を講ずるために、当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳細な情報をいう。
- 具体的には、防止措置の内容を検討するため、特定性犯罪事実該当者である従事者に対し、その犯罪事実確認書を端緒とした面談（※1）を行い、当該従事者本人から提供を受けた情報（※2）が想定される。
※1 人事上の必要性から行う面談をいい、事実関係の調査のためのヒアリング、懲戒処分における弁明の機会の付与等を含む。
※2 特定性犯罪事実に関する具体的な行為内容、背景事情、反省の認識、重要な経歴の詐称に係る事情（経緯や動機・理由等）などが想定される。
- この情報には、特定性犯罪事実のみならず、当該特定性犯罪事実に関する詳細な情報も含まれ得るため、きわめて機微性の高い情報となる。このため、当該情報については一定の厳格な情報管理が求められる。なお、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことが含まれる個人情報は、個人情報保護法上の要配慮個人情報に該当する。

② 児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報

- 法第5条、第7条等においては、児童対象性暴力等の早期把握等のため、児童等に対して面談、相談等の措置を実施するとともに、児童対象性暴力等の事実の有無及び内容を調査することとされており、これらの措置により得られる情報は、仮に漏えい等が生じた場合には、児童等や従事者的心身、その後の社会生活に重大な影響を与えるものとなる。
- このため、当該情報には一定の厳格な情報管理が求められる。なお、児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報は、必ずしも要配慮個人情報に該当するものではないが、犯罪により害を被った事実が含まれる情報は、要配慮個人情報に該当する。

【児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報の例】

- ・ 児童等からのアンケート結果（意に反して体に触られたなど）

- ・ 被害児童等からの聴き取り内容（被害の内容（誰が、いつ、どこで、何を、どのように）、心身・行動の変化の有無等）
- ・ 加害が疑われる従事者からの聴き取り内容（具体的な行為内容、経緯、前科・前歴や過去の性的な問題で注意されたことの有無等）
- ・ 第三者からの聴き取り内容（当事者に係る気づき、目撃内容等）

（2）求められる情報管理

① 特定性犯罪事実関連情報の取得に当たっての従事者からの同意の任意性の確保

- 要配慮個人情報については、個人情報取扱事業者がこれを取得する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を取得する必要がある（個人情報保護法第20条第2項）。
- 特に、犯罪事実確認書受領者等は、従事者本人から特定性犯罪事実関連情報を得る場合、犯罪事実の有無に関する真正な情報を既に保有しており、その旨を当該本人も知っていること、従事者の人事権を有していること等、一般的に当該本人が拒否しがたいと考えられる状況の下で面談を行い、従事者本人から特定性犯罪事実等を含む機微性の高い情報の提供を受けることになる。
- このため、特定性犯罪事実関連情報の取得に当たっては、本人の同意の任意性を担保する必要がある。仮に、同意の任意性が確保されない場合には、同意が無効と解され、個人情報保護法違反として法執行の対象となり得る。
- これらを踏まえ、特定性犯罪事実関連情報の提供を受けるに当たって、本人の同意を取得する場合には、次のアからエまでに掲げる事項に留意の上、実施することが求められる。

ア 本人の同意は、面談を実施する直前に確実に取得しなければならないこと。

イ 特定性犯罪事実関連情報を取得する目的と利用範囲を、同意の前に、本人に分かるように明示すること。取得した個人情報は目的外利用や第三者提供を行ってはならない。

なお、犯罪事実確認書を廃棄した後は、犯罪事実確認書に基づいて防止措置を行った旨の証明がなくなるため、裁判になった場合等に備えるという意味で、特定性犯罪事実関連情報等を保存しておくことにより、裁判での立証に用いることができる。

【目的・利用範囲の例】

- ・ 今後の当該従事者の異動等の際に、他の従業者を保護するために考慮要素とすること（例えば、防止措置を講じた後数年が経過し、更に人事異動が行われる場合、異性を対象とする特定性犯罪を行っていた者については、異性と一対一となり得る部署への異動を避けるなど）。

- ・ 従事者が特定性犯罪事実を隠して就職し、それを重要な経歴の詐称として懲戒解雇等が行われた場合、仮に当該懲戒解雇等に関して訴訟等が提起されれば、特定性犯罪事実関連情報を処分の根拠となる情報として利用すること。
- ウ 同意は強制しないこと。また、本人が面談・情報提供を拒否したとしても、当該拒否のみを理由として、不利益な取扱いを行わないことを、同意の前に、本人に分かるように明示すること。本人が拒否の意向を見せた場合には、執拗に質問を行わないこと。
- エ 「本人の同意」は、本人からの口頭による意思表示のみであっても、同意と認められるが、トラブル回避の観点からは、書面や電磁的方法（※）により取得しておくことが望ましいこと。
- ※ メール、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等側が面談時に録音をする際に口頭での同意取得も録音されている状況であればその録音等。

② 犯罪事実確認記録等に準ずる取扱い

- 特定性犯罪事実関連情報及び児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報については、犯罪事実確認記録等に準じて取り扱うことが求められる。

【例】

- ・ 必要最小限の人数で取り扱うこと。
- ・ 組織として複数の者で取り扱う場合には、適切な管理体制を敷くこと。
- ・ 漏えい等が生じた際の報告ルートをあらかじめ定めておくこと。
- ・ 不必要に、機微性の高い情報の記載された紙・電子ファイルを作成しないこと。
- ・ 可能な限り、多数の従事者等が往来するような場所で取り扱わず、管理された区域・フォルダ等で管理すること。
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄義務を踏まえ、それ以外の情報と分けて管理すること。
- ・ 可能な限り、USBメモリ、メモリカード等の紛失リスクが高い外部電磁的記録媒体への保存を行わないこと。
- ・ 情報が不要となった場合には、速やかに復元不可能な形で確実に消去すること。
- ・ 犯罪事実確認記録等の情報管理に関する研修を行う際に、機微性の高い情報についても、犯罪事実確認記録等に準じた取扱いとすることについて触れ、適切な管理がなされるよう意識の醸成を図ること。

③ 漏えい等が生じた際の報告

- 特定性犯罪事実関連情報の漏えい等が生じた場合には、犯罪事実確認記録等についても適正な管理がなされていない疑いがあり、犯罪事実確認記録等の漏えい等が生じるおそれも高いと考えられる上に、従事者本人に与える影響も甚大である。

- このため、特定性犯罪事実関連情報の漏えい等の発生時は、法において、漏えい等が生じた際の報告対象である「犯罪事実確認記録等の管理が適正に行われていないと認められる事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」（本章「4. 漏えい等の重大事態のこども家庭庁への報告（法第13条及び第27条第2項関係）」参照）に該当すると位置づけ、こども家庭庁への報告を要する漏えい等の重大事態とする。
- また、
 - ・ 特定性犯罪事実関連情報が含まれる個人データ又は保有個人情報の漏えい等が生じたとき
 - ・ 児童等から聴取した児童対象性暴力等のおそれ等の情報の漏えい等が生じた場合であって、要配慮個人情報が含まれる個人データ又は保有個人情報の漏えい等に当たるときは、個人情報保護委員会への報告も必要となる。

IX. 監督等

1. 総則

○ 法においては、学校設置者等及び認定事業者等が講じる必要のある措置として、次の①から③までに掲げる事項を定めている。

- ① 犯罪事実確認（法第4条及び第26条。「VI. 安全確保措置（犯罪事実確認）」参照）
 - ② その他の安全確保措置（早期把握、相談、防止措置、調査、保護・支援、研修）（法第5条から第8条まで及び第20条第1項第2号から第5号まで。「V. 安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）」参照）
 - ③ 情報管理措置（法第11条、第14条、第20条第1項第6号及び第27条第1項。「VIII. 情報管理措置」参照）（※）
- ※ ③については、学校設置者等のみならず、犯罪事実確認実施者等（学校設置者等、施設等運営者及び県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会）に求められる。

○ これらの措置の実効性を確保するため、法においては、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対する監督等に関する事項として、それぞれ次の①及び②のアからオまでに掲げる事項を定めている。

① 犯罪事実確認実施者等

- ア 犯罪事実確認書に記載された情報等の漏えい等の報告（法第13条）
- イ 犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況の定期報告（法第15条第2項）
- ウ 犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理のための報告徴収・立入検査（法第16条第1項）
- エ 犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第17条）
- オ アの事態が生じた場合の情報管理措置違反の是正命令（法第18条）

※ 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者については、

- ・ 行政機関（国及び地方公共団体）は、法律に基づき適正に義務を履行することが当然に期待されていること
- ・ 独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人は、それぞれの法人法制（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号））に基づく所轄庁の関与により、適正な履行が確保されること

を前提に、法第15条から第18条までに定める措置（定期報告、報告徴収・立入検査、公表及び是正命令）について、法に基づく監督等の対象から除かれている。

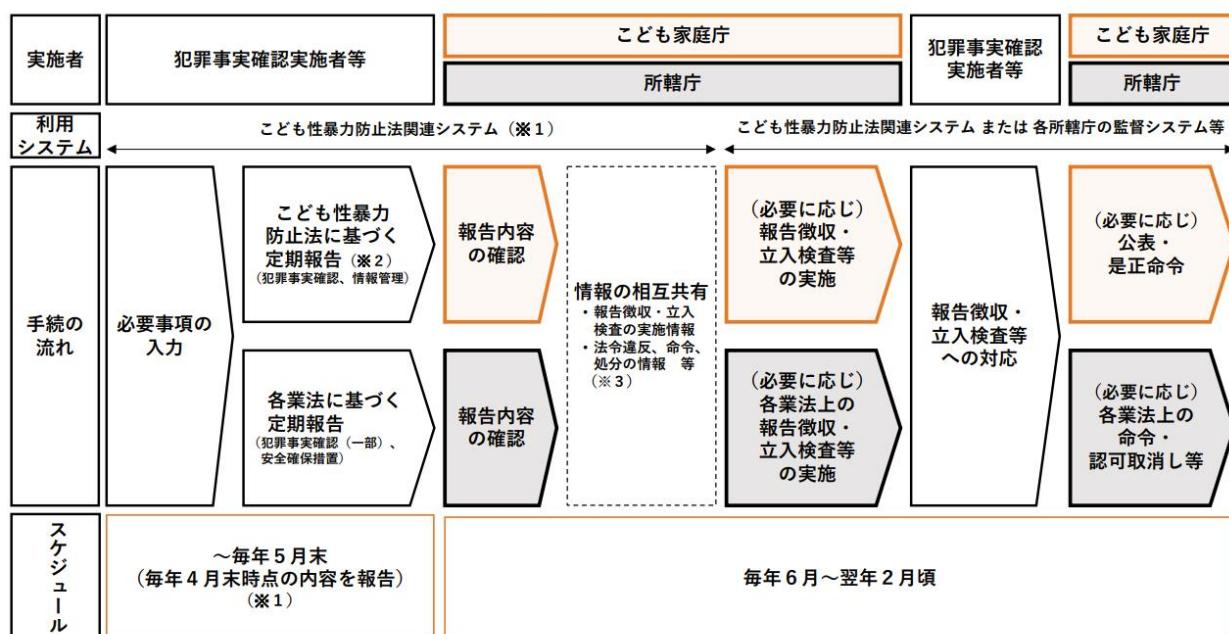
② 認定事業者等

- ア 犯罪事実確認書に記載された情報等の漏えい等の報告（法第 27 条第 2 項において準用する第 13 条）
- イ 犯罪事実確認及び安全確保措置の実施状況並びに犯罪事実確認記録等の管理の状況の定期報告（法第 28 条第 2 項）
- ウ 犯罪事実確認及び安全確保措置の適切な実施並びに犯罪事実確認記録等の適正な管理のための報告徴収・立入検査（法第 29 条第 1 項）
- エ 認定基準に適合しなくなった場合の適合命令及び情報管理措置違反の是正命令（法第 30 条）
- オ 認定等の取消し及びその公表（法第 32 条）

○ 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対する監督業務の事務フローは次の図のとおり。本章では、監督業務における具体的な観点や監督事項等を示す。なお、監督業務に関するより詳細な手順や運用方法等については、別途、監督指針等により示す予定である。

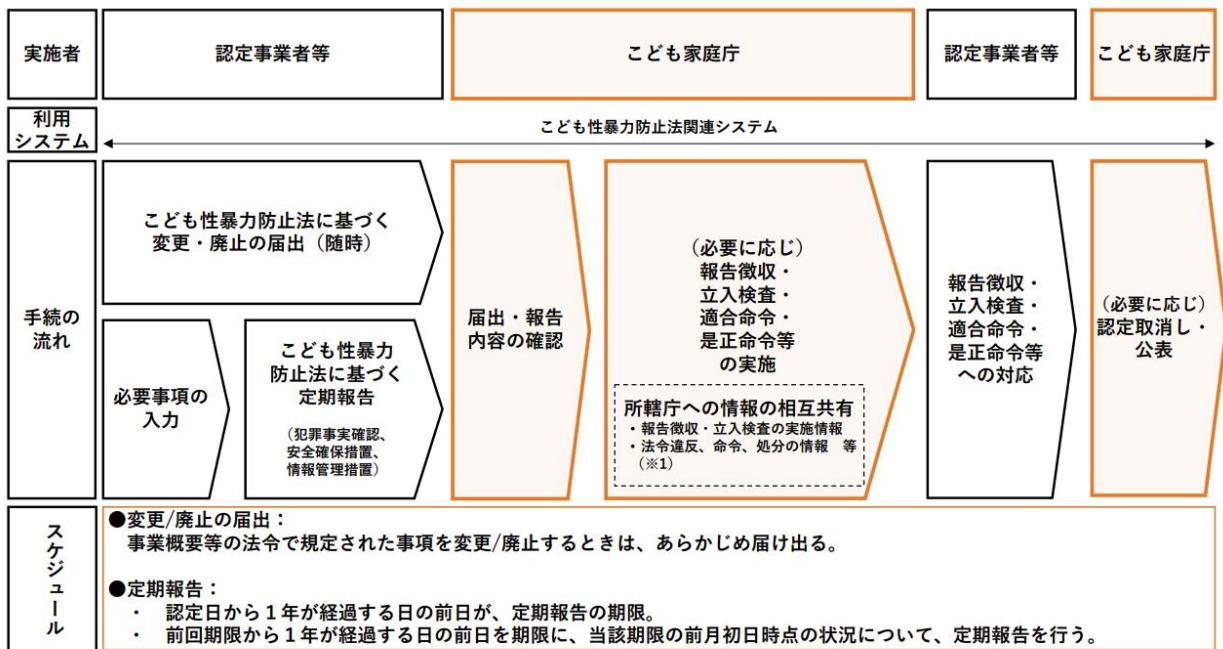
図表 100 犯罪事実確認実施者等に対する監督フロー

- 犯罪事実確認実施者等は、こども性暴力防止法及び各業法に基づき、こども家庭庁・所轄庁へ措置の実施状況を定期的に報告する。
- こども家庭庁および所轄庁は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。



図表 101 認定事業者等に対する監督フロー

- 認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更・廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。
- こども家庭庁は、必要に応じて報告収、立入検査、是正命令等を行う。



253

2. こども家庭庁及び所轄庁の役割分担等

法附則第7条から第9条まで

法附則第7条による改正後の学校教育法第12条の2及び第133条

第十二条の二 学校（大学を除く。）の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、並びに児童対象性暴力等が行われた場合に幼児、児童、生徒及び学生を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第十二条の二の規定は専修学校（高等課程を置くものに限る。）に、第四十二条第一項の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第百五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

② (略)

法附則第8条による改正後の児童福祉法第12条、第21条の5の18、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の11、第24条の16、第24条の17、第34条の16、第34条の17、第45条、第46条及び第58条

第十二条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 都道府県知事は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、当該都道府県が設置する児童相談所について、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項及び第二十一条の五の十八第四項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

⑧・⑨ (略)

第二十一条の五の十八 (略)

②・③ (略)

④ 指定障害児通所支援事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律で定めるところにより、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、指定障害児通所支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児通所支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～四 (略)

五 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合当該違反を是正するために必要な措置をとること。

②～⑤ (略)

第二十一条の五の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～九 (略)

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一～十三 (略)

② (略)

第二十四条の十一 (略)

②・③ (略)

④ 第二十一条の五の十八第四項の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定障害児入所施設等の設置者が、次の各号（指定発達支援医療機関の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

四 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反した場合当該違反を是正するために必要な措置をとること。

②～④ (略)

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、この法律、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十～十二 (略)

第三十四条の十六 (略)

②・③ (略)

④ 第二十一条の五の十八第四項の規定は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者について準用する。

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つた場合又は家庭的保育事業等若しくは乳児等通園支援事業を行う者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するため又は当該違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ (略)

第四十五条 (略)

②～⑥ (略)

⑦ 第二十一条の五の十八第四項の規定は、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（第四十六条第三項において「乳児院等」という。）の設置者について準用する。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、又は児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しない場合又は乳児院等の設置者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた

めの措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、その施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、その施設の運営を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、前項に規定する場合においてその施設の運営を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十八条 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設の設置者が、この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

② 第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が、この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。

法附則第9条による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条、第7条、第13条、第20条、第21条及び第22条

(児童対象性暴力等の防止等のための措置)

第六条 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設の設置者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）で定めるところにより、児童対象性暴力等（同法第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するために必要な措置を講じなければならない。

(認定の取消し)

第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

一～五 (略)

六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2・3 (略)

(設備及び運営の基準)

第十三条 (略)

2～5 (略)

6 第六条の規定は、幼保連携型認定こども園の設置者について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者がこの法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、当該設置者がその勧告に従わず、かつ、当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、当該設置者に対し、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、当該幼保連携型認定こども園の運営を継続させることが園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二・三 (略)

2 (略)

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくは学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 (略)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）第2条による改正後の児童福祉法第34条の25

第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認められるに至った場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告

し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができる。

④ (略)

- ⑤ 都道府県知事は、第三項に規定する場合において、当該登録一時保護委託者に、引き続き一時保護を行わせることが児童福祉に有害であると認められるときは、その登録を取り消すことができる。
- ⑥ 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、その登録を消除しなければならない。

(1) 所轄庁及び対象施設

- 法附則第7条から第9条までの規定による改正後の学校教育法、児童福祉法等の規定及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）第2条による改正後の児童福祉法の規定により、所轄庁（※）による監督等が業法に基づいて従来から行われている犯罪事実確認実施者等の事業・施設については、犯罪事実確認及び安全確保措置の監督等は、当該所轄庁において行うこととされている。
- ※ 各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関をいう。

- 所轄庁及び対象施設は、次の表に掲げるとおり。

図表 102 所轄庁及び対象施設（学校関係）

所轄庁（※1）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	私立学校法、行政手続法
文部科学大臣		高等専門学校（学校法人立）	
都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの	
設置する省庁（※2）	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）	(内部監査) (※3)
国立大学法人（※2）	国立大学法人	学校（国立大学附属）	(内部監査) (※3)
独立行政法人国立高等専門学校機構（※2）	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校（国立）	(内部監査) (※3)
公立大学法人（※2）	公立大学法人	学校（公立大学附属）	(内部監査) (※3)
		高等専門学校（公立）	
都道府県教育委員会（※2）	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）	(内部監査) (※3)
都道府県知事	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）	(内部監査) (※3)
都道府県知事等 (※2 施設の所轄庁) ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	学校法人 (専修学校にあっては準学校法人を含む。)	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外 専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外	私立学校法、行政手続法
		学校（宗教法人、社会福祉法人立、株式会社立等） ※私立の幼稚園も含む。	
	宗教法人、社会福祉法人、株式会社等	専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等） ※個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	行政手続法
指定都市教育委員会（※2）	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）	(内部監査) (※3)
市町村教育委員会（※2） ※県費負担教職員の犯罪事実確認及び防止措置の実施状況の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）	(内部監査) (※3)
	市町村 (現時点で教育委員会のみ)	専修学校高等課程（市町村立）	

※1 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

※2 学校関係における「所轄庁」については、学校への日常的な実務上の対応や指導等を行っている機関という視点から整理。（私立については、私立学校法において、学校設置者等（学校法人等）の「所轄庁」と学校の「所轄庁」が異なる場合があるが、この視点に立ち、犯罪事実確認や安全確保措置の実施状況の確認機関を学校の所轄庁としている。）

※3 内部監査が不十分な場合には、各業法を所管する省庁等が必要な指導等を実施。

図表 103 所轄庁及び対象施設（児童福祉関係（障害児、認定こども園関係を除く。））

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令・通知
国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	児童福祉施設（国立）	（通知に基づく内部監査）
都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	一般市区町村、中核市	児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））	
	社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。	
	都道府県	児童相談所（都道府県設置）	児童福祉法、通知に基づく内部監査
	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	児童福祉法
指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）	児童福祉法、通知に基づく内部監査
	登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一時保護委託施設	児童福祉法
中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）	（通知に基づく内部監査）
	社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）	児童福祉法、児童福祉法施行令、関連通知
	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業（私立）	

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

図表 104 所轄庁及び対象施設（障害児関係）

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令等
国（現時点で厚生労働省のみ）	国（現時点で厚生労働省のみ）	指定障害児入所施設（国立）	児童福祉法、関連通知
都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市 又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関	
		指定障害児入所施設（都道府県立）	
	都道府県	指定障害児通所支援事業（都道府県立）	
		指定障害児入所施設（市区町村立）	
	市区町村	指定障害児通所支援事業（市区町村立）	
		指定障害児入所施設（私立）	
	社会福祉法人、民間企業等	指定障害児通所支援事業（私立）	
		指定障害児入所施設（私立）	

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

図表 105 所轄庁及び対象施設（認定こども園関係）

所轄庁（※）	犯罪事実確認実施者等	施設	監督の根拠法令等
都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園（都道府県立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（都道府県立）	（内部監査）
	市区町村 (指定都市又は中核市を除く)	幼保連携型認定こども園（市区町村立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（市区町村立）	
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものを除く)	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものを除く)	
指定都市又は中核市	指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園（指定都市、中核市立）	認定こども園法、関連通知
		幼保連携型以外の認定こども園（指定都市、中核市立）	（内部監査）
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものに限る)	認定こども園法
		幼保連携型以外の認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものに限る)	

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

（2）こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

- 犯罪事実確認実施者等に対する監督等については、
 - ・ 法第 13 条及び第 15 条から第 18 条までに基づき、犯罪事実確認及び情報管理措置の監督等は、こども家庭庁が行う（※）。
 - ・ 法附則第 7 条から第 9 条までの規定による改正後の学校教育法、児童福祉法等の規定及び児童福祉法等の一部を改正する法律第 2 条による改正後の児童福祉法の規定並びにこれらの実施を担保する関連法令等に基づき、犯罪事実確認及び安全確保措置の監督等は、所轄庁が行う。
- ※ 犯罪事実確認実施者が、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者である場合は、法第 15 条から第 18 条までの措置（定期報告、報告徴収・立入検査、公表及び是正命令）について、法に基づく監督等の対象から除かれる。
- 認定事業者等に対する監督等については、法第 27 条から第 30 条まで及び第 32 条に基づき、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の監督等は、こども家庭庁が行う。
- こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担は、次の表に掲げるとおり。

図表 106 こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
犯罪事実確認実施者等（国公立）		
犯罪事実確認	（法に基づく定期報告等の対象外）	・ 業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・ 業法に基づく指導・助言等 ・ 業法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	法に基づく情報漏えい時の報告受	・ 業法に基づく報告徴収等

監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
	領 (法に基づく定期報告等の対象外)	・業法に基づく命令・処分等 (※)
犯罪事実確認実施者等(民間法人等)		
犯罪事実確認	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表	・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等
その他の安全確保措置	(法に基づく監督権限なし)	・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 (※)
認定事業者等		
犯罪事実確認	・法に基づく情報漏えい時の報告受領	(監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ)
その他の安全確保措置		・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 (※)
情報管理措置	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく適合命令・是正命令 ・法に基づく認定取消し・公表	

※ 犯罪事実確認実施者等に対する情報管理措置に係る監督等及び認定事業者等に対する監督等については、法に基づきこども家庭庁が監督等を行うため、各業法に基づく監督権限のある所轄庁は、定期報告の受領はしないが、こども家庭庁からの情報提供により、必要に応じて各業法に基づく処分等を行うことができる。

○ こども家庭庁においては、主として定期報告から確認できる情報（本章「3. 帳簿の備付け及び定期報告（法第15条、第28条、第46条第1号及び第48条関係）」参照）に基づき、適切な犯罪事実確認が行われているかの確認・監督等を行う。

※ 例えば、次のような事項が想定される。

- ・ 犯罪事実確認書の受領日が、従事開始日の後になっていないか
 - ・ 犯罪事実確認書の受領日が、いとま特例の期限（3か月等）の後になっていないか
- など

○ 所轄庁においては、前掲の表も踏まえ、各業法に基づく監督等として、所管の事業所・施設ごとに、どのような監督を行うかの方針を決定する。どのような監督を行うかについては、所轄庁の権限に委ねられる。

○ この際、所轄庁においては、

- ・ 各業法に基づく報告・監督等を通じて、各事業所・施設の詳細な情報（従事者数等）を得ている場合があること
- ・ 現場に近く、実地検査等を行いやすい環境にあること

から、定期報告等から得られる情報も活用しつつ、各業法に基づく実地検査の中で直接確認を行うなどの対応も通じて、個別の対象業務従事者について、適切な犯罪事実確認が行われているかの確認・監督等を行うことが期待される。

※ 例えば、次のような事項が想定される。

- ・ 各施設・事業所の従事者数に比して、確認対象者数や犯罪事実確認実施済件数が過少なものとなっていないか（従事者が数十人規模である場合に、確認対象者数が数人である／分散申請期間内（「X. 3. 学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の分散（規則第31条第3項関係）」参照）に完了した施行時現職者の確認者数が数人であるなど）
- ・ いとま特例の適用に当たり、「やむを得ない事情」に適合するか、適切な「必要な措置」を講じているか など

（3）こども家庭庁及び所轄庁による監督等の具体的観点

○ こども家庭庁及び所轄庁による監督等の具体的観点は次の表に掲げるとおり。所轄庁ごとの対応・判断に違いが生じないよう、可能な限り明確な解釈を示すとともに、違いが生じている場合は迅速に解釈の統一化を図るなどの対応を行う予定である。

図表 107 こども家庭庁及び所轄庁による監督等の具体的観点の一覧

区分	制度の概要	監督等の観点	こ家庁…こども家庭庁		
			事業者別の監督主体	義務※ (国公立)	義務※ (民間等)
犯罪事実確認の対象	こどもに接する業務として、支配性、継続性及び閉鎖性を満たすものに従事している者は、犯罪事実確認の対象となる。	犯罪事実確認を行うべき全ての対象業務従事者に、犯罪事実確認を行っているか。	所轄庁	こ家庁 所轄庁	こ家庁
犯罪事実確認の期限	犯罪事実確認は、次の①から④までの従事者の区分に応じて、その確認の期限が定められている。 ① 新規採用等: こどもに接する業務に従事するまで ② 施行時現職者: 施行日から起算して3年以内（令和11年12月24日まで） ③ 認定時現職者: 認定日から起算して3年以内	新規採用・配置転換等により、新たに業務に従事させようとする者について、当該業務を行わせるまでに、犯罪事実確認を行っているか。 施行時現職者について、施行日から起算して3年以内に、犯罪事実確認を行っているか。 認定時現職者について、認定日	所轄庁	こ家庁 所轄庁	こ家庁
			所轄庁	こ家庁 所轄庁	こ家庁

区分	制度の概要	監督等の観点	事業者別の監督主体		
			義務※ (国公立)	義務※ (民間等)	認定
	算して 1 年以内 ④ 確認済みの者: 確認日の翌日 から起算して 5 年を経過する 日の属する年度の末日まで	から起算して 1 年以内に、犯罪 事実確認を行っているか。 犯罪事実確認を行った者につ いて、その者の直近の犯罪事実 確認の確認日の翌日から起算 して 5 年を経過する日の属す る年度の末日までに、犯罪事実 確認を行っているか。		所轄庁	
いとま特 例の適用	○ いとま特例が適用される従 事者については、 ・ 急な欠員を生じた場合その 他のやむを得ない事情により、 ・ 業務を行わせるまでに犯罪 事実確認を行ういとまがない 場合であって、 ・ 直ちにその者に当該業務を 行わせなければ事業の運営に 著しい支障が生ずるときは、 従事から原則 3 か月以内に犯 罪事実確認を行うこととされ ている。 ○ ただし、犯罪事実確認を行 までの間は、その従事者を特定 性犯罪事実該当者とみなして 必要な措置(原則一対一にさせ ない)を講じなければならない。	いとま特例について、要件が満 たされる場合(やむを得ない事 情等)に、適切に適用してい るか。 いとま特例が適用される対象 業務従事者について、従事開始 日から 3 月以内に、犯罪事実確 認を行っているか。 事業再編、天災等により例外的 に 3 月を超える期間を要する と認められた場合に、従事開始 日から 6 月以内に犯罪事実確 認を行っているか。	所轄庁	こ家庁 所轄庁	こ家庁
早期把握	対象事業者は、次の①から③まで の早期把握のための措置を行わ なければならない。 ① 児童等に対する日常観察 ② 児童等の発達段階や特性に 応じた定期的な面談・アンケー ト	児童等に対する日常的な観察 を実施しているか。 児童等の発達段階や特性に応 じて、定期的な面談又はアンケ ートを実施しているか。 児童対象性暴力や不適切な行 為の疑いを把握した場合に、事	所轄庁	所轄庁	こ家庁

区分	制度の概要	監督等の観点	事業者別の監督主体		
			義務※ (国公立)	義務※ (民間等)	認定
	③ 呂童対象性暴力等や不適切な行為の疑いを把握した場合の適切な報告・対応ルールの策定・周知	業者内部での適切な報告・対応に関するルールを定めているか。			
相談	対象事業者は、次の①及び②の相談体制の整備に関する措置を行わなければならない。 ① 事業者における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知 ② 呂童対象性暴力等に関する外部の相談窓口の周知	事業者内で、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、呂童等や保護者に周知を行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
		児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、児童等や保護者に周知を行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
研修	対象事業者は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるため、次の①及び②を満たす研修を対象事業者に受講させなければならない。 ① 座学及び演習を組み合わせること ② 必要な研修事項を含むこと	従事者に対し、法で求める研修を受講させているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
調査	○ 対象事業者は、従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。 ※ 認定事業者は、児童対象性暴力等対処規程に規定。	児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるとき、調査を行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
		調査に当たっては、児童等の権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁

区分	制度の概要	監督等の観点	事業者別の監督主体		
			義務※ (国公立)	義務※ (民間等)	認定
	<p>○ 調査に当たっては、次の①から③までに掲げる方法により行う。</p> <p>① 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。</p> <p>② 児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権等にも配慮し、公正かつ中立に行うこと。</p> <p>③ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。</p>	調査に当たっては、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
		調査に当たっては、児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権にも配慮し、公正かつ中立に行っているか。	所轄庁	所轄庁	こ家庁
保護・支援	<p>○ 対象事業者は、児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を行わなければならない。</p> <p>※ 認定事業者は、児童対象性暴力等対処規程に規定。</p> <p>○ 保護及び支援に当たっては、次の①から③までに掲げる方法により行う。</p> <p>① 被害児童等と当該従事者の接触を回避すること。</p> <p>② 事案の内容等に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。</p> <p>③ 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。</p>	<p>被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認める従事者との接触を回避しているか（防止措置において再掲）。</p> <p>被害児童等に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。</p> <p>被害児童等及びその保護者からの相談に、誠実に対応しているか。</p>	所轄庁	所轄庁	こ家庁
防止措置	○ 対象事業者は、対象従事者により、児童対象性暴力等が行わ	児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるととき、そ	所轄庁	所轄庁	こ家庁

区分	制度の概要	監督等の観点	事業者別の監督主体		
			義務※ (国公立)	義務※ (民間等)	認定
	<p>れるおそれがあると認めると きは、当該対象従事者を対象業 務に従事させない等の必要な 措置を講じなければならない。</p> <p>※ 認定事業者は、児童対象性暴 力対処規程に規定。</p> <p>○ 対象事業者は、次の①から④ までに掲げる「児童対象性暴力 等が行われるおそれ」の内容に 応じて、適切な防止措置を実施 しなければならない。</p> <p>① 犯罪事実確認の結果、特定性 犯罪事実該当者であった場合 →原則、対象業務に従事させな い</p> <p>② 児童等又は保護者から、対象 従事者による児童対象性暴力 等の被害の申告があった場合→ 接触回避</p> <p>③ 調査等の結果、児童対象性暴 力等が行われたと合理的に判 断される場合→原則、対象業務 に従事させない</p> <p>④ 調査等の結果、不適切な行為 が行われたと合理的に判断さ れる場合→まずは指導等を行 い、段階的に対応</p> <p>※ 重大な不適切行為は③に準じて 対応する。</p>	の内容に応じて、適切な防止措 置がとられているか。			
情報管理 措置	対象事業者は、犯罪事実確認記録 等を適正に管理するために、情報 管理規程を定め、これを遵守しな ければならない。	適切な情報管理規程が定めら れているか。	-	こ家庁	こ家庁
	対象事業者は、犯罪事実確認記録	犯罪事実確認記録等の漏えい	-	こ家庁	こ家庁
			こ家庁	こ家庁	こ家庁

区分	制度の概要	監督等の観点	事業者別の監督主体		
			義務※ (国公立)	義務※ (民間等)	認定
	等の漏えい等の重大な事態が生じたときは、必要な事項を直ちにこども家庭庁に報告しなければならない。	等の重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか。			

※ 「義務」とは、犯罪事実確認実施者等（学校設置者等、施設等運営者及び県費負担教職員の犯罪事実確認記録の提供を受けた市町村教育委員会）をいう。

（4）こども家庭庁及び所轄庁の連携

- 犯罪事実確認実施者等が法に基づく義務に違反している場合、法及び各業法のいずれにおいても、指導や処分等の事由となることとされている。
- また、認定事業者等からの定期報告の受領等については、法に基づきこども家庭庁が行うこととなっているが、法違反があった場合にこども家庭庁が所轄庁に対して情報共有することにより、所轄庁は、必要に応じて、業法に基づく指導や処分等を行うことができる。
- このため、犯罪事実確認実施者等に対して、こども家庭庁が法に基づいて立入検査、命令、処分等を行う場合や、所轄庁が各業法に基づいて法令違反を理由とした立入検査、命令、処分等を行おうとする場合には、相互に情報共有することとし、重大な法令違反等が確認された場合等については、国と所轄庁とが協力して、立入検査等を含む監督等を行う。

3. 帳簿の備付け及び定期報告（法第15条、第28条、第46条第1号及び第48条関係）

法第15条、第28条、第46条第1号及び第48条

（帳簿の備付け及び定期報告）

第十五条 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者を除く。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

2 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（帳簿の備付け及び定期報告）

第二十八条 認定事業者等は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、これに犯罪事実確認の実施状況を記載し、これを保存しなければならない。

2 認定事業者等は、犯罪事実確認等（犯罪事実確認、第二十条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める第二十条第一項第四号イからハまで（これらの規定を第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる措置をいう。次条第一項において同じ。）の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

（帳簿の不備等の罪）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二・三 （略）

（両罰規定）

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

規則第15条、第16条、第28条及び第29条

（法第十五条第一項の帳簿の記載事項等）

第十五条 法第十五条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 前項の帳簿は、毎年度作成しなければならない。

3 第一項の帳簿は、作成した日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(法第十五条第二項の定期報告)

第十六条 法第十五条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告を行う年の前年の五月一日から当該報告を行う年の四月三十日（以下この項において「基準日」という。）までの間（以下この項において「報告対象期間」という。）に法第四条（法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による犯罪事実確認の対象とされた者（法第四条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない同条第一項の施行時現職者（以下「施行時現職者」という。）を含む。）の一覧

二 前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ 基準日における離職の状況

ロ 基準日において離職していない場合にあっては、当該基準日において教員等としてその本来の業務に従事しているか否かの別

ハ 基準日において離職しておらず、教員等として従事している場合にあっては、当該基準日において従事する学校設置者等の区分（法第二条第三項各号に掲げる学校設置者等の別をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び従事する施設又は事業所の名称

ニ 基準日において離職しておらず、教員等として従事している施行時現職者であって、当該基準日において当該施行時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ 教員等としてのその本来の業務の従事開始年月日（教員等としてその本来の業務への従事を開始していない場合にあっては、従事開始予定日）

ヘ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、当該犯罪事実確認が法第四条第一項若しくは第二項、第三項又は第四項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別

ト 犯罪事実確認の期限

チ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、交付された犯罪事実確認書の確認日（法第三十四条第二項に規定する確認日をいう。第二十九条において同じ。）及び受領日

リ 報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させたか否かの別

ヌ 報告対象期間において、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた場合にあっては、第六条各号のいずれに該当したかの別及び法第四条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容

三 基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において教員等としてその本来の業務に従事している者に係るものに限る。）

四 基準日における施設又は事業所ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であつて、教員等としてその本来の業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数

五 施設又は事業所ごとの、報告対象期間において法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者の数（第六条各号のいずれに該当したかの別及び第二号ヌの措置の内容の別ごとの数を含む。）

六 学校設置者等の区分ごとの情報管理措置の実施状況

- 2 前項の報告は、毎年、五月三十一日までにしなければならない。
- 3 犯罪事実確認実施者等は、法第四条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に教員等としてその本来の業務に従事させた者があるときは、第六条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。
- 4 第一項の報告は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と当該報告をしようとする犯罪事実確認実施者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該報告を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
- 5 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が第一項の規定により報告を行うに当たっては、その双方が内容を確認し、及び合意しなければならない。

（法第二十八条第一項の帳簿の記載事項）

第二十八条 法第二十八条第一項の帳簿に記載する事項は、次条第一項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

- 2 第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の帳簿について準用する。

（法第二十八条第二項の定期報告）

第二十九条 法第二十八条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 法第二十八条第二項の規定による前回の報告に係る基準日（次項に規定する期限日の属する月の前月の初日をいう。以下この項及び附則第二条において同じ。）（初回の報告である場合にあっては、認定等を受けた日）の翌日から今回の報告に係る基準日までの間（以下この項において「報告対象期間」という。）に法第二十六条第一項から第三項まで又は第六項の規定による犯罪事実確認の対象とされた者（法第二十六条第三項の規定による犯罪事実確認を行っていない認定時現職者を含む。）の一覧

二 前号の者のそれぞれについて、次に掲げる事項

イ 基準日における離職の状況

ロ 基準日において離職していない場合にあっては、当該基準日において認定等に係る教育保育等従事者として従事しているか否かの別

ハ 基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している場合にあっては、当該基準日において従事する民間教育保育等事業の区分及び施設又は事業所の名称

ニ 基準日において離職しておらず、認定等に係る教育保育等従事者として従事している認定時現職者であって、当該基準日において当該認定時現職者の犯罪事実確認が行われていないときは、その旨

ホ 認定等に係る教育保育等従事者としてのその業務の従事開始年月日（認定等に係る教育保育等従事者としてその業務への従事を開始していない場合にあっては、従事開始予定日）

ヘ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、当該犯罪事実確認が法第二十六条

- 第一項若しくは第二項、第三項又は第六項のいずれの規定に基づき行われたものであるかの別
- ト 犯罪事実確認の期限
- チ 報告対象期間に犯罪事実確認が行われた場合にあっては、交付された犯罪事実確認書の確認日及び受領日
- リ 報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させたか否かの別
- ヌ 報告対象期間において、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた場合にあっては、第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び法第二十六条第二項に規定する必要な措置として講ずる措置の内容
- 三 基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者の数及び犯罪事実確認の実施件数（基準日において認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者に係るものに限る。）
- 四 基準日における認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの第一号に掲げる者のうち、特定性犯罪事実該当者であって、認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事している者の数及び当該業務に従事していない者の数
- 五 認定等に係る民間教育保育等事業の区分ごとの、報告対象期間において法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者の数（第二十五条各号のいずれに該当したかの別及び第二号ヌの措置の内容の別ごとの数を含む。）
- 六 民間教育保育等事業の区分ごと及び施設又は事業所ごとの、法第二十条第一項第二号、第三号及び第五号に規定する措置並びに児童対象性暴力等対処規程に定める法第二十条第一項第四号イからハまでに掲げる措置の実施状況
- 七 民間教育保育等事業の区分ごとの情報管理措置の実施状況
- 2 前項の報告は、毎年、期限日（認定等を受けた日から一年が経過する日の前日及びその後毎年同日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）をいう。）までにしなければならない。
- 3 認定事業者等は、法第二十六条第二項の規定により犯罪事実確認を行う前に認定等に係る教育保育等従事者としてその業務に従事させた者があるときは、第二十五条各号のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない。
- 4 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の報告について準用する。

規則附則第2条及び第3条

（帳簿に係る経過措置）

第二条 第十五条第二項の規定は、この府令の施行の日から令和十年三月三十一日までの間、第二十八条第二項において準用する第十五条第二項の規定は、認定事業者等が認定等を受けてから初回の基準日までの間、適用しない。

（報告に係る経過措置）

第三条 この府令の施行の日から令和十年五月三十一日までの間、第十六条第一項第一号中「報告を行う年の前年の五月一日」とあるのは「法の施行の日」と、同条第二項中「毎年、」とあるのは「令和十年」と読み替えるものとする。

(1) こども家庭庁への定期報告及び帳簿の作成

- こども家庭庁への定期報告事項として、
 - ・ 犯罪事実確認実施者等は、犯罪事実確認及び情報管理措置の実施状況
 - ・ 認定事業者等は、犯罪事実確認、その他の安全確保措置及び情報管理措置の実施状況について、報告しなければならない（法第15条第2項及び第28条第2項）。
- こども家庭庁への定期報告の頻度・時期については、
 - ・ 犯罪事実確認実施者等については、毎年1回、4月末日を基準日とし、その時点の状況を5月末日までに報告する（規則第16条第2項※）。
 - ・ 認定事業者等については、認定日から1年が経過する日の前日を初回期限として、初回期限日から1年毎に、当該期限の月初日時点の状況を報告する（規則第29条第2項）。

※ 犯罪事実確認実施者等における定期報告の開始年度については、令和9年4月は施行後間もないこと等に鑑み、令和10年度から（令和10年5月末日を初回の報告期限）とする（規則附則第3条）。
- こども家庭庁への定期報告は、原則としてこども性暴力防止法関連システムを介してオンラインで行う（規則第16条第4項及び第29条第4項において準用する第23条第3項）。具体的なこども性暴力防止法関連システムを介した手続方法や必要な様式等は、別途マニュアルにおいて示す。
- ※ 施設等運営者がある場合の学校設置者等及び施設等運営者が定期報告を行うときは、学校設置者等又は施設等運営者的一方が作成し、他方が確認を行った後に提出する（規則第16条第5項及び第29条第4項において準用する第23条第4項）。
- また、定期報告やその後の監督等の前提となる情報として、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認の実施状況を記載した帳簿を備え、保存しなければならない（法第15条第1項及び第28条第1項）。当該帳簿は、定期報告に係る基準日時点の状況について毎年度作成し、一定期間（5年間）保存することが必要である（規則第15条第2項及び第3項（第28条第2項において準用する場合を含む。））。
- 帳簿についても、事業者負担軽減のため、原則としてこども性暴力防止法関連システムを通じて作成することとしており、同システムを通じて犯罪事実確認書の交付申請を行うことにより、記載事項の大部分は自動的に記載・保存されることとなる。

(2) こども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認）

- 法第15条第2項及び第28条第2項に基づく、対象事業者からこども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認）は次の表に掲げるとおり（規則第16条第1項及び第29条第1項）。

図表 108 こども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認）

① 報告期間中（前回基準日から今回基準日まで）に一度でも対象業務従事者として登録されていた者の一覧（犯罪事実確認の完了していない現職者や離職者を含む。前回の報告で全ての事項が報告された者を除く。後述の②及び③も同じ。）
② ①の者それぞれについて、次のアからウまでに掲げる事項
ア 犯罪事実確認の申請区分（新規採用、施行時現職者（認定等の場合は認定時現職者）、5年後再確認の別）
イ 基準日時点での概況
・ 離職の有無
・ 対象業務への従事の有無（離職した者を除く。）
・ 属する学校等／児童福祉事業の区分（認定の場合は事業区分）及び施設・事業所（離職した者を除く。）
・ 施行時現職者（認定等の場合は認定時現職者）が未確認である場合は、その旨
ウ 対象業務への従事開始日
エ 犯罪事実確認期限
オ 犯罪事実確認書の確認日及び受領日（5年前の確認時のものを含む。）
カ 「いとま特例」の適用の有無／「やむを得ない事情」の内容／犯罪事実確認までの間に講じる「必要な措置」の内容
③ 各施設・事業所ごと（認定等の場合は事業区分ごと）の次のアからウまでに掲げる事項 ※自動集計を想定
ア 確認対象者数及び確認実施済件数（基準日時点で対象業務に従事している者に限る。）
イ 特定性犯罪事実該当者の数（基準日時点で在職している者について、対象業務への従事の有無別）
ウ 「いとま特例」を適用した者の数（やむを得ない事情・必要な措置ごと）

- 定期報告は、こども性暴力防止法関連システムの利用を前提として、
- ① まず、帳簿について、事業者アカウント登録時・犯罪事実確認書交付申請時の入力情報等から、大部分を自動生成する（一部は手動で修正）。
- ② 当該帳簿等の情報を基に、犯罪事実確認に関する定期報告事項について自動生成する（一部は手動で修正）。
- こども家庭庁への定期報告事項及びその記録の流れは次の表のとおり。

- なお、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、いとま特例により、犯罪事実確認を行う前に対象業務従事者としてその本来の業務に従事させた者があるときは、規則第6条各号または第25条各号に規定する「やむを得ない事情」のいずれかの事由に該当することを証する書類等を保存しなければならない（規則第16条第3項及び第29条第3項）。

図表 109 こども家庭庁への定期報告事項一覧（犯罪事実確認）の記録の流れ

○：自動入力 ●：選択入力 △：手動入力

定期報告事項		アカウント登録	犯罪事実確認記録	帳簿	定期報告
①一覧	報告期間中（前回基準日から今回基準日まで）に一度でも対象業務従事者として登録されていた者（前回の報告で全ての事項が報告された者を除く。）	△	○	○	○
②個別の対象業務従事者情報 (基準日時点)	ア 犯罪事実確認の申請区分	—	●	○	○
	イ・離職の有無（※1）	—	—	○	○
	・対象業務への従事の有無（※2）	△	●	○	○
	・属する学校等／児童福祉事業の区分（※2）	△	●	○	○
	・属する施設・事業所※2	△	●	○	○
	・確認・未確認の別（施行時現職者）	—	—	○	○
	ウ 対象業務への従事開始日（予定日）（※2）	—	△	○	○
	エ 犯罪事実確認期限	—	○	○	○
	オ 犯罪事実確認書の確認日・受領日	—	○	○	○
	カ いとま特例適用の有無	—	●	○	○
③各施設・事業所の情報	有の場合 「やむを得ない事情」の内容	—	○	○	○
	「必要な措置」の内容	—	○	○	○
	ア－1 確認対象者数	—	—	—	○※3
	ア－2 確認実施済件数	—	—	—	○※3
イ 特定性犯罪事実該当者の数	—	—	—	—	○※3
	ウ 「いとま特例」を適用した者の数	—	—	—	○※3

※1 離職があった場合は、犯罪事実確認記録等の消去のために離職時点で別途報告がなされ、定期報告では自動入力される想定。

※2 変更があった事項については、更新が必要となる。

※3 ③の報告内容は、①及び②の報告内容やシステム上の情報から自動で情報が取得・入力される想定。

(3) こども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認を除く安全確保措置及び情報管理措置）

- 法第15条第2項及び第28条第2項に基づく、対象事業者からこども家庭庁への定期報告事項（犯罪事実確認を除く安全確保措置及び情報管理措置）は、次の表に掲げるとおり。事案発生時等の件数を除き、実施状況をチェックボックスで報告する。

図表 110 こども家庭庁への定期報告事項一覧
((犯罪事実確認を除く安全確保措置（※1）及び情報管理措置（※2）))

区分	定期報告事項	
早期把握	児童等に対する日常観察	児童等の心身・行動に変化がないか、日常観察を行っている。
	発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート	少なくとも年に1回、発達段階や特性に応じ、児童等に対して定期的に面談又はアンケートを実施している。 (未就学児の場合は、丁寧な日常観察、保護者等への面談、アンケート等により代替可能)
	適切な報告・対応ルール等の設定・周知等	少なくとも年に1回、性暴力等や不適切な行為の疑いを把握した従事者からの報告ルール、報告後の対応ルールを、従事者・児童等・保護者に周知している。
相談	事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知	事業者内に、性暴力等に関する相談員又は相談窓口を設置し、少なくとも年に1回、児童等や保護者に周知している。
	性暴力等に係る外部相談窓口の周知	少なくとも年に1回、性暴力等に関する外部相談窓口について、児童等や保護者に周知している。
研修	研修の実施	対象従事者に対して、法で求める研修（座学・演習）を受講させている。
調査	調査の実施状況	対象期間中に、調査を実施すべき事案が発生した。 ※ 事案が発生した場合、「性暴力等」「不適切な行為」ごとに件数を記載。
事案発生時のみ報告	児童対象性暴力等を受けたと疑われる児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと	被害児童等の人権や特性に配慮し、その名誉や尊厳を害しないよう注意して行った。
	事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと	事案の内容に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行った。
	加害が疑われる対象業務従事者の人権等に配慮し、公正かつ中立に行った。	加害が疑われる従事者の人権等に配慮し、公正かつ中立に行った。

区分		定期報告事項
	立に行うこと	
保護・支援 事案発生 時のみ報 告	保護・支援の実施状況	対象期間中に、児童等の保護・支援を実施すべき事案が発生した。 ※ 事案が発生した場合、件数を記載。
	被害児童等と性暴力等を行ったと認める従事者との接触を回避した。	被害児童等と性暴力等を行ったと認める従事者との接触を回避した。
	事案の内容に応じ、被害児童に対して、支援機関等の一覧・支援内容の情報提供を行った。	事案の内容に応じ、被害児童に対して、支援機関等の一覧・支援内容の情報提供を行った。
防止措置	被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応	被害児童等や保護者からの相談に対し、真摯な対応を行った。
	防止措置の実施状況	対象期間中に、防止措置を講じるべき事案が発生した。 ※ 事案が発生した場合、次の①から③までの類型ごとに件数を記載。 ① 児童等・保護者から従事者による性暴力等の申出があった件数 ② 性暴力等が行われたと判断した件数 ③ 不適切な行為が行われたと判断した件数 ※ 特定性犯罪事実該当者の数は、犯罪事実確認に関する定期報告において事業所ごとの数を報告（自動集計）。 (※3)
情報管理措置		
基本的事項	基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪事実確認書を取り扱うに当たって、次に掲げる基本原則を遵守している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認書の取扱者は必要最小限とする ・ 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない ・ 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる ・ 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う ・ 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する ・ 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する
	組織的情	○ 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者を設置し、責

区分		定期報告事項
報管理措置	報管理措置	<p>任者は情報管理を統括している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する担当者を任命し、権限設定を適切に行っている。 ○ 責任者、担当者以外に犯罪事実確認書を取り扱う者を特定し、その役割・業務を明確化している。 ○ 法違反や犯罪事実確認書の漏えい等の事案に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制を整備している。 ○ 犯罪事実確認書を複数の部署で取り扱う場合、各部署の任務分担と責任を明確化している。
	点検等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法や情報管理規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行っている。 ○ 自己点検の際、責任者及び担当者は、犯罪事実確認書の管理について、規程・体制等の見直し及び改善に取り組んでいる。
人的情報管理措置	研修・訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任者、担当者及びそれ以外に犯罪事実確認書を取り扱うことができる者は、その取扱いに関する留意事項について、着任時及び定期的に研修等を受講している。 ○ 責任者は、法違反や犯罪事実確認書の漏えい等の事案に適切かつ迅速に対応するための報告連絡体制について、従事者の着任時に研修等を実施している。 ○ 犯罪事実確認書についての秘密保持に関する事項や情報管理規程に違反した際の人事上の取扱いについて、就業規則等に規定している。 ○ 責任者は、担当者等が退職する際、永久的に犯罪事実確認書に記載された情報を漏らしてはならないことを確認している。
物理的情報管理措置	犯罪事実確認書を取り扱う区域の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪事実確認書を閲覧する区域を限定し、権限を有しない者の当該区域への立入りや、犯罪事実確認書の閲覧等を防止するため、適切な措置を講じている。
	機器及び電子媒体等の盗難等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪事実確認書を閲覧する機器の盗難、紛失等を防止するための適切な措置を講じている。 ○ 犯罪事実確認書を閲覧する機器を紛失した場合、即時に法関連システム及び情報システムのアクセス権の解除を行っている。
	犯罪事実確認書の削除及び機器、電子媒体等の廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従事者の離職等があった際、法関連システムに離職日等を登録した上で、犯罪事実確認書が消去されたことを

区分			定期報告事項
			確認している。
技術的情報管理措置	アクセス制御		<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任者は、犯罪事実確認書を閲覧する機器及び当該機器を取り扱うことのできる者を限定している。 ○ 異動又は退職する者等が犯罪事実確認書にアクセスできないよう、アクセス権の解除等の措置を講じている。
	外部からの不正アクセス等の防止		<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪事実確認書を閲覧する機器（主に PC）にアンチウイルスソフトウェアを導入し、不正ソフトウェアの有無を確認している。 ○ 犯罪事実確認書を閲覧する機器のオペレーティングシステム（OS）やアプリケーションは、サポート期間内の製品を利用し、最新のバージョンとしている。
人員体制			<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者内に、情報管理の責任者を含めて 2 人以上の従事者がいる（認定事業者等のみ）。

※1 犯罪事実確認を除く安全確保措置に関しては、認定事業者等のみこども家庭庁への定期報告を要する。

※2 情報管理措置については、事業者に定めることが求められる情報管理規程の水準が、

- ① 犯罪事実確認記録等を取り扱う者が、【1名】又は【複数】のいずれか
- ② 犯罪事実確認記録等の記録・保存は、【こども性暴力防止法関連システム内のみで行う】又は【システム外でも行う】のいずれか
- ③ 【標準的措置】又は【最低限求められる措置】のいずれか

によって異なり、これに応じて定期報告事項も異なるため、本表においては①複数、②システム内のみ、③最低限のケースの定期報告事項を示している。

※3 件数は、こども性暴力防止法関連システム上で自動集計されない。

（4）所轄庁への定期報告

- 所轄庁は、法附則第 7 条から第 9 条までの規定による改正後の学校教育法、児童福祉法等の規定及び児童福祉法等の一部を改正する法律第 2 条による改正後の児童福祉法の規定に基づき、犯罪事実確認の措置を含め、安全確保措置の監督等を行うこととされており、犯罪事実確認実施者等による犯罪事実確認義務違反については、業法に基づく指導、処分等を行う必要がある。このため、所轄庁は、所轄庁としての監督等に必要な事項について、把握する必要がある。
- ただし、各業法に基づく監督等であることから、実際に定期報告を得る情報の内容や具体的な監督等の方法は、こども家庭庁への定期報告事項の表も参考に、各所轄庁において判断することとなる。このため、所轄庁として、事業者からこども家庭庁への定期報告事項の情報共有を受けるか、これに加えて必要な報告事項を追加するかなどについては、所轄庁の権限に委ねられる。

- また、所轄庁への定期報告の頻度・時期についても、こども家庭庁への定期報告を参考にしつつ、各所轄庁において判断することになる。事業者の負担及びこども家庭庁と所轄庁との連携のしやすさも踏まえ、所轄庁に対しては、可能な限りこども家庭庁への定期報告と同じ頻度・時期に行うことを推奨する。
- なお、各業法に基づく当該報告については、事業者の負担軽減の観点から、こども性暴力法関連システムを通じて行うこと、又は業法に基づいて従来から行われている様式等を用いて行うことが可能である。

(5) 罰則

- 法第15条第1項又は第28条第1項の規定に違反して、次の①から④までに掲げる違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する（法第46条第1号）。
 - ① 帳簿を備えないこと
 - ② 帳簿に記載しないこと
 - ③ 帳簿に虚偽の記載をすること
 - ④ 帳簿を保存しないこと
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、上述の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科する（法第48条）。
- なお、こども家庭庁は、認定事業者等が上述の違反行為をしたときは、認定等を取り消すことができる（法第32条第2項第4号）。

4. 報告徴収及び立入検査（法第16条、第29条、第46条第2号及び第48条関係）

法第16条、第29条、第46条第2号及び第48条

（報告徴収及び立入検査）

第十六条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所、登録一時保護委託施設その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十九条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認等の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、認定事業者等に対し、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認等の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（帳簿の不備等の罪）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (略)

（両罰規定）

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 報告徴収及び立入調査

- こども家庭庁は、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、次の①及び②に掲げる事項を行うことができる（法第16条第1項及び第29条第1項）。
 - ① 犯罪事実確認実施者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に關し必要な報告若しくは資料の提出を求めること、又は、犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所、登録一時保護委託施設その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に關し質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査すること
 - ② 認定事業者等に対し、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に關し必要な報告若しくは資料の提出を求めること、又は、認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に關し質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査すること

(2) 罰則

- 次の①及び②に掲げる違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する（法第46条第2号）。
 - ① 法第16条第1項又は第29条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき
 - ② 当該規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、上述の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科する（法第48条）。
- なお、こども家庭庁は、認定事業者等が上述の違反行為をしたときは、認定等を取り消すことができる（法第32条第2項第6号）。

5. 適合命令及び是正命令（法第18条及び第30条関係）

法第18条及び第30条

（是正命令）

第十八条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第十一条又は第十四条の規定に違反していると認めるとき（同条の規定の違反にあっては、第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）は、当該犯罪事実確認実施者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（適合命令及び是正命令）

第三十条 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十条第一項各号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対し、期限を定めて、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、認定事業者等が第二十七条第一項の規定に違反していると認めるとき（同条第二項において準用する第十三条の内閣府令で定める事態が生じた場合に限る。）は、当該認定事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（1）適合命令

- こども家庭庁は、認定事業者等が法第20条第1項各号に掲げる認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対し、期限を定めて、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第30条第1項）。

（2）是正命令

- こども家庭庁は、
 - ・ 犯罪事実確認実施者等が、法第11条又は第14条の規定（犯罪事実確認記録等の適正な管理）に違反していると認めるとき（漏えい等が生じた場合に限る。）
 - ・ 認定事業者等が、法第27条第1項の規定（犯罪事実確認記録等の適正な管理）に違反していると認めるとき（漏えい等が生じた場合に限る。）は、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第18条及び第30条第2項）。
- 是正命令の内容は、次の①から③までに掲げるとおり。
 - ① 「最低限求められる措置」のうち、違反した措置に該当する条文及び違反内容
 - ② 是正期日
 - ③ 是正命令への対応完了報告

(3) 適合命令及び是正命令の後の対応

- こども家庭庁は、是正命令を受けた犯罪事実確認実施者等又は適合命令若しくは是正命令を受けた認定事業者等からの交付申請については、当該是正命令に係る措置が講じられたものと認められるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない（法第35条第3項）。
- また、こども家庭庁は、認定事業者等について、適合命令又は是正命令に違反したときは、認定等を取り消すものとする（法第32条第1項第4号）。

X. その他

1. 対象事業者における役割分担（法第9条及び第10条関係）

法第9条及び第10条

（県費負担教職員の場合の特例）

第九条 教員等が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）

第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校又は同法第二条に規定する高等学校で定時制の課程を置くものの教員等であって、同法の規定により都道府県がその給与を負担するものをいう。）である場合における第四条及び第六条の規定の適用については、第四条第一項、第二項本文、第三項及び第四項中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会」と、同条第二項ただし書及び第六条中「学校設置者等」とあるのは「都道府県の教育委員会及び第九条第二項に規定する市町村の教育委員会」とする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により読み替えて適用する第四条の規定により犯罪事実確認を行ったときは、当該犯罪事実確認に係る教員等が勤務する学校を設置する市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第三十三条第八項において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第十一条及び第三十三条第八項において同じ。）町村の教育委員会に対し、前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置を講ずるために必要な限度において、当該教員等の犯罪事実確認記録（第三十八条第一項に規定する犯罪事実確認記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）を提供するものとする。

（施設等運営者がある場合の特例）

第十条 施設等運営者（学校設置者等から地方自治法第二百四十四条の二第三項若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第一項の規定による指定又は委託を受けて当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいう。以下同じ。）がある場合における第四条から第八条までの規定の適用については、これらの規定中「学校設置者等」とあるのは、「学校設置者等及び第十条第一項に規定する施設等運営者」とする。

2 第三十五条第二項の規定により学校設置者等又は施設等運営者が犯罪事実確認書の交付を受けたときは、その交付を受けた者は、他方の者に対し、犯罪事実確認及び前項の規定により読み替えて適用する第六条の措置の実施に必要な限度において、当該犯罪事実確認書に係る教員等の犯罪事実確認記録を提供することができる。

（1）都道府県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担

- 県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）において、都道府県教育委員会が任命権を、市町村教育委員会が服務監督権を有することとされており、任命権と服務監督権が異なる主体の間で分担されている。
- また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとされている。

- 法第4条から第9条まで及び第11条においては、県費負担教職員に対する、法に基づく義務（犯罪事実確認、防止措置、その他の安全確保措置及び情報管理措置をいう。以下同じ。）に関する都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担について、次のとおり定めている。
 - ・ 犯罪事実確認は都道府県教育委員会が実施（防止措置を講ずるために必要な限度において市町村教育委員会に犯罪事実確認記録を提供）
 - ・ 情報管理措置及び防止措置は両者が実施
 - ・ その他の安全確保措置は市町村教育委員会が実施
- 一方、県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員については、人事権・服務監督権を都道府県教育委員会又は市町村教育委員会のいずれが有しているかは個々の状況により様々であるが、法に基づく義務を負う主体は、学校設置者等である市町村教育委員会となる。
- 県費負担教職員及び県費負担教職員以外の都道府県採用の市町村立学校職員に関して、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との役割分担のイメージは次の2つの表に掲げるとおり。

図表 111 県費負担教職員に関する役割分担

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第9条第1項の規定に基づき実施 	
犯罪事実確認記録の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防止措置の実施に必要な範囲で市町村教育委員会に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県教育委員会から犯罪事実確認記録を受領
防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任命権に基づく転任等の措置を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務監督権に基づく業務の見直し等の措置を実施
その他の安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上の義務なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校設置者等として実施
情報管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録等を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪事実確認記録を管理（都道府県教育委員会から提供を受けた場合）

図表 112 県費負担教職員以外の県採用の市町村立学校職員に関する役割分担（※1）

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
犯罪事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事務を代行 (犯罪事実確認書は受領できない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県教育委員会に申請事務の代行を依頼 ・ 犯罪事実確認書を受領
犯罪事実確認記録の情報提供		(都道府県教育委員会への情報提供は不可)
防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上の義務なし ・ 必要に応じて職員から事情を聞き、その結果に応じて、有する人事権等に基づいて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り得る範囲内での防止措置を実施 ・ 児童対象性暴力等が行われるおそれがある事実を都道府県教育委員会に伝え、職

措置の内容	都道府県教育委員会	市町村教育委員会
	対応	員の変更を要請(※2)
その他の安全確保措置	・ 法律上の義務なし	・ 学校設置者等として実施
情報管理措置		・ 犯罪事実確認記録等を管理

※1 市町村教育委員会において独自に採用する者については、市町村教育委員会において各措置を実施する。

※2 犯罪事実確認により「おそれ」があると認めた場合、犯罪事実確認の結果そのものを伝えることは法第12条（利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止）違反になることに留意する。

（2）学校設置者等と施設等運営者の役割分担

- 施設等運営者がある場合、法に基づく義務について、学校設置者等及び施設等運営者が共同して履行する（法第10条）。学校設置者等及び施設等運営者の役割分担の一例は次の表に掲げるとおり（民間教育保育等事業者及び事業運営者が共同認定を受けた場合の役割分担については「IV. 3. (4) ウ 民間教育保育等事業者及び事業運営者の役割分担についての記載事項及び資料」参照）。

図表 113 学校設置者等及び施設等運営者の役割分担例（※1）

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
犯罪事実確認	学校設置者等が雇用等する者について実施	施設等運営者が雇用等する者について実施
犯罪事実確認記録の情報提供	学校設置者等が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で施設等運営者に提供	施設等運営者が雇用等する者の犯罪事実確認記録について、防止措置の実施に必要な範囲で学校設置者等に提供（※2）
防止措置	学校設置者等が雇用等する者について、人事権に基づいた措置（配置転換等）を実施 ※ 施設等運営者が雇用等する者について、悪質な児童対象性暴力等があった場合などは、児童対象性暴力等の防止に最終的な責任を負う立場から、適切な措置を講じるよう指示	・ 学校設置者等が雇用等する者について、現場の服務監督権に基づいた措置（こどもと一対一にさせないなど）を実施 ・ 施設等運営者が雇用等する者について、人事権・現場の管理監督権に基づいた措置を実施
その他の安全確保措置	あらかじめ両者の役割分担を定めておき（※3）、学校設置者等・施設等運営者が連携して実施	
情報管理措置	それぞれが保有する犯罪事実確認記録等について管理（情報管理規程に両者の役割分担を記載（規則第12条第3項））（※4） 情報管理規程に定める役割分担を変更する場合には、変更点について、変更届で報告（規則	

措置の内容	学校設置者等	施設等運営者
	第12条第6項)	
定期報告等	一方が作成し、他方が確認を行った後に提出（規則第16条第5項）	

※1 あくまで一例であり、指定管理に係る協定や個々の委託契約上の役割分担に即して、決定することが可能。

※2 学校設置者等が、施設等運営者が雇用等する者に対して、「特定性犯罪事実該当者であること」をもって防止措置を講じることは基本的に想定されないことから、施設等運営者から学校設置者等への犯罪事実確認記録の提供は行わない。

※3 対応の例

- ・ 早期把握・相談については、児童等に近い施設等運営者が一義的に行い、学校設置者等は報告があった場合に施設等運営者と共に対応検討（必要に応じ自ら早期把握・相談を実施）
- ・ 調査、保護・支援については、施設等運営者が初動対応を行い、学校設置者等は他施設も含めた再発防止や、児童等の中長期的なサポートの観点からの対応

※4 防止措置を実施するに当たり、どちらかの事業者内で措置が完結する場合には、不必要に情報を共有しない。

（3）同一事業者内での設置者と各施設・事業所との役割分担

- 法に基づく義務を負うのは、学校設置者等又は認定事業者等であり、個々の施設・事業所は、直接の義務の対象ではない。
- 一方、犯罪事実確認については、地方公共団体や事業者によっては件数が膨大になるところもあることや、各施設・事業所の判断で採用を行っている者もいる中、各現場とも分担しながら行うことが考えられる。
- また、安全確保措置については、例えば、児童等からの相談や、初動の調査は、まずは各施設・事業所で行われることも想定される。
- この場合の同一事業者内の役割分担の一例は、次の表に掲げるとおり。

図表 114 同一事業者内の役割分担例

措置の内容	本社	支社又は事業部門	各施設
犯罪事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社が直接雇用等する者について自ら実施・管理 ・ 支社等、各施設が雇用等する者の確認状況を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支社又は事業部門の判断で雇用等する者について実施・管理 ・ 各施設が雇用等する者の確認状況を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の判断で雇用等する者について実施・管理
犯罪事実確認記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防止措置に必要な範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動等があった場合、本 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異動等があった場合、本

措置の内容	本社	支社又は事業部門	各施設
録の情報提供	<p>で、支社等、各施設に情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 支社等、各施設で犯罪事実確認を実施した者が、異動等する場合に、異動先の支社等、施設に情報提供 	<p>社からの情報提供を受ける(別の支社等に異動する者がいる場合は、直接異動先の支社等への提供はしない)</p>	<p>社からの情報提供を受ける(別の施設に異動する者がいる場合は、直接異動先の施設への提供はしない)</p>
防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約等に基づく雇用管理上の措置(配置転換等)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約等に基づく雇用管理上の措置又は服務監督権に基づく措置を実施 	
早期把握	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 必要に応じ、自らアンケート等を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見守り、面談・アンケート等を実施(端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告)
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 施設からの報告を受け、対応を運営主体と検討 必要に応じ、自ら相談窓口を設置・外部窓口を周知 		<ul style="list-style-type: none"> 内部相談窓口の整備、外部相談窓口の周知(端緒を把握した場合、支社等又は本社に報告)
調査	<ul style="list-style-type: none"> 他施設等も含めた再発防止、児童等の中長期的な保護・支援等のための調査(施設との合同実施も検討) 		<ul style="list-style-type: none"> 初動調査や施設内の再発防止、児童等の当面の保護・支援のための調査
保護・支援	<ul style="list-style-type: none"> 転園のサポート等中長期的な保護・支援 		<ul style="list-style-type: none"> 接触回避や支援機関の紹介等初動の保護・支援
研修	本社、支社又は事業部門、各施設のいずれかで実施(外部での受講も可)		
情報管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 本社が担当する分を管理・廃棄等 事業者全体の管理・廃棄状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 各支社等が担当する分を管理・廃棄等 各施設が担当する分の管理・廃棄等状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 各施設が担当する分を管理・廃棄等
定期報告	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、本社が担当する分を入力・更新 事業者全体の報告事項を確認し、報告 	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、各支社等が担当する分を入力・更新 報告事項のうち、各施設が担当する分を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項のうち、各施設が担当する分を入力・更新
所轄庁による監督対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する監査等に対応 		<ul style="list-style-type: none"> 施設に対する監査等に対応

※ 同一事業者内で想定される役割を3階層（例：①本社、②支社又は事業部門、③各施設等）に分けた場合。ただし、各事業者の社内組織、人員体制、権限の分担や経営方針によって、本社、支社等、施設の役割分担は変わり得る。

2. 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録(規則附則第5条関係)

規則附則第5条

(電子情報処理組織の使用に関する準備行為)

第五条 国及び学校設置者等に係る事業の所轄庁は、法の施行の日前においても、学校設置者等が法の施行後第三十一条第一項に規定する電子情報処理組織を使用するために必要な準備行為を行うことができる。

- 学校設置者等については、法の施行と同時に犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、犯罪事実確認の申請や業務管理のために必要なこども性暴力防止法関連システムへのアカウント登録が、確実に行われている必要がある。
- 学校設置者等のアカウント登録の方法については、
 - ・ 登録漏れを防ぐ、登録情報に誤りがないかを確認するなどの観点から、所轄庁において、所轄の学校設置者等及びその事業・事業所の基本情報等をとりまとめ、こども家庭庁に提出し、こども家庭庁において一括登録することとする。
 - ・ その前段階として、なりすまし防止、セキュリティの確保等を図るため、GビズIDの取得が必要である。
- 一括登録の流れや登録に必要な事項は次の（1）から（3）までに順次示す。具体的な運用方法や登録様式等については、別途マニュアルにおいて示す。

（1）学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録の流れ

① 【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等（令和8年4月末頃まで）

- 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。
 - ア 学校設置者等施設及び施設等運営者が、個別にGビズID（プライム）を申請
 - イ GビズID（プライム）発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を作成・取得
- ※ GビズID取得後、後述の「③事業者情報の登録」までに、プライム・メンバー（第一管理者）の異動が生じた場合は更新。

② 【デジタル庁】GビズIDの発行

- デジタル庁において、申請されたGビズID（プライム・メンバー（第一管理者））を発行

③ 【学校設置者等・施設等運営者（施設・事業所）】事業者情報の登録（令和8年4月から6月末まで：約3か月）

- 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。
 - ア 施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報（GビズIDを含む。）を所轄庁に登録

イ 5月から7月までにかけて、施設・事業所数に応じて登録期間をこども家庭庁から指定所轄庁の方針に従い、5月よりも登録可能とする。

④ 【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出（令和8年5月から7月末まで：約3か月）

○ 次のア及びイに示す手順に従って対応を行う。

ア 学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出（※）

イ 所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめれば、締切り以前であっても提出可能（こども家庭庁への提出締切りは厳守）

※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当（（本節「（3）登録とりまとめ担当」参照）に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。

⑤ 【こども家庭庁】データクレンジング・システムへのデータ取込み（令和8年5月中旬から10月末まで：約5か月半）

○ 提出された事業者情報を精査の上、所轄庁を通じて学校設置者等に情報を確認し、確定した情報をシステムへ取込み

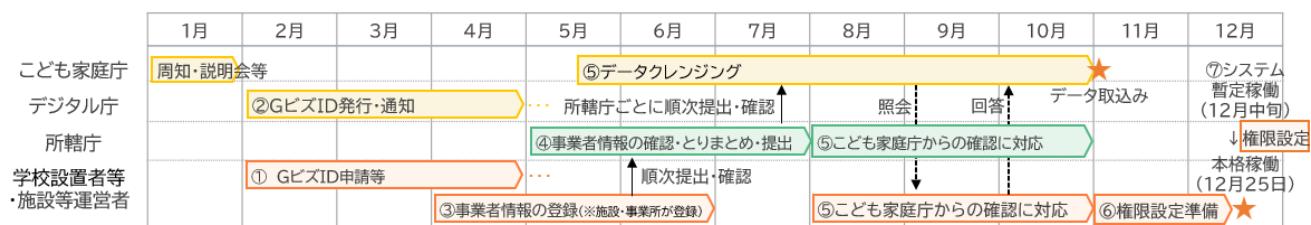
⑥ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備（令和8年11月から12月上旬まで：約1か月半）

○ 学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限（犯罪事実確認ができる者等）を設定するか検討

⑦ 【学校設置者等・施設等運営者】権限設定（令和8年12月中旬にシステム暫定稼働）後、犯罪事実確認書の交付申請等（施行日にシステム本格稼働）

○ 学校設置者等・施設等運営者は、システム（暫定稼働）上で権限設定を行い、施行日からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請等を実施

図表 115 学校設置者等のこども性暴力防止法関連システムへの一括登録の流れ（イメージ）



(2) 登録様式への記入項目

① 所轄庁情報

所轄庁名称

② 事業者情報

- ア 事業者名称（振り仮名含む。）
- イ 所在地
- ウ 法人格の有無
- エ 法人番号
- オ （教育委員会の場合）所在地区分（例：指定都市 など）
- カ （国公立等の場合）該当の有無
- キ GビズID（プライム・メンバー（第一管理者））及び利用者の氏名
- ク 担当者の氏名・連絡先

③ 事業情報

事業分類（例：小学校 など）

④ 事業所情報

- ア 事業所名称（振り仮名含む。）
- イ 所在地
- ウ 電話番号
- エ 施行時現職者数（概数）
- オ 担当者の氏名・連絡先

⑤ 情報共有先の事業者情報

- ア 類型（例：指定管理 など）
- イ 事業者名称（振り仮名含む。）
- ウ 法人格の有無
- エ 法人番号
- オ GビズID（プライム・メンバー（第一管理者））及び利用者の氏名

(3) 登録とりまとめ担当

- 登録とりまとめ担当は、次の表に掲げるとおり。なお、各学校設置者等からの登録様式の確認を行うのは所轄庁であるため、登録とりまとめ担当は、自身の所轄する学校設置者等の登録様式のみを確認すればよく、他の所轄庁からとりまとめる登録様式については、こども家庭庁への提出のみ対応する。

図表 116 学校関係

登録とりまとめ	所轄庁（※1）	学校設置者等	施設
都道府県知事	都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
文部科学大臣	文部科学大臣		高等専門学校（学校法人立）
都道府県知事	都道府県知事 (※2 施設の所轄庁)		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
設置する省庁	設置する省庁（※2）	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）
文部科学大臣	国立大学法人（※2）	国立大学法人	学校（国立大学附属）
設置する省庁	独立行政法人国立高等専門学校機構（※2）	独立行政法人国立高等専門学校機構	高等専門学校（国立）
設立団体（都道府県、市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人（※2）	公立大学法人	学校（公立大学附属） 高等専門学校（公立）
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会（※2）	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）
都道府県知事	都道府県知事	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）
都道府県知事 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	学校法人 (専修学校にあっては準学校法人を含む。)	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外 専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外
	都道府県知事等 (※2 施設の所轄庁) ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市の長	宗教法人、社会福祉法人、株式会社等	学校（宗教法人、社会福祉法人立、株式会社立等） ※私立の幼稚園も含む。 専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等） ※個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会（※2）	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）
	市町村教育委員会（※2） ※県費負担教職員の犯罪事実確認及び防止措置の実施状況の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）
		市町村（現時点で教育委員会のみ）	専修学校高等課程（市町村立）

※1 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

※2 学校関係における「所轄庁」については、学校への日常的な実務上の対応や指導等を行っている機関という視点から整理。
(私立については、私立学校法において、学校設置者等(学校法人等)の「所轄庁」と学校の「所轄庁」が異なる場合があるが、この視点に立ち、登録とりまとめ機関を学校の所轄庁としている。)

図表 117 児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く。）

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	児童福祉施設（国立）
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）、児童相談所（都道府県立）
		一般市区町村、中核市	児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を除く。
		登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）	都道府県が登録する登録一時保護委託施設
	指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） 児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立）
		登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一時保護委託施設
	中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）
	市区町村	市区町村	家庭の保育事業等（家庭の保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）
		独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等	家庭の保育事業等、乳児等通園支援事業（私立）

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

図表 118 障害児関係

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
国(現時点で厚生労働省のみ)	国(現時点で厚生労働省のみ)	国（現時点で厚生労働省のみ）	指定障害児入所施設（国立）
都道府県 ※域内の指定都市、児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関
		都道府県	指定障害児入所施設（都道府県立）
		市区町村	指定障害児通所支援事業（都道府県立） 指定障害児入所施設（市区町村立） 指定障害児通所支援事業（市区町村立）
		社会福祉法人、民間企業等	指定障害児入所施設（私立） 指定障害児通所支援事業（私立）

図表 119 認定こども園関係

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園（都道府県立） 幼保連携型以外の認定こども園（都道府県立）
			幼保連携型認定こども園（市区町村立） 幼保連携型以外の認定こども園（市区町村立）
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
			幼保連携型以外の認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
	指定都市又は中核市	指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園（指定都市、中核市立） 幼保連携型以外の認定こども園（指定都市、中核市立）
			幼保連携型認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものに限る)
		学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型以外の認定こども園（私立） (指定都市又は中核市に所在するものに限る)

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

3. 学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の分散（規則第31条第3項関係）

規則第31条第3項

（交付申請の方法等）

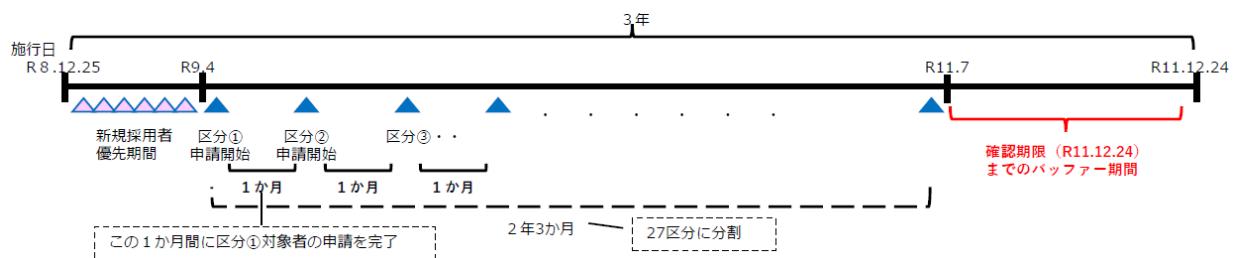
第三十一条（略）

2（略）

3 法第四条第三項（法第九条第一項又は第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による犯罪事実確認に係る交付申請については、こども家庭庁支援局長が定めるところにより、同項の期間を分割して行うものとする。

- 法第4条第3項及び令第4条においては、学校設置者等は、施行時現職者について、施行日から起算して3年間を経過する日までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされている。
- したがって、令和11年12月24日までの間に、全ての学校設置者において施行時現職者の犯罪事実確認が行われる必要がある。
- このため、施行時現職者の犯罪事実確認が、3年間で滞りなく行われるよう、犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散することとしている（規則第31条第3項）。具体的なイメージは次の図に示すとおり。

図表 120 学校設置者等における施行時現職者の犯罪事実確認の分散（イメージ）



- 犯罪事実確認の分散に当たっては、
 - ① 教育委員会が学校設置者等となる学校（都道府県立学校・市町村立学校）
 - ② それ以外の施設・事業（私立学校等、児童福祉施設・事業）で分散方法を区別する。具体的な内容は次の（1）及び（2）に順次示す。

（1）都道府県立学校・市町村立学校の場合の分散方法

- 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が行う都道府県立学校・市町村立学校における施行時現職者について、犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散させる方法は、次のアからキまでに掲げるとおり。

ア 施行時現職者の特定・人数把握

- ・ 各都道府県教育委員会において、管轄都道府県内の市町村教育委員会の協力を得て、それが所轄する各学校の施行時現職者の特定を行い、その総数を把握する。
- ・ 県費負担教職員は、各都道府県教育委員会において犯罪事実確認を行う必要があるため、都道府県教育委員会が確認対象として含める。

イ 分散申請の方法の決定

- ・ 各都道府県教育委員会において、管轄都道府県内の市町村教育委員会と協力し、各都道府県における分散申請の方法を決定する。
※ 概ね均等に 27 分割することが可能であれば、どのような方法でも構わないが、例えば、A：採用年次、B：学校単位、C：学校種別、D：学校所在地による分割方法が考えられる。なお、いずれの方法をとる場合も、施行時現職者に予見可能性（あと 2 年は確認されないなど）を持たせないため、区分の順番はランダム性を持たせることが必要である。
- ・ 都道府県教育委員会と市町村教育委員会の分散申請方法は、円滑に確認することが可能であれば、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とで同一の方法を採用しないこともできる。

ウ 申請工程表の作成

- ・ 各都道府県教育委員会においては、決定した分散申請の方法をもとに、管轄都道府県内の市町村教育委員会と協力し、各都道府県における申請工程表（※）を作成する。
- ・ 各都道府県教育委員会は、令和 9 年 1 月中旬までに、申請工程表をこども家庭庁に提出する。
- ・ 申請工程表の内容について変更が生じた場合にも、変更の届出を行う必要はないが、当初の計画どおり、交付申請数が概ね 27 分割される数となるよう維持する。
※ 申請工程表には、各都道府県の分散申請の方法に基づく①から⑦までの区分ごとの交付申請件数の総数等を記載する。なお、都道府県教育委員会とは異なる分散申請の方法を採用する市町村教育委員会がある場合には、個別に申請工程表を作成しても差し支えない。ただし、こども家庭庁に提出する申請工程表は各都道府県に 1 つとし、管轄の都道府県教育委員会が、都道府県内の交付申請件数を区分ごとに合算したものを作成する。指定都市教育委員会のみ、合算せず、指定都市教育委員会から直接こども家庭庁に提出してもよい。

エ 施行時現職者への申請時期の伝達

- ・ 各都道府県教育委員会・市町村教育委員会においては、施行時現職者に対し、当該施行時現職者が配属されている学校を通じて、申請対象月の 4 か月前（※）に、申請が必要となる旨（戸籍の提出の必要性等）を伝達する（施行時内定者で未配属の場合は、直接教育委員会等が行う。）。
※ 4 か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際など）に必要となる戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限が 3 か月であることを踏まえ、それ以降に手続を行うよう伝達する。

オ 犯罪事実確認書の交付申請

- 令和9年4月以降、ウの申請工程表に従い、順次、各教育委員会で犯罪事実確認書の交付申請を行い、該当する区分の各月において、対象者の申請を完了させる。
- 繁忙期等があることを踏まえ、申請工程表上の対象申請月（1か月）での交付申請が難しい場合には、対象申請月の前後1か月を含めて、計3か月以内に申請を終える。

カ 交付申請の進捗の適切な管理

- 各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会の協力を得つつ、ウの申請工程表に基づいて交付申請が適切に行われているか、進捗を適切に管理する。
- 進捗管理を効率的に行うことができるよう、子ども家庭庁から、各教育委員会における交付申請状況について、定期的に情報提供を行う。

キ 施行時現職者の確認完了の報告

- 施行時現職者の犯罪事実確認が全て完了した都道府県教育委員会・市町村教育委員会は、システム上で、確認の完了報告をする。
- ※ 施行時現職者の確認期限である令和11年12月24日を超過しても確認が終了していない場合は、犯罪事実確認義務違反となる。

（施行時現職者に異動があった場合の犯罪事実確認）

- 施行時現職者の確認期間（施行後3年）の間に、対象業務従事者が学校間等で異動を行う場合、異動前と異動後の確認時期が異なる場合があることから、異動した従事者の確認漏れが生じないようにすることが必要となる。犯罪事実確認の実施状況による実施主体の区別は次の表のとおり。

図表 121 施行時現職者に異動があった場合の犯罪事実確認

異動前の犯罪事実確認の実施状況	異動先の犯罪事実確認の実施状況	
	実施前	実施済み
実施前	異動先で実施 (割り当てられた区分の時期)	異動先で実施 (異動時)
実施済み	異動先での犯罪事実確認は不要	

（2）私立学校等、児童福祉施設・事業の場合の分散方法

- 私立学校等、児童福祉施設・事業における施行時現職者について、犯罪事実確認書の交付申請の時期を分散させる方法は、次の①から③までに掲げる主体ごとに必要な対応を行う。

① 子ども家庭庁

- 次のアからウまでに示す手順に従って対応を行う。

ア こども家庭庁において、学校設置者等の従事者数（推計）を踏まえ、令和9年4月以降1か月ごとに、各都道府県を27区分（27か月）に割り振る。

※ 学校設置者等の従事者数（推計）が全国で約280万人であることを踏まえ、①～⑦の区分期間（1か月ごと）に割り振られる従事者数が概ね10万程度となるよう、47の都道府県を各区分に割り付ける（従事者数が少ない都道府県は複数の県を1区分に割り付け、多い都道府県は2区分に分割する）。対象従事者に予見可能性（あと2年は確認されないなど）を持たせないため、都道府県の区分の順番には、ランダム性を持たせる。

イ 所轄庁（都道府県・市町村等）に対し、27の都道府県の分割区分を通知する。

ウ 事業者に対し、各事業所の申請時期をシステム上で事業者に通知する（準備期間を踏まえて、一定期間前に通知予定）。

② 所轄庁

○ 所轄庁は、事業者が交付申請を適切に行っているか、進捗を適切に管理する。

※ こども家庭庁から、交付申請状況について定期的に情報提供を行う。

③ 学校設置者等

○ 次のアからウまでに示す手順に従って対応を行う。

ア 学校設置者等は、指定された申請対象月（事業所が属する都道府県が割り当てられた区分期間）に、犯罪事実確認書の交付申請を行う。

※ 事業者に対し、各事業所の申請時期をシステム上で事業者に通知する（準備期間を踏まえて、一定期間前に通知予定）。

※ 原則として、申請対象月における申請を基本とするが、その間で対応がどうしても難しい場合には、申請対象月の前後1か月を含む3か月の間に交付申請を行う。

イ 学校設置者等（又は事業所の長）は、施行時現職者に対して、申請対象月の4か月前（※）に申請時期等（戸籍の取得の必要性等）を伝達する。

※ 4か月前に申請手続が必要な旨を伝達する際、戸籍等の取得（マイナンバーカードをスマートフォンにかざして取得する際など）に必要となる戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の有効期限が3か月であることを踏まえ、それ以降に手続を行うよう伝達する。

ウ 学校設置者等は、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了したとき、その旨をシステム上で報告する。

※ 施行時現職者の確認期限である令和11年12月24日を超過しても確認が終了していない場合は、犯罪事実確認義務違反となる。

（施行時現職者に都道府県をまたぐ異動があった場合の犯罪事実確認）

○ 施行時現職者の確認期間（施行後3年）の間に、対象となる従事者が都道府県をまたいで異動を行う場合、申請対象月が到達していない都道府県から申請対象月に到達済みの都道府県に異動するときは、異動した者の確認漏れが生じないようにすることが必要となる。

【同一事業者内の異動の場合】

- 同一事業者内における事業所間の異動の場合は、事業者・事業所間、異動元、異動先の事業所間で丁寧に情報共有を行うことなどにより、確認漏れがないように対応する。

【異なる事業者間の異動の場合】

- 異なる事業者間の異動の場合は、施行時現職者とはならないため、新規雇入れとして、確認を行う。